

# 土地利用ハンドブック

令和 5 年 6 月

福島県 復興・総合計画課

# 目 次

## 第1章 総論

1 土地対策の経緯	1
2 土地基本法の基本理念	2
3 土地利用関係法令の体系	4

## 第2章 事例別関係法令手続き

1 ゴルフ場の開発	6
2 産業廃棄物処理施設の設置	7
3 一般的な開発行為（市街化区域）	8
4 一般的な開発行為（市街化調整区域）	9
5 一般的な開発行為（都市計画区域外）	10
6 個人住宅用地の造成	11

## 第3章 関係法令の概要

### 一 【国土利用計画法関係】

1 国土利用計画法 （一定面積以上の土地取引の届出）	12
2 福島県大規模土地利用事前指導要綱 （大規模な土地利用の事前指導）	14
3 福島県ゴルフ場開発指導要綱 （ゴルフ場開発の事前指導）	16

### 二 【自然保護・環境関係】

1 自然公園法（国立公園、国定公園内での行為の許可・届出）	18
2 自然公園法（公園事業の執行）	20
3 福島県立自然公園条例（県立自然公園内での許可・届出）	22
4 福島県立自然公園条例（公園事業の執行）	24
5 福島県自然環境保全条例 （自然環境保全地域、緑地環境保全地域内での行為の許可・届出）	26
6 福島県野生動植物の保護に関する条例 （特定希少野生動植物の捕獲等の許可） （生息地等保護区内での行為の許可・届出）	28
7 環境影響評価法 生息地等保護区内での行為の許可・届出 （大規模な事業の際の環境影響評価の実施）	30
8 福島県環境影響評価条例 （法対象事業以外の大規模な環境影響評価の実施）	33
9 浄化槽法（浄化槽設置等の届出）	35
10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （産業廃棄物処理施設の設置許可） （排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出）	38
11 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例 （産業廃棄物指定処理施設設置許可） （産業廃棄物、使用済タイヤの保管の場所の届出） （土地所有者等による関係機関への通報） （汚染土壌の処分に係る届出）	41

1 2	福島県産業廃棄物処理指導要綱	4 5
	(産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書)	
	(産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書)	
1 3	水道法(専用水道工事の確認)	4 7
1 4	福島県給水施設等条例(給水施設工事の確認)	4 9
1 5	大気汚染防止法(ばい煙、粉じん発生施設等の届出)	5 1
1 6	水質汚濁防止法(特定施設の設置の届出)	5 2
1 7	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	5 3
	(特定施設・湖沼排水指定施設の設置届出)	
1 8	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	5 4
	(水環境保全区域内での行為の許可)	
1 9	土壌汚染対策法(報告)	5 5
2 0	騒音規制法(特定施設設置、特定建設作業実施の届出)	5 7
2 1	振動規制法(特定施設設置、特定建設作業実施の届出)	5 9
2 2	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	6 1
	(特定工場の公害防止統括者等の選任届)	
2 3	特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律	6 3
	(化学物質の排出量及び移動量の届出)	
2 4	福島県生活環境の保全等に関する条例	6 5
	(特定施設等の設置及び建設作業騒音規制地域における騒音指定建設作業の届出)	
2 5	悪臭防止法(規制区域の指定)	6 7
2 6	ダイオキシン類対策特別措置法(特定施設設置等の設置届出)	6 9
2 7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7 0
	(特別保護区内の一定の行為の許可)	

### 三 【農地・林地関係】

1	農業振興地域の整備に関する法律	7 1
	(農業振興地域整備計画の変更)	
2	農地法(農地転用の許可、市街化区域内での届出)	7 3
3	森林法(開発行為の許可)	7 6
4	森林法([保安林]土地の形質変更等、立木の伐採)	7 8

### 四 【農地・林地・土木関係】

1	砂利採取法(砂利採取計画の認可)	8 0
2	地すべり等防止法(地すべり防止区域内の行為の許可)	8 2
3	海岸法(占用、制限行為の許可)	8 4
4	公有水面埋立法(公有水面埋立ての免許)	8 6

### 五 【土木関係】

1	道路法(道路管理者以外の者が行う工事の承認)	8 8
2	河川法	9 0
	(河川管理者以外の者が行う工事の承認、流水・土地の占有の許可等)	
3	砂防法(砂防指定地内の行為の許可)	9 2
4	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	9 4
	(急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可)	
5	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律	9 6
	(特定開発行為の制限)	

6	港湾法（港湾区域等内の工事等の許可）	9 7
7	港湾法（臨港地区内の行為の許可、届出及び建築禁止）	9 9
8	漁港漁場整備法（漁港の区域内の行為の許可）	1 0 1

## 六 【都市計画・建築関係】

1	都市計画法（開発許可）	1 0 2
2	風致地区内における建築等の規制に関する条例 （風致地区内の行為の許可）	1 0 5
3	（旧）宅地造成等規制法（（現）宅地造成及び盛土等規制法） （宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可）	1 0 7
4	建築基準法（建築物の建築、大規模な修繕等の確認）	1 0 9

## 七 【文化財保護関係】

1	文化財保護法 （国指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可）	1 1 1
2	文化財保護法 （埋蔵文化財等の包蔵地発掘） （埋蔵文化財等の発見の届出）	1 1 2
3	福島県文化財保護条例 （県指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可）	1 1 4

## 八 【その他】

1	福島県景観条例（景観形成重点地域における行為の届出）	1 1 5
2	福島県景観条例 （景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出）	1 1 9
3	消防法（保安上建物等から保つ距離〔保安距離〕）	1 2 2
4	高圧ガス保安法（製造施設の設置等の許可・届出）	1 2 4
5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （供給施設の設置等の許可・届出）	1 2 5
6	火薬類取締法（火薬貯蔵施設の設置等の許可・届出）	1 2 6
7	石油コンビナート等災害防止法（事業所の新設等の届出）	1 2 7
8	温泉法（温泉ゆう出目的の土地掘削許可）	1 2 8
9	温泉法（温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限）	1 3 0
1 0	墓地、埋葬等に関する法律（墓地の経営等の許可）	1 3 2
1 1	大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗の新設等の届出）	1 3 3
1 2	福島県商業まちづくりの推進に関する条例 （特定小売商業施設の新設等の届出）	1 3 5
1 3	工場立地法（特定工場新設等の届出）	1 3 9
1 4	福島県工業開発条例（一定面積の敷地の工場新設等の届出）	1 4 1
1 5	鉱業法（鉱業権の許可）	1 4 3
1 6	採石法（岩石採取計画の認可）	1 4 5
1 7	国土調査法（国土調査の成果の認証に準ずる指定）	1 4 7
1 8	国有財産法（法定外公共用財産（一般海域）の使用等許可）	1 4 9
1 9	公有地の拡大の推進に関する法律 （都市計画区域内の土地の先買い制度）	1 5 0

## 参 考 資 料

1	自然公園等の区域	1 5 3
2	鳥獣保護区	1 5 6
3	水環境保全区域	1 6 0
4	民有保安林の状況	1 6 1
5	都市計画区域	1 6 2
6	都市計画区域の用途地域と建築物の関係	1 6 5
7	地すべり防止区域	1 6 6
8	海岸保全区域	1 7 0
9	宅地造成工事規制区域	1 7 3
1 0	知事が指定した建築確認区域	1 7 4
1 1	市町村の開発指導要綱等の概要	1 7 5
1 2	市町村の所在地等	1 8 5
1 3	国関係機関の所在地等	1 8 7

# 第 1 章

## 総 論

## 1 土地対策の経緯

土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠の基盤でもあるが、わが国では、戦後の急激な都市化、工業化の中で地価高騰と激しい土地投機、土地利用の混乱等が生じた。また、急激な土地利用の転換は自然環境や秩序ある市街地の形成にも大きな影響を与えた。

このような土地問題に対処し、総合的な土地対策を推進するため、昭和43年に都市計画法、昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律、昭和47年に自然環境保全法が制定され、昭和49年には森林法が改正（林地開発許可制度の導入）されるなど、順次個別分野の法体系が整備されていった。さらに、昭和49年には、これら個別規制法による土地利用計画を総合的に体系化し、調整する機能を持つ国土利用計画法が制定された。国土利用計画法では、国土利用計画等に関する規定に加えて、一定規模以上の土地取引に関し利用目的と取引価格の両面から行政が関与する事前届出勧告制が設けられた。

この土地取引規制により、地価は概ね安定的に推移していったが、昭和58年以降、大都市圏の商業地を中心に発生した地価高騰が周辺の住宅地にも波及し、その結果様々な被害を国民生活に及ぼした。このため、昭和62年には、国土利用計画法が改正され、地価が急激に上昇している地域等を都道府県知事が指定し、それまで国土利用計画法の届出制の対象となっていない小規模な土地取引等についても、届出を義務付けることができる監視区域制が創設された。

しかしながら、地価高騰は大都市圏から地方主要都市まで波及し、バブル期には多くの投機的取引が行われた。その結果、住宅取得の困難化、社会資本整備への支障等の社会問題が引き起こされた。このため、平成元年には、土地取引の適正化等を目的に、土地に対する国民の共通認識を確立し、土地対策の総合性を確保するため、土地についての基本理念と施策の基本方向を定めた土地基本法が制定された。さらに、平成3年には、総合土地政策推進要綱が閣議決定され、土地基本法を踏まえた総合的な土地政策の基本方針（土地神話の打破、適正な地価水準の実現、適正かつ合理的な土地利用の確保）が示された。

バブル経済の崩壊後、異常な地価高騰は沈静化し、長期にわたる地価の下落、わが国経済・社会や土地をめぐる状況の変化を背景に、新たな土地政策の確立のため、平成9年に新総合土地政策推進要綱が閣議決定され、土地政策の目標が地価の抑制から「土地の有効利用による適正な土地利用の推進」に転換された。平成10年には、国土利用計画法が改正され、土地取引について事後届出制が原則とされる一方で、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引については事前届出とする注視区域制度が創設された。

近年では、人口減少・超高齢社会化による土地利用ニーズの低下や土地所有意識の希薄化等により、所有者不明土地や管理不全土地が全国的に増加し、生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障となっている。このような新たな課題に対応するため、令和2年に、土地基本法の一部が改正され、土地を適正に「利用」・「取引」するだけでなく、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性が明確化され、土地所有者は、登記手続や境界の明確化に努めること、国や地方公共団体が行う土地政策に協力しなければならないことなど土地所有者の責務が新たに追加されている。

## 2 土地基本法の基本理念

土地基本法においては、次のような土地についての基本理念が掲げられている。

### (1) 土地についての公共の福祉の優先

土地は、狭い国土に多くの国民が生活し、濃厚な社会経済活動を営んでいるわが国にとっては、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠の基盤である。また、その利用が他の土地と密接な関係を有するものであり、その価値が主として人口及び産業の動向、社会資本整備状況その他社会的経済的条件により変動するものである。

土地は、このように公共の利害に関係する特性を有しているため土地については公共の利益を優先させなければならない。すなわち、土地については公共的制約が課されることになる。

### (2) 適正な利用及び管理の実施

土地は、その所在する地域の諸条件、すなわち、地形、地質、自然的景観などの自然的条件、社会資本の整備状況、公益施設の立地状況、土地利用計画及び規制の状況などの社会的条件、人口の動向、私的経済活動の動向等の経済的条件、歴史的建造物の立地状況、文化財の埋蔵状況等の文化的条件に応じて、適正な利用及び管理が必要である。

わが国では、土地の利用については利用するかしないかも含めて、土地の所有者の自由にまかせるという意識が強いが、土地が限られた貴重な資源であり、諸活動の不可欠の基盤であることを考えれば、国民全体からみて諸条件に応じた最もふさわしい利用がなされて、適切に管理されているか否かが問われなければならない。

したがって、資産として保有するというのではなく、どのように具体的に利用されているかが重要となる。もちろん、自然環境の保全や、周辺地域への悪影響を防止することも重要であり、これらの場合、土地利用の転換をせず、保全することも適正な利用及び管理にあたることになる。

また、土地利用にあたっては、さまざまな利用の競合を調整し、また、望ましい利用に向けて規制・誘導することにより、土地利用計画に沿った適正かつ合理的な土地利用が行われることが重要であり、土地利用及び管理計画の整備・充実が必要となっている。

### (3) 円滑な取引の実施及び投機的取引の規制

土地の所有者又は使用収益する権限を有する者の適正な利用及び管理を促進するため、土地は円滑に取引されなければならない。ただし、転売による価格の差益を享受することを目的として土地が取引される場合は、土地供給の抑制による需給の逼迫、地価の上昇を引き起こす。また、値上がり益を見込んだ価格で売買され、通常取引価格や土地の利用価値に見合った正当な価格からかい離した価格が形成されるため、周辺の地価上昇も引き起こす。さらに、取得価格と売渡し価格の差益を得ようとして保有するため、適正に利用されないことになる。このような地価高騰や土地の遊休化は、国民の生活や生産活動、社会資本の整備に大きな障害となるため、土地は投機的取引の対象とされてはならない。

昭和60年のプラザ合意後のバブル経済による戦後3回目の地価高騰は、土地利用の著しい混乱を発生させた。その後の深刻な不況に対する政府の総合経済対策においては、土地取引の活性化・適正化がその大きな柱となっている。



#### (4) 土地所有者等による適切な負担

土地の価値の増加や維持は、開墾のように所有者自らの労力の投入によるものもあるが、ほとんどの場合は、自らの努力によるものではなく、道路や鉄道などの社会資本の整備、土地利用規制の変更やまちづくりの推進など外部的な要因によってもたらされることが多い。このような社会的経済的条件の変化により土地の価値が上昇または維持される場合、その利益を享受する土地所有者等に対しては、公平の観点からその利益に応じて適切な費用負担が求められる必要がある。

#### (5) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、(1) から (4) までに記載された土地についての基本理念にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

### 3 土地利用関係法令の体系

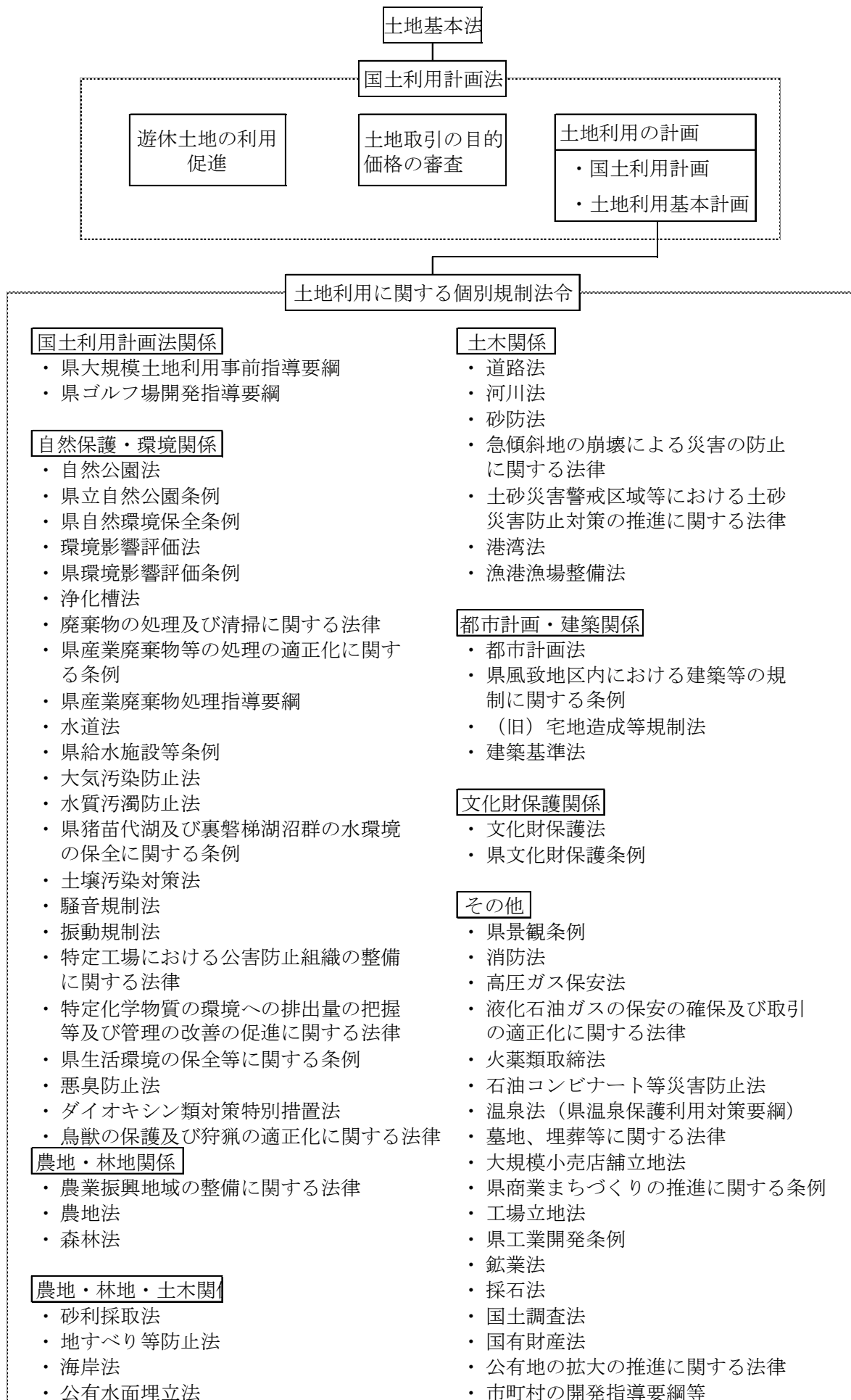
土地基本法は、国民に対して、前述の土地に関する基本理念を認識させるとともに、国や地方公共団体にもその理念による行政を要請している。また、既に制定されているものも含め、法令・条例等はその理念に合致することが要請される。土地基本法はいわゆる宣言法であり、同法自体が直接的に規制や誘導を行う法律ではないが、土地利用関係法令全体を拘束し、その方向を定めるものとして、土地の分野での「基本法」となるものである。

国土利用計画法は、個別行政分野ごとに定められている法律等からなる土地対策を総合的に実施するため、

- ① 国土を総合的かつ計画的に利用、保全するという土地利用の観点から、利用区分ごとの配分や利用の方向を定め、土地利用に関する長期目標となる国土利用計画制度
- ② 個別規制法による地域区分を総合的に調整し、それらの上位先行計画として機能する図面表示を中心とする土地利用基本計画制度
- ③ 地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地取引に関して、許可制及び事前並びに事後の届出勧告制を導入する土地取引規制制度
- ④ 土地の有効かつ適切な利用の観点から、まったく利用されていないか利用の程度の低い土地の有効利用を促進する遊休土地制度

を主な内容としている。

都市計画法、自然公園法など個別の行政分野ごとの法律がそれぞれの目的をもって定められており、これら個別の法律と国土利用計画法とが機能し、全体として総合的かつ計画的な土地利用が図られている。



## 第 2 章

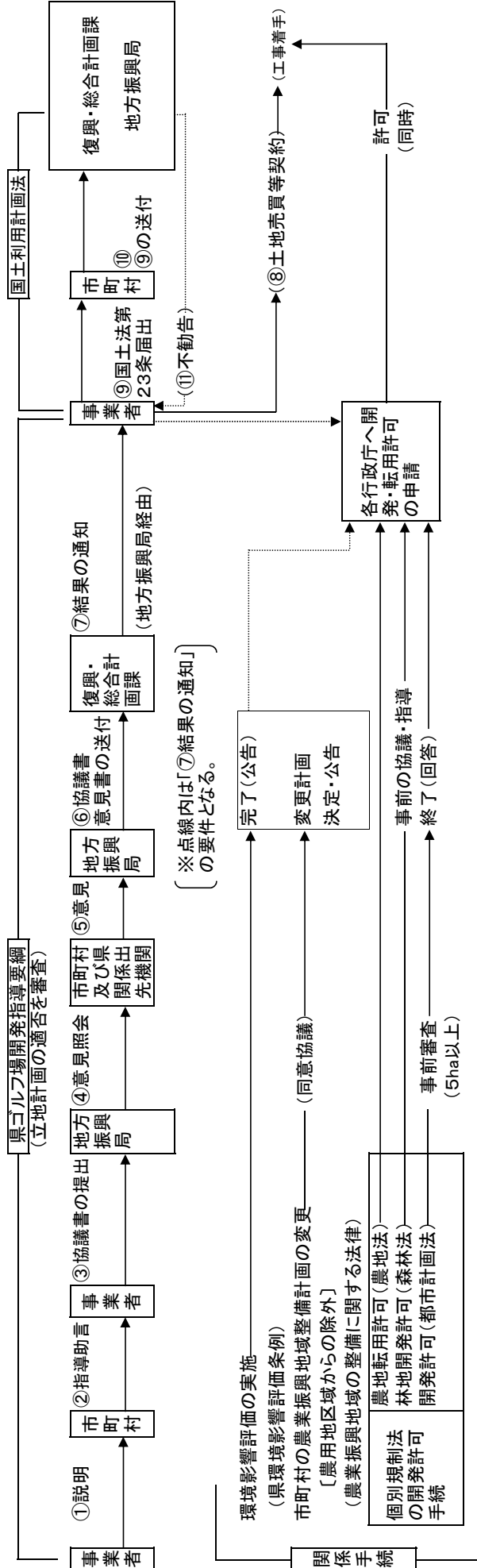
### 事例別関係法令手続き

# 1 ゴルフ場の開発

立地する土地の状況(例)

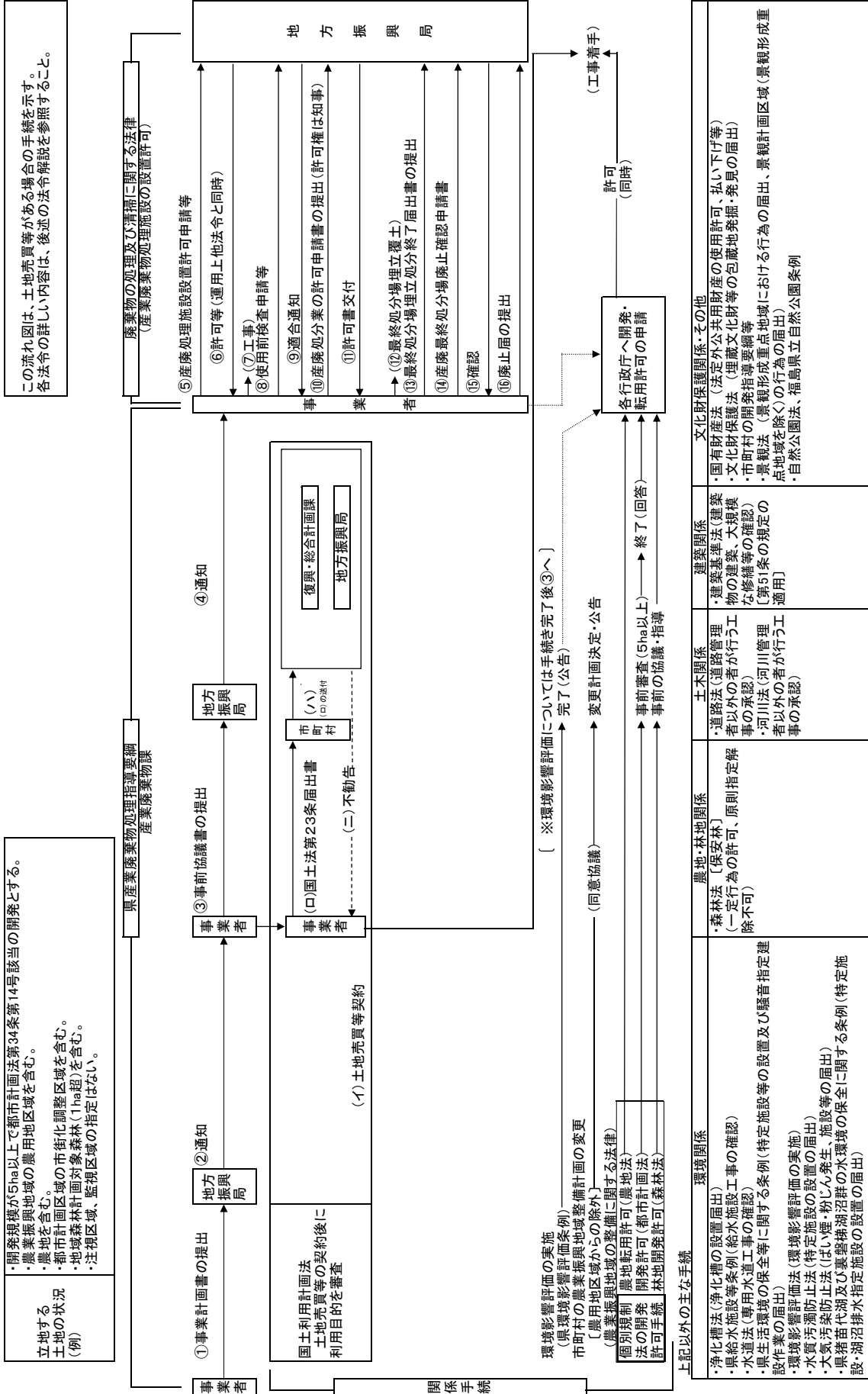
- ・農業振興地域の農用地区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・都市計画区域の市街化調整区域を含む。
- ・地域森林計画対象森林(1ha超)を含む。
- ・注視区域、監視区域の指定はない。

この流れ図は、土地売買等がある場合の手続を示す。各法令の詳しい内容は、後述の法令解説を参照すること。

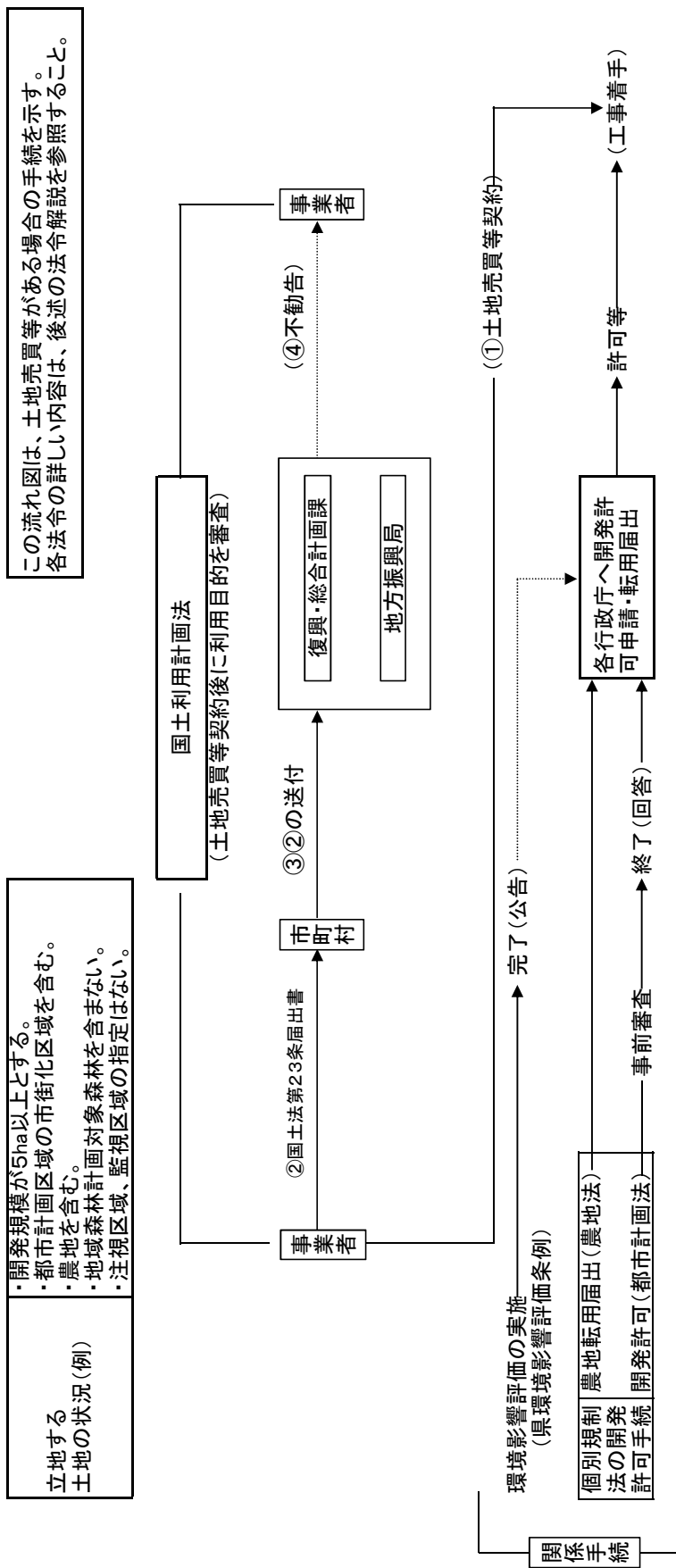


上記以外の主な手続	
<b>環境関係</b> ・浄化槽法(浄化槽の設置届出) ・県給水施設等条例(給水施設工事の確認) ・水道法(専用水道工事の確認) ・県生活環境の保全等に関する条例(排水指定施設等の設置及び騒音指定建設作業の届出) ・県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(特定施設・湖沼排水指定施設の設置の届出)	<b>農地・林地関係</b> ・森林法 [保安林] (一定行為の許可、原則指定解除不可)
<b>土木関係</b> ・道路法 (道路管理者以外の者が行う工事の承認) ・河川法 (河川管理者以外の者が行う工事の承認)	<b>建築関係</b> ・建築基準法(建築物の建築、大規模な修繕等の確認)
<b>文化財保護関係</b> ・文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出)	<b>その他</b> ・景観法(景観形成重点地域における行為の届出、景観計画区域(景観形成重点地域を除く)の行為の届出) ・国有財産法(法定外公共用財産の使用許可、払い下げ等) ・市町村の開発指導要綱等

## 2 産業廃棄物処理施設の設置



### 3 一般的な開発行為（市街化区域）



立地する土地の状況(例)

- ・開発規模が5ha以上とする。
- ・都市計画区域の市街化区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・地域森林計画対象森林を含まない。
- ・注視区域、監視区域の指定はない。

上記以外の主な手続

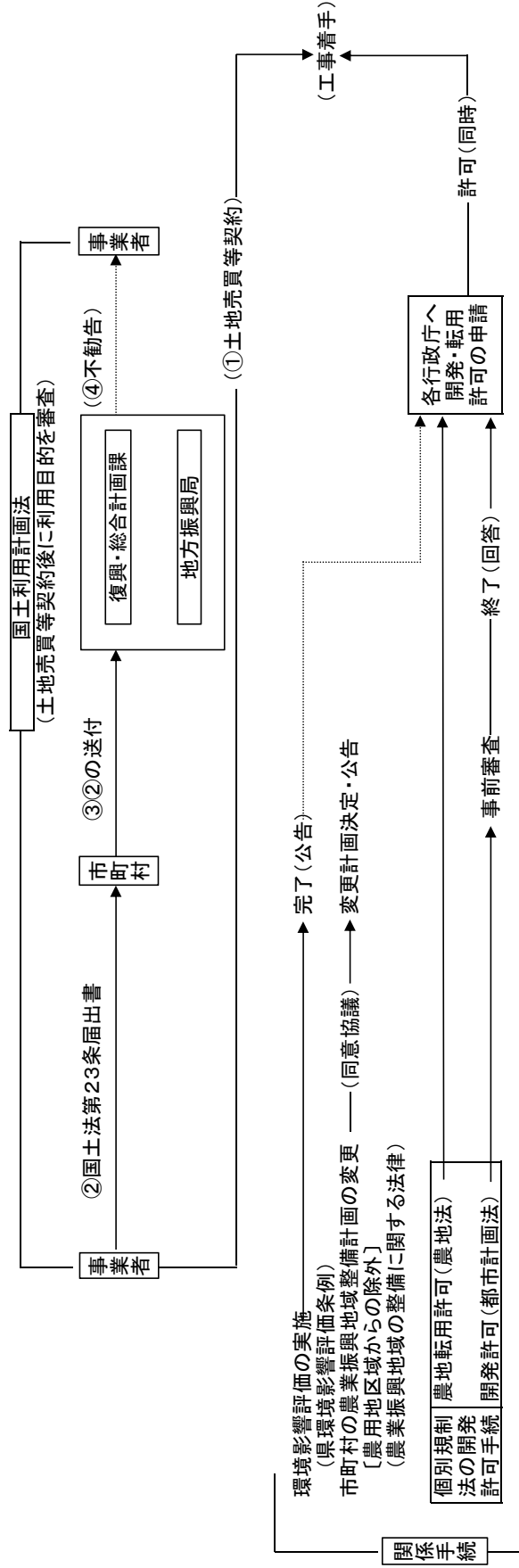
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法(浄化槽の設置の届出)</li> <li>・水道法(専用水道工事の確認)</li> <li>・県給水施設等条例(給水施設工事の確認)</li> <li>・県生活環境の保全等に関する条例(特定施設等の設置及び騒音指定建設業の届出)</li> <li>・環境影響評価法(環境影響評価の実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法(道路管理 者以外の者が行う工 事の承認)</li> <li>・河川法(河川管理 者以外の者が行う工 事の承認、流水・土 地の占有の許可等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(旧)宅地造成等規制法 (宅地造成工事規制区域内 の宅地造成の許可)</li> <li>・建築基準法 (建築物の建築、大規模な修繕 等の確認用途地区により建築 制限あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法 (埋蔵文化財等の包 蔵地発掘・発見の届 出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法(景観形成重点地域 の届出、景観計画区域(景観形成重点地域 を除く)の行為の届出)</li> <li>・国有財産法(法定外公用財産の使用許 可、払い下げ等)</li> <li>・市町村の開発指導要綱等</li> <li>・大規模小売店舗法(出店調整、届出勧告)</li> <li>・工場立地法(特定工場設置等の届出)</li> <li>・県工業開発条例(一定面積の敷地の工場</li> </ul>
--	--	--	--	---

#### 4 一般的な開発行為（市街化調整区域）

開発規模が5ha以上で都市計画法第34条第10号該当の開発とする。

- ・都市計画区域の市街化調整区域を含む。
- ・農業振興地域の農用地区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・地域森林計画対象森林を含まない。
- ・注視区域、監視区域の指定はない。

この流れ図は、土地売買等がある場合の手続を示す。各法令の詳しい内容は、後述の法令解説を参照する



#### 上記以外の主な手続

自然保護・環境関係	土木関係	建築関係	文化財保護関係	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法(浄化槽の設置の届出)</li> <li>・水道法(専用水道工事の確認)</li> <li>・県給水施設等条例(給水施設工事の確認)</li> <li>・県生活環境の保全等に関する条例(特定施設等の設置及び騒音指定建設作業の届出)</li> <li>・環境影響評価法(環境影響評価の実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法(道路管理者以外の者が行う工事の確認)</li> <li>・河川法(河川管理者以外の者が行う工事の確認、流水・土地の占有の許可等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区区内における建築等の規制に関する条例(風致地区区内の行為の許可)</li> <li>・(旧)宅地造成等規制法(宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可)</li> <li>・建築基準法(建築物の建築、大規模な修繕等の確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法(景観形成重点地域における行為の届出、景観計画区域(景観形成重点地域を除く)の行為の届出)</li> <li>・国有財産法(法定外公用財産の使用許可、払い下げ等)</li> <li>・市町村の開発指導要綱等</li> <li>・大規模小売店舗法(出店調整、届出勧告)</li> <li>・工場立地法(特定工場設置等の届出)</li> <li>・県工業開発条例(一定面積の敷地の工場設置届出)</li> </ul>







## 第 3 章

### 関係法令の概要

### 第3章 関係法令の概要

#### 一 【国土利用計画法関係】

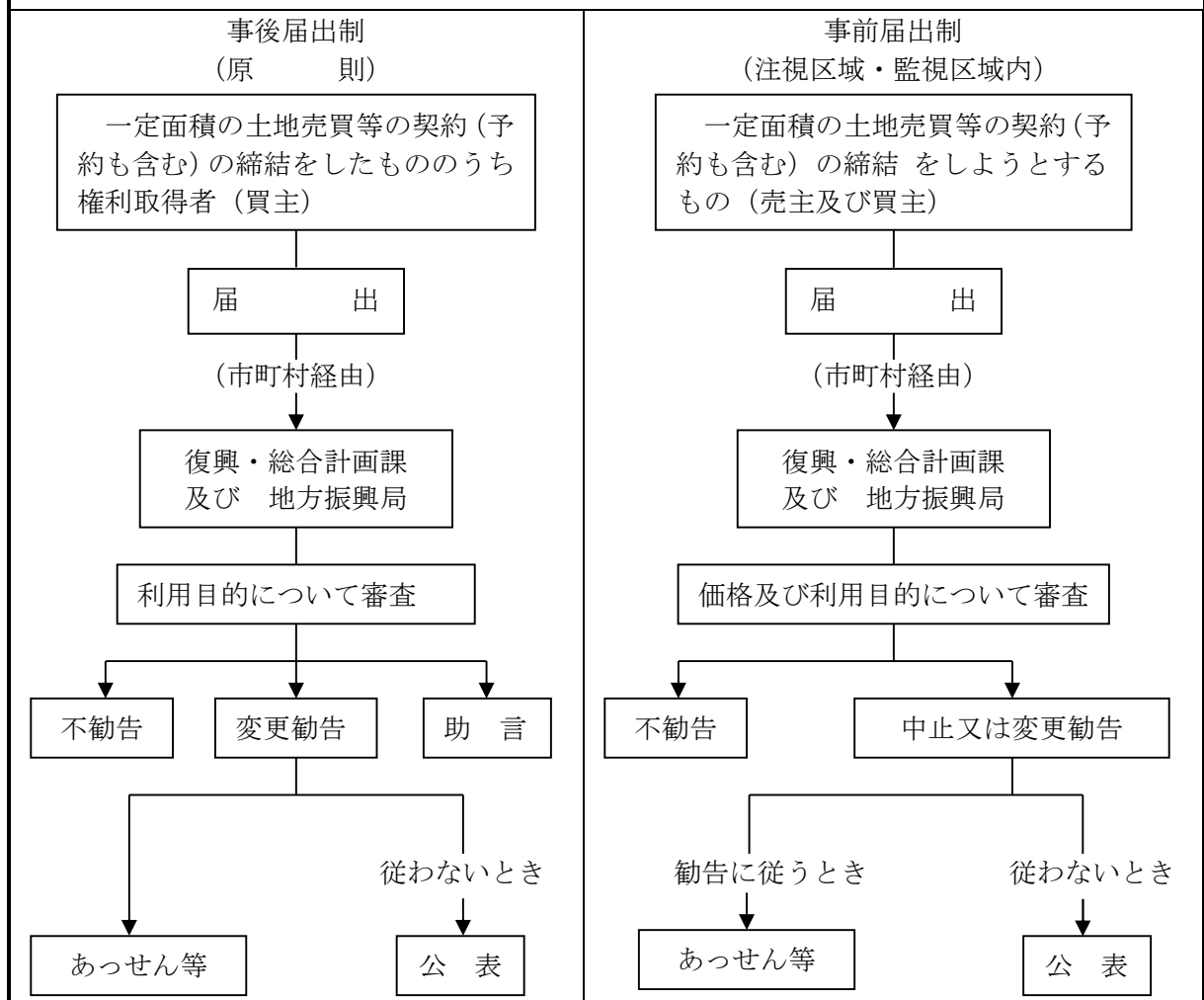
## 1 国土利用計画法

[一定面積以上の土地取引の届出] (第23条、第27条の4、第27条の7)

法の趣旨	国土利用計画や土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置等を講ずることにより、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を未然に防ぐなど総合的かつ計画的な国土の利用を図る。						
届出の必要な行為	<p>一定面積の土地売買等を行おうとする場合</p> <p>※ 届出時期は？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事後届出制（原則） 届出者は、契約締結日を含み2週間以内に届出をする。</li> <li>2 事前届出制（注視区域又は監視区域が指定されている場合） 届出者は、契約締結前に届出をする。 ただし、その届出をした日から起算して6週間を経過する日又は不勧告通知の日までの間は契約を締結できない。</li> </ol> <p>※ 一定の面積とは？</p> <table border="1" data-bbox="443 898 1300 1173"> <tr> <td data-bbox="443 898 831 1016">事後届出制 (原則)</td> <td data-bbox="831 898 1300 1016">市街化区域内 2,000㎡以上 その他都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1016 831 1095">注視区域制度 (指定がある場合)</td> <td data-bbox="831 1016 1300 1095">事後届出制と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1095 831 1173">監視区域制度 (指定がある場合)</td> <td data-bbox="831 1095 1300 1173">知事が定める面積以上</td> </tr> </table> <p>※ 注視区域・監視区域とは？ 下記のすべての要件に該当する場合、期間を定めて区域を知事が指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 注視区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地価の上昇が社会的経済的事情の変動に照らし相当な程度を超え又はそのおそれ</li> <li>・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれが認められる</li> </ul> </li> <li>2 監視区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地価の急激な上昇又はそのおそれ</li> <li>・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれが認められる</li> </ul> </li> </ol> <p>※ 土地売買等とは？ 次のような権利の移転又は設定の契約及び予約 所有権 地上権 賃借権 上記権利の取得を目的とする権利（予約完結権、買戻権） 〔地役権、永小作権、使用貸借権、抵当権 不動産質権等の土地に関する権利の取引 は、届出が不要である。〕</p>	事後届出制 (原則)	市街化区域内 2,000㎡以上 その他都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	注視区域制度 (指定がある場合)	事後届出制と同じ	監視区域制度 (指定がある場合)	知事が定める面積以上
事後届出制 (原則)	市街化区域内 2,000㎡以上 その他都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上						
注視区域制度 (指定がある場合)	事後届出制と同じ						
監視区域制度 (指定がある場合)	知事が定める面積以上						

容 認 権 者	知事（本県では事後届出のみ該当）
容 認 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後届出制（原則） <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的が土地利用基本計画等（公表されているものに限る）に適合すること等</li> </ul> </li> <li>○ 事前届出制 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 注視区域（指定がある場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定対価の額が相当な価額に照らし著しく適正を欠かないこと</li> <li>・利用目的が土地利用基本計画等に適合すること</li> </ul> </li> <li>2 監視区域（指定がある場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定対価の額が相当な価額に照らし著しく適正を欠かないこと</li> <li>・利用目的が土地利用基本計画等に適合すること</li> <li>・取引が投機的取引に当たらないこと</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
担 当 機 関	<p>本庁 企画調整部 復興・総合計画課 出先 地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 届出書の受理は取引土地所在市町村</p>

手続フローチャート



備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告は土地利用審査会の意見を聴いて行う。</li> <li>・<u>現在県内で注視区域及び監視区域の指定はない。</u></li> </ul>
-----	---

## 2 福島県大規模土地利用事前指導要綱

[大規模な土地利用の事前指導]

<p>要綱の趣旨</p>	<p>大規模な開発行為の計画に係る総合的な事前指導について必要な事項を定めることにより、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を誘導し、もって、土地基本法及び国土利用計画法に定める土地についての基本理念の実現に資するものとする。 (要綱第1条)</p>
<p>事前協議が必要な行為</p>	<p>1 事前協議が必要な行為（要綱第3条）          ① 開発区域が5ha以上の開発行為          ② 開発区域内に農地法第4条又は第5条の規定に基づく農地転用許可を要する4haを超える農地を含む開発行為          ※ 開発行為とは、土地の形質を変更する行為である。</p> <p>2 事前協議の時期          開発行為に係る法令等に基づく許認可の申請等を行う前に協議する。事前協議が終了した後に、その指導・教示等（結果の通知）の内容に留意して、関係法令等に基づく許認可の申請等の具体的な手続について担当機関と協議を進める。</p> <p>3 適用除外（要綱第4条）          ① 国又は地方公共団体の開発行為          ② 国又は地方公共団体が2分の1以上出資している公益法人の開発行為          ③ 都市計画法の市街化区域又は用途地域内における開発行為          ④ その他知事が別に定める開発行為（実施要領第2条）          ア 福島県ゴルフ場開発指導要綱の対象となる開発行為          イ 福島県産業廃棄物処理指導要綱の対象となる開発行為          ウ 都市計画法に規定される市街化調整区域における同法第34条第10号に規定される開発行為          エ 土地改良法第2条第2項の土地改良事業として行われる開発行為          オ 土地区画整理法第2条第1項の土地区画整理事業として行われる開発行為          カ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第9条第1項の対象となる開発行為          キ 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象となる開発行為のうち、環境影響評価書の報告手続が完了した開発行為</p>
<p>指導を行う者</p>	<p>知事</p>

<p>指 導 基 準</p>	<p>開発行為に係る法令等に基づく許認可の見通しを土地利用基本計画、その他の土地利用に関する計画への適合性から判断する。</p> <p>また、次に掲げる事項に関して関係法令等に基づき指導・教示等を行う。(要綱第6条)</p> <p>① 周辺の生活環境 ② 周辺の自然環境 ③ 災害の防止措置 ④ 給水計画・排水計画 ⑤ 公共事業との調整 ⑥ 土地売買等の予定対価(ただし、事業者が規制区域、注視区域又は監視区域における土地売買等の予定対価について協議を求めた場合に限る。)</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本 庁 企画調整部 復興・総合計画課 出 先 地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<pre> graph TD     S[事業者] -- "事前協議書等" --&gt; A[県地方振興局]     A -- "意見書" --&gt; B[知復興・総合計画課]     B &lt;--&gt; C[県土地利用調整会議]     C -- "意見調整" --&gt; B     B -- "結果の通知" --&gt; A     A -- "結果の通知" --&gt; S     S &lt;--&gt;  "事前調整"  D[市町村]     A &lt;--&gt;  "意見照会"  D     A -- "意見書" --&gt; E[関係出先機関]     E -- "意見書" --&gt; F[本庁関係部局]     F &lt;--&gt;  "意見照会"  B     </pre>	
<p>備 考</p>	<p>1 標準的な処理期間は10週間程度とするが、土地利用上特に調整のため期間を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 提出書類 「大規模開発行為計画事前協議書」に次の書類を添付する。</p> <p>① 事業計画概要書 ② 位置図(五万分の一程度) ③ 現況図(五千分の一程度) ④ 土地利用計画図 ⑤ 公図 ⑥ 法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) ⑦ その他知事が必要と認めるもの</p>



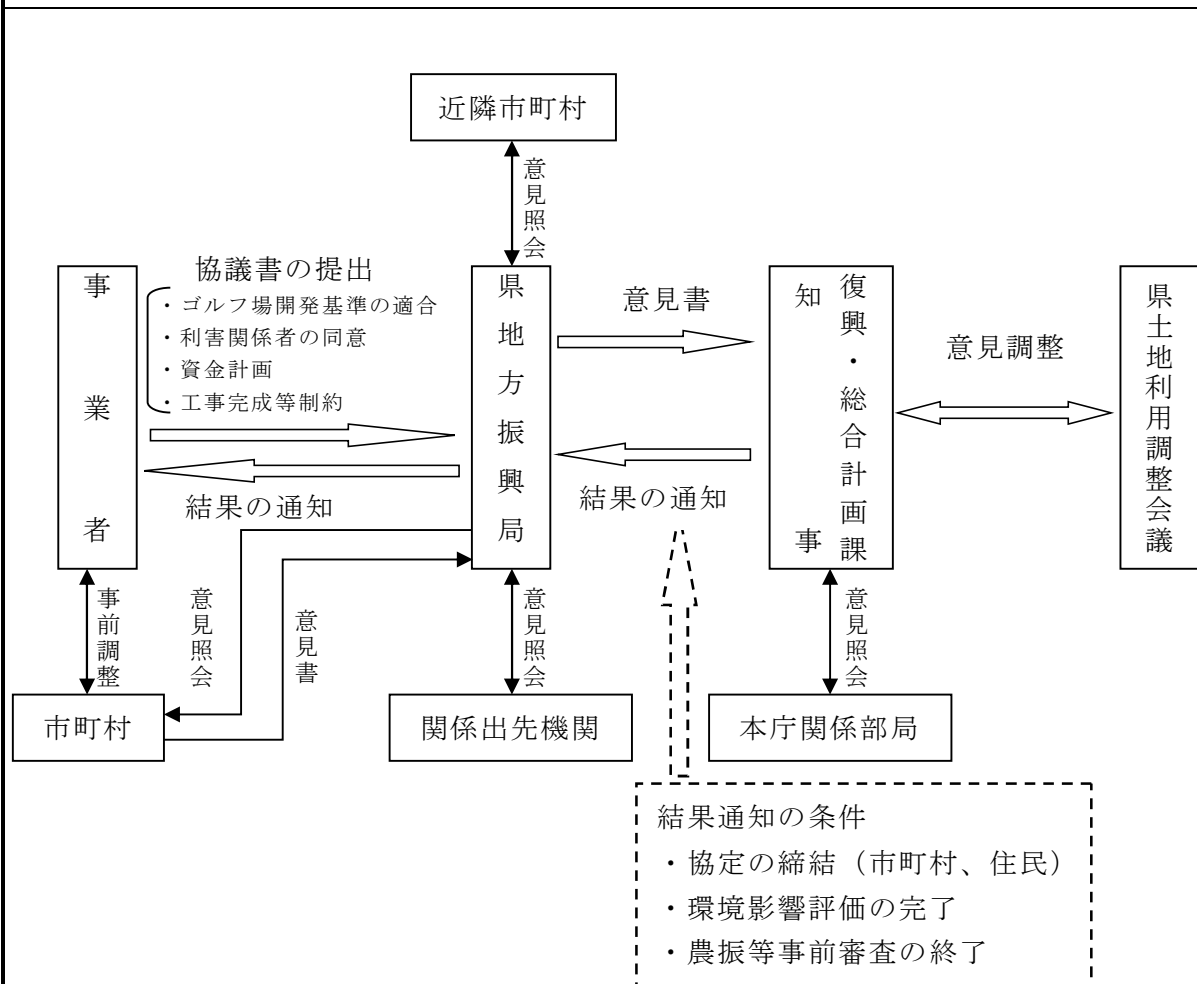
### 3 福島県ゴルフ場開発指導要綱

[ゴルフ場開発の事前指導]

要綱の趣旨	ゴルフ場開発に関する法令の許認可等の申請、届出及び土地売買等の契約の前に、知事に対する事前協議を行うことにより、適正なゴルフ場の開発を誘導し、合理的な土地利用、自然環境の保全、災害の防止を図る。
事前協議が必要な行為	<p>ゴルフ場開発事業を行おうとする場合</p> <p>※ ゴルフ場開発事業とは？</p> <p>ホール数が9以上のゴルフ場の用に供する目的で行う一団の土地の区画又は形質の変更に関する事業で、増設を含む。（増設により9ホール以上となる時、9ホール未満の増設であっても、既設部分が9ホール以上の時は対象となる。）</p>
許可（容認）権者	知事
事前協議書の受理要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゴルフ場開発区域の面積が既設、造成中、計画中のゴルフ場面積との合計で市町村面積の3パーセント以内であること。</li> <li>2 市町村の国土利用計画に位置付け、かつ他の土地利用に関する計画（土地利用基本計画等）との調整が図られるものであること。</li> <li>3 地域住民の意向に合致し、市町村長が積極的に推進すること。</li> <li>4 周辺住民の生活環境に支障を及ぼさないこと。</li> <li>5 自然環境の改変が最小限であること。</li> <li>6 がけ崩れ、その他の災害の防止措置がとられること。</li> <li>7 飲料水、農業用水等の確保に影響がないこと。</li> <li>8 公共事業等に支障を及ぼさないこと。</li> <li>9 事業者の資力・信用度、関係権利者の同意の動向、許認可の見込みなどを総合的に判断して、事業実施の確実性があること。</li> <li>10 原則として、農振農用地や保安林、自然公園などを含まないこと。</li> <li>11 地権者（人数・面積で90%以上）、水利権者・漁業権者等市町村長が指定する利害関係者の開発同意があること。</li> <li>12 自己資金、融資、立替工事等により資金計画（会員からの拠出金を含まず）が確保されること。</li> <li>13 事業者、工事施行業者が連帯して、工事完成・災害防止に責任を負う誓約書を提出すること。</li> </ol>
事前協議の許可（容認）基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境影響評価の完了（公告）</li> <li>2 市町村長又は関係住民と事業施行・完成後の管理運営等についての協定の締結。</li> <li>3 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域が含まれるときは、農用地区域から除外する変更計画の認可</li> <li>4 農地法の農地が4ha超含まれるときは、農地転用に関する東北農政局長の内示</li> </ol>

担 当 機 関	本 庁 企画調整部 復興・総合計画課 出 先 地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
---------	---

手続フローチャート



※ 事前協議の結果の通知後に土地売買等の契約の締結

備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者はあらかじめ市町村長に説明を行った後、関係権利者への説明会等により地域における合意形成を図り、市町村長の同意を得て事業を進めなければならない。</li> <li>結果の通知（容認）後2年以内に工事に着手しない時には、容認は無効となる。</li> <li>開発事業を行う者の地位の承継は、容認後の合併、相続以外は認めない。</li> <li>農薬使用については、ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を遵守しなければならない。</li> <li>ゴルフ場の会員の募集は、原則として工事完了後に行うものとする。</li> </ol>
-----	---

二 [自然保護・環境関係]

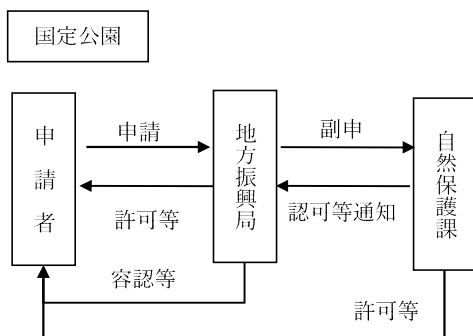
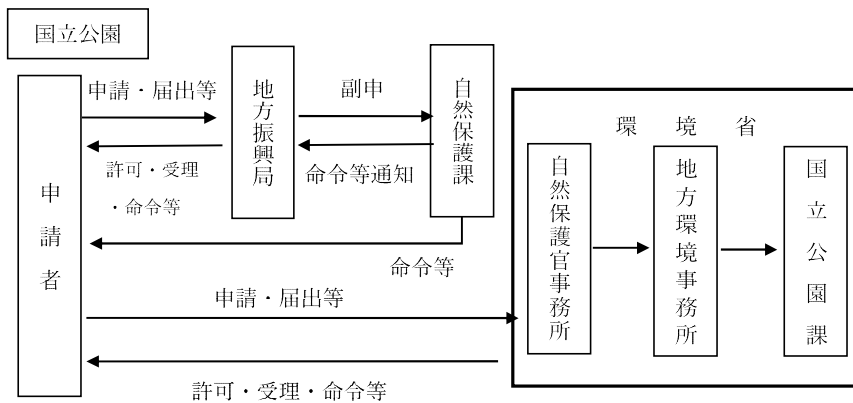
## 1 自然公園法

[国立公園、国定公園内での行為の許可・届出] (第20条、第21条、第33条)

法の趣旨	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
許可等を要する行為	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 特別地域</p> <p>(1) 許可（国の機関は協議）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 木竹の伐採</li> <li>③ 指定区域内における木竹の損傷</li> <li>④ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑥ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑦ 広告物類の掲出、設置、表示</li> <li>⑧ 屋外における土石その他の指定物の集積、貯蔵</li> <li>⑨ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑩ 土地の開墾、土地の形状変更</li> <li>⑪ 指定植物の採取、損傷</li> <li>⑫ 指定区域内における指定植物の植栽・播種</li> <li>⑬ 指定動物の捕獲・殺傷、指定動物の卵の採取・損傷</li> <li>⑭ 指定区域内における動物の放出</li> <li>⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</li> <li>⑯ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</li> <li>⑰ 指定区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑱ 政令で定める行為</li> </ol> <p>(2) 届出（国の機関は通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 木竹の植栽</li> <li>② 家畜の放牧</li> </ol> <p>2 特別保護地区</p> <p>許可（国の機関は協議）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 木竹の伐採</li> <li>③ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>④ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑤ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑥ 広告物類の掲出、設置、表示</li> <li>⑦ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑧ 土地の開墾、土地の形状変更</li> <li>⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</li> <li>⑩ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</li> <li>⑪ 木竹の損傷</li> <li>⑫ 木竹の植栽</li> <li>⑬ 動物の放出（家畜の放牧を含む）</li> <li>⑭ 屋外における物の集積、貯蔵</li> <li>⑮ 火入れ、たき火</li> <li>⑯ 木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取</li> <li>⑰ 木竹以外の植物の植栽・播種</li> <li>⑱ 動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷</li> <li>⑲ 道路及び広場以外での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑳ 政令で定める行為</li> </ol>

	<p>3 普通地域</p> <p>届出（国の機関は通知）</p> <p>① 一定規模を越える工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>③ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>④ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑤ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑥ 土地の形状変更</p>
許可等の必要な区域	<p>国立公園</p> <p>国定公園</p>
許可（容認）権者	<p>国立公園－環境大臣 施行令に定める案件は知事</p> <p>国定公園－知事</p>
許可（容認）の基準	<p>許可基準－自然公園法施行規則第11条による</p> <p>届出容認基準－風景の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと</p>
担 当 機 関	<p>生活環境部 自然保護課</p> <p>地方振興局 県民環境部 県民生活課 （南会津地方振興局は県民環境部県民環境課） （いわき地方振興局は県民部県民生活課）</p>

手続フローチャート



## 2 自然公園法

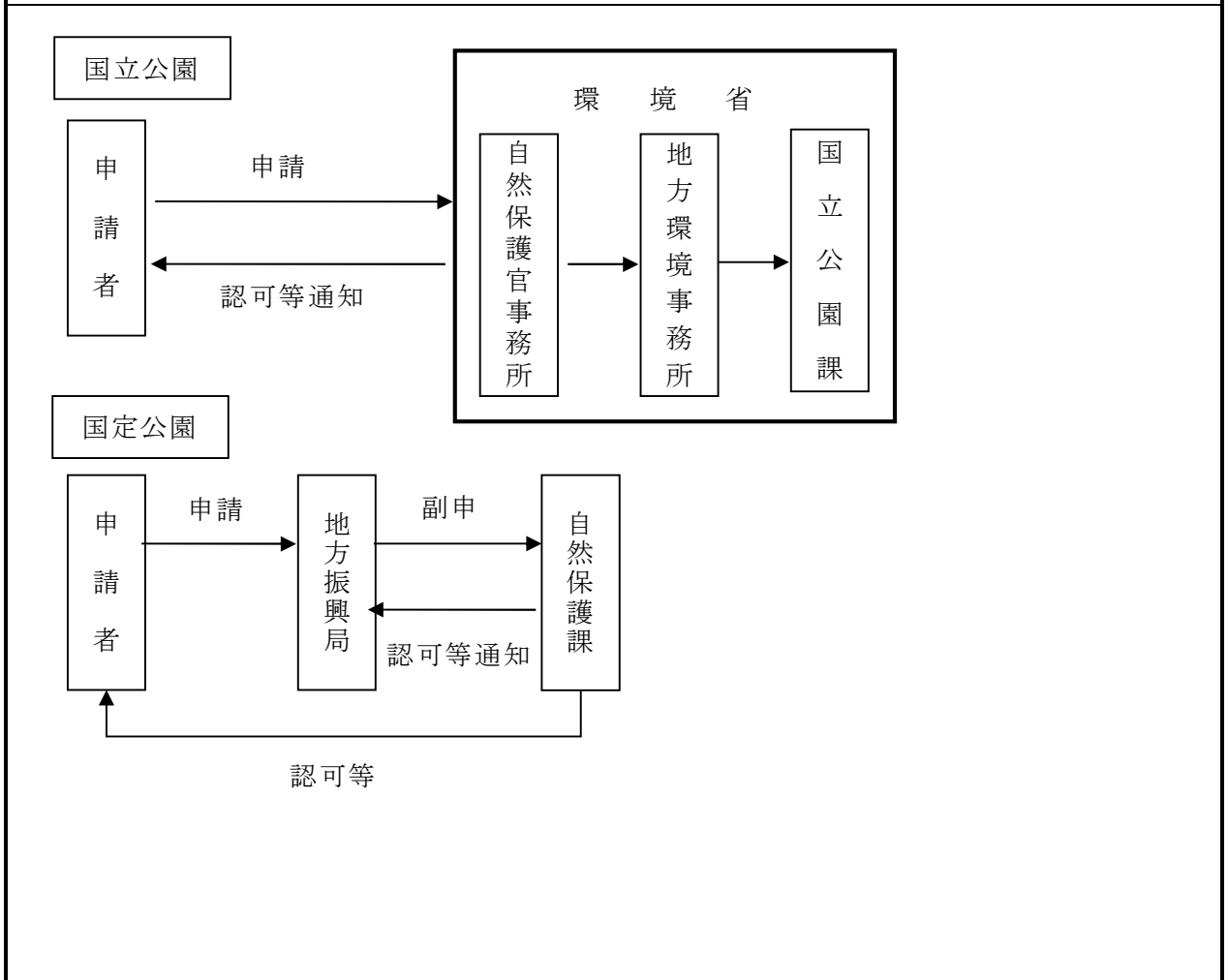
〔公園事業の執行〕（第10条、第16条）

法の趣旨	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
公園事業の執行の認可等を要する行為	<p>次の施設で、当該地域の公園計画に定めるものの整備を行おうとする場合</p> <p>道路、橋、広場、園地、宿舍、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設、他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設、昇降機、運輸施設、給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設</p> <p>協議一国、地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体認可一上記以外の者</p>
認可等の必要な区域	<p>国立公園</p> <p>国定公園</p>
認可権者等	<p>国立公園一環境大臣</p> <p>国定公園一知事</p>
認可等の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。</li> <li>2 国立公園管理運営計画の規定に適合すること。</li> <li>3 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。</li> <li>4 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</li> <li>5 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</li> <li>6 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</li> </ol>

	<p>7 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>8 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>9 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>10 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を有するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>11 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>
--	--

担 当 機 関	<p>生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
---------	--

手続フローチャート



### 3 福島県立自然公園条例

〔県立自然公園内での許可・届出〕（第21条、第31条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 特別地域</p> <p>(1) 許可（国及び県の機関は協議）</p> <p>① 工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 木竹の伐採</p> <p>③ 指定区域内における木竹の損傷</p> <p>④ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>⑥ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</p> <p>⑦ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>⑧ 屋外における土石その他の指定物の集積、貯蔵</p> <p>⑨ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑩ 土地の開墾、土地の形状変更</p> <p>⑪ 指定植物の採取、損傷</p> <p>⑫ 指定区域内における指定植物の植栽・播種</p> <p>⑬ 指定動物の捕獲・殺傷、指定動物の卵の採取・損傷</p> <p>⑭ 指定区域内における指定動物の放出</p> <p>⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</p> <p>⑯ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</p> <p>⑰ 指定区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</p> <p>⑱ 風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定める行為</p> <p>(2) 届出（国及び県の機関は通知）</p> <p>① 木竹の植栽</p> <p>② 家畜の放牧</p> <p>2 普通地域</p> <p>届出（国及び県の機関は通知）</p> <p>① 一定規模を越える工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>③ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>④ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑤ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑥ 土地の形状変更</p>



許可等の必要な区域	<p>県立自然公園 (参考資料1参照)</p>
許可(容認)権者	<p>知事(事務決裁規程に定める案件は地方振興局長)</p>
許可(容認)の基準	<p>許可基準－自然公園法施行規則第11条を準用 届出容認基準－風景の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと</p>
担 当 機 関	<p>生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[地方振興局]     B -- 許可等 --&gt; A     B -- 副申 --&gt; C[自然保護課]     C -- 許可等通知 --&gt; B     C -- 許可等 --&gt; A     </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process. It starts with the '申請者' (Applicant) submitting an '申請' (Application) to the '地方振興局' (Local Government). The '地方振興局' then issues '許可等' (Permits/Approvals) back to the applicant. Simultaneously, the '地方振興局' submits a '副申' (Sub-application) to the '自然保護課' (Natural Protection Department). The '自然保護課' then issues a '許可等通知' (Permit/Approval Notification) back to the '地方振興局'. Finally, the '自然保護課' issues the final '許可等' (Permits/Approvals) directly to the '申請者'.</p>
備 考	

#### 4 福島県立自然公園条例

〔公園事業の執行〕（第10条）

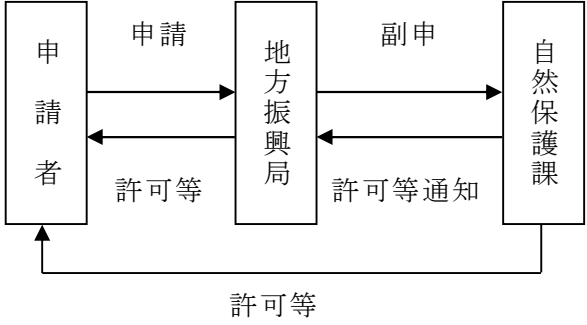
<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する。</p>
<p>公園事業の執行の認可等を要する行為</p>	<p>次の施設で、当該地域の公園計画に定めるものの整備を行おうとする場合</p> <p>道路、橋、広場、園地、宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設、他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設、昇降機、運輸施設、給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設</p> <p>協議一国、県及び市町村 認可一国、県及び市町村以外の者</p>
<p>認可等の必要な区域</p>	<p>県立自然公園 (参考資料1参照)</p>
<p>認可権者等</p>	<p>知事</p>
<p>認可等の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園計画及び公園事業の決定内容に適合すること。</li> <li>2 自然公園の保護上の効果又は利用上の効果が認められるもので、それぞれ自然公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。</li> <li>3 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</li> <li>4 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。</li> <li>5 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。</li> <li>6 施設の管理又は経営の方法が適切であること。</li> <li>7 公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。</li> <li>8 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</li> <li>9 当該申請につき、工事等が伴う場合であって当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</li> </ol>

<p>担 当 機 関</p>	<p>生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph TD     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[地方振興局]     B -- 副申 --&gt; C[自然保護課]     C -- 認可等通知 --&gt; B     C -- 認可等 --&gt; A     C -- 諮問 --&gt; D[自然環境保全審議会 自然保護部会]     D -- 答申 --&gt; C     E["(公園計画及び公園事業の決定等)"] --- D     </pre> <p>自然環境保全審議会 自然保護部会 (公園計画及び公園事業の決定等)</p> <p>諮問 答申</p> <p>申請者 地方振興局 自然保護課</p> <p>申請 副申 認可等通知 認可等</p>
<p>備 考</p>	

## 5 福島県自然環境保全条例

〔自然環境保全地域、緑地環境保全地域内での行為の許可・届出〕  
(第15条、第16条、第17条、第23条)

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 自然環境保全地域の特別地区</p> <p>許可（公的機関は協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物等工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更</li> <li>③ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>④ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑥ 木竹の伐採</li> <li>⑦ 指定区域内における木竹の損傷</li> <li>⑧ 指定区域内における指定植物の植栽・播種</li> <li>⑨ 指定区域内における指定動物の放出</li> <li>⑩ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑪ 指定区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑫ 野生動植物保護地区における特定野生動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷</li> </ul> <p>2 自然環境保全地域の普通地区</p> <p>届出（公的機関は通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一定規模を越える建築物等工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更</li> <li>③ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>④ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑤ 特別地区内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> </ul> <p>3 緑地環境保全地域</p> <p>届出（公的機関は通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一定規模を越える建築物等工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更</li> <li>③ 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>④ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑤ 木竹の伐採</li> </ul>

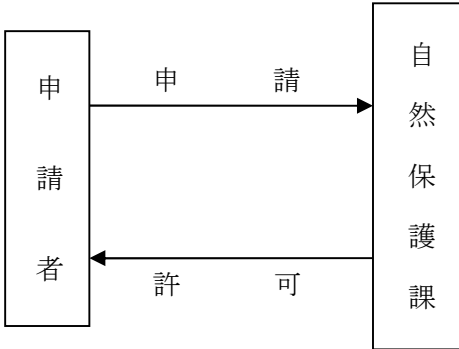
許可等の必要な区域	福島県自然環境保全地域 福島県緑地環境保全地域 (参考資料1参照)
許可(容認)権者	知事(事務決裁規程に定める案件は地方振興局長)
許可(容認)の基準	許可基準－福島県自然環境保全条例施行規則第8条 届出容認基準－自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと
担当機関	生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部 県民環境課) (いわき地方振興局は県民部 県民生活課)
手続フローチャート   <pre>                     graph LR                         A[申請者] -- 申請 --&gt; B[地方振興局]                         B -- 許可等 --&gt; A                         B -- 副申 --&gt; C[自然保護課]                         C -- 許可等通知 --&gt; B                         C -- 許可等 --&gt; A                     </pre>	
備考	

## 6 福島県野生動植物の保護に関する条例

〔特定希少野生動植物の捕獲等の許可〕（第12条）

〔生息地等保護区内での行為の許可・届出〕（第17～20条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民の債務を明らかにするとともに、その野生動植物の取り扱い及び生息地等の保護に関する規制等について必要な事項を定めることにより、生物の多様性が保持された豊かな自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定希少野生動植物             <p>学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等</p> </li> <li>2 生息地等保護区             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理地区                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 宅地造成、土地開墾、その他土地（水底含む）の形質の変更</li> <li>③ 鉱物の採掘、土石採取</li> <li>④ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> <li>⑥ 木竹の伐採</li> <li>⑦ 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物種等の捕獲等</li> <li>⑧ 区域内湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</li> <li>⑨ 知事が指定する区域内（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</li> <li>⑩ ⑦で指定された野生動植物種等以外の捕獲等</li> <li>⑪ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるとして知事が指定する動植物の放出・植栽・播種</li> <li>⑫ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある物質の散布</li> <li>⑬ 火入れ、たき火</li> <li>⑭ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある方法による観察</li> </ol> </li> <li>(2) 監視地区（生息地等保護区のうち管理地区以外の区域）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築</li> <li>② 宅地造成、土地開墾、その他土地（水底含む）の形質の変更</li> <li>③ 鉱物の採掘、土石採取</li> <li>④ 水面の埋め立て、干拓</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

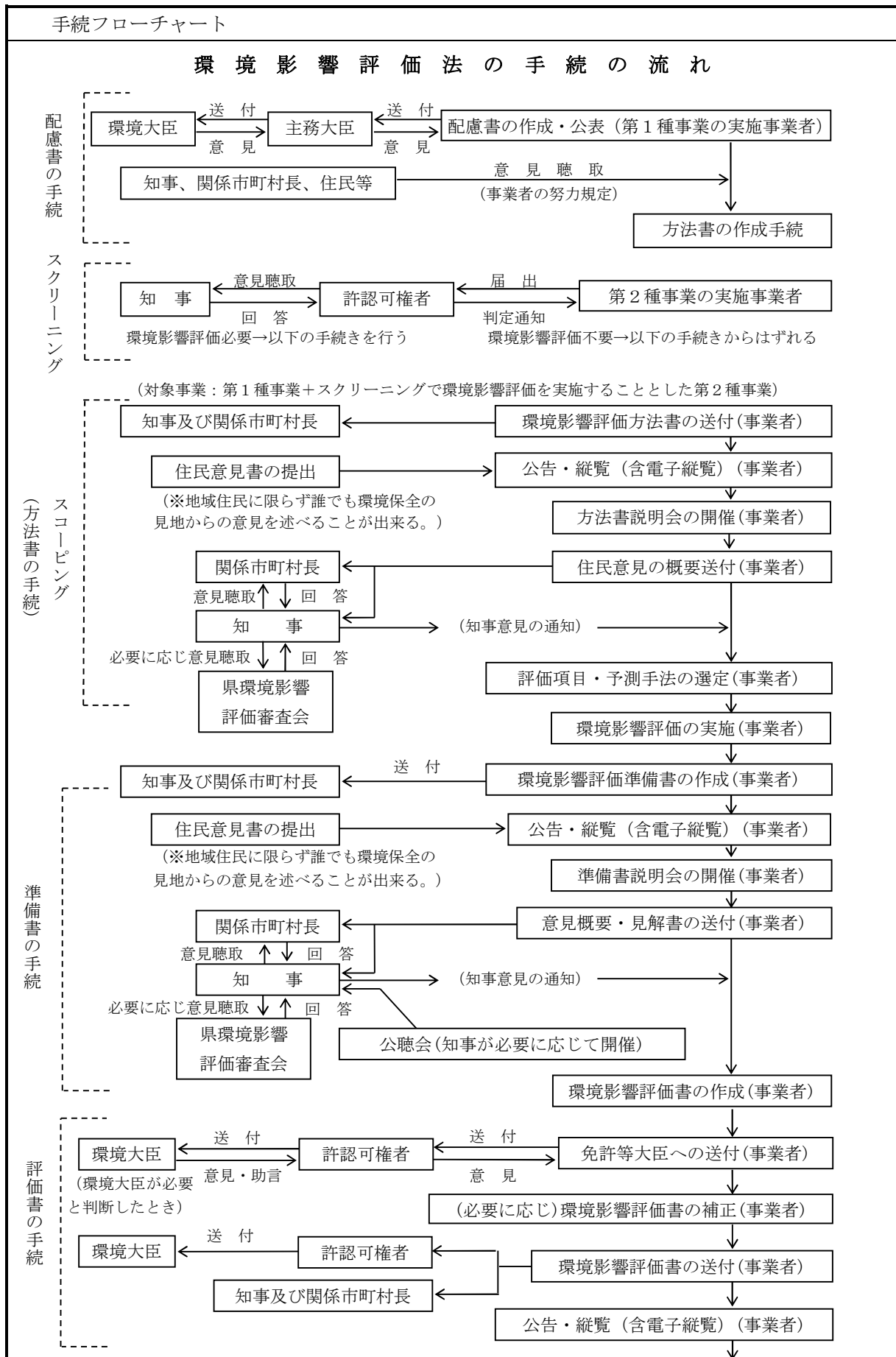
許可等の必要な区域	特定希少野生動植物 生息地等保護区（管理地区、監視地区）
許可（容認）権者	知事
許可（容認）等の基準	特定希少野生動植物種の捕獲等 第12条による 生息地等保護区 第18条及び第20条による
担 当 機 関	生活環境部 自然保護課
手続フローチャート	 <pre>                 graph LR                 A[申請者] -- 申請 --&gt; B[自然保護課]                 B -- 許可 --&gt; A             </pre>
備 考	第3条 県の責務 第4条 事業者の責務

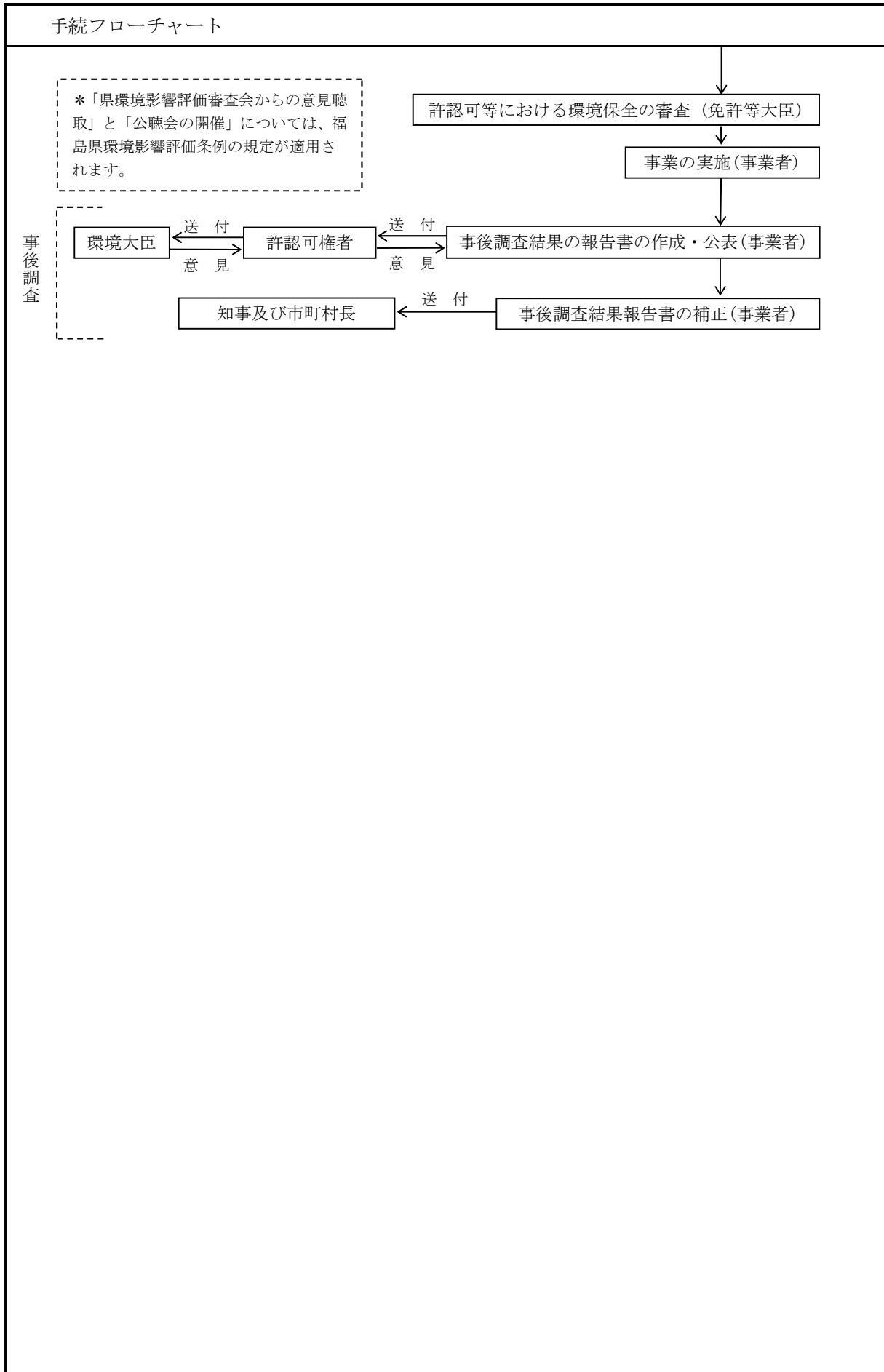
7 環境影響評価法

〔大規模な事業の際の環境影響評価の実施〕

法の趣旨	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する。	
法の対象となる事業		
	第1種事業	第2種事業
1 道路		
・高速自動車国道 ・首都高速道路等 ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上かつ長さ15km以上20km未満
2 河川		
・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満 湛水面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道		
・新幹線鉄道 ・普通鉄道 ・軌道（普通鉄道相当）	すべて 長さ10km以上 長さ10km以上	長さ7.5km以上かつ10km未満 長さ7.5km以上かつ10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
・水力発電所 ・火力発電所（地熱以外） ・火力発電所（地熱） ・原子力発電所 ・風力発電所 ・太陽電池発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力5万kW以上 (出力1万kW以上)* 出力4万kW以上	出力 2.25万kW以上3万kW未満 出力 11.25万kW以上15万kW未満 出力 7,500kW以上1万kW未満  出力 3.75万kW以上5万kW未満 (出力 7,500kW以上1万kW未満)* 出力 3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業（首都圏等整備法、近畿圏等整備法に基づく工業団地造成事業に限る。）	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。） （(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。）	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
港湾計画	埋立・掘り込み面積300ha以上	
※ 環境影響評価法施行規則の改正に伴う経過措置により、R3.10.30以前に環境影響評価手続を開始した風力発電所は、従前の規模要件（括弧書き内）が適用されます。		
担当機関	生活環境部 環境共生課	
備考	※ 復興特区法における環境影響評価手続の特例（特定環境影響評価の実施） ＜対象事業＞ 被災住民の生活再建に不可欠な事業で、復興整備計画に位置づけられる一定規模以上の土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業	





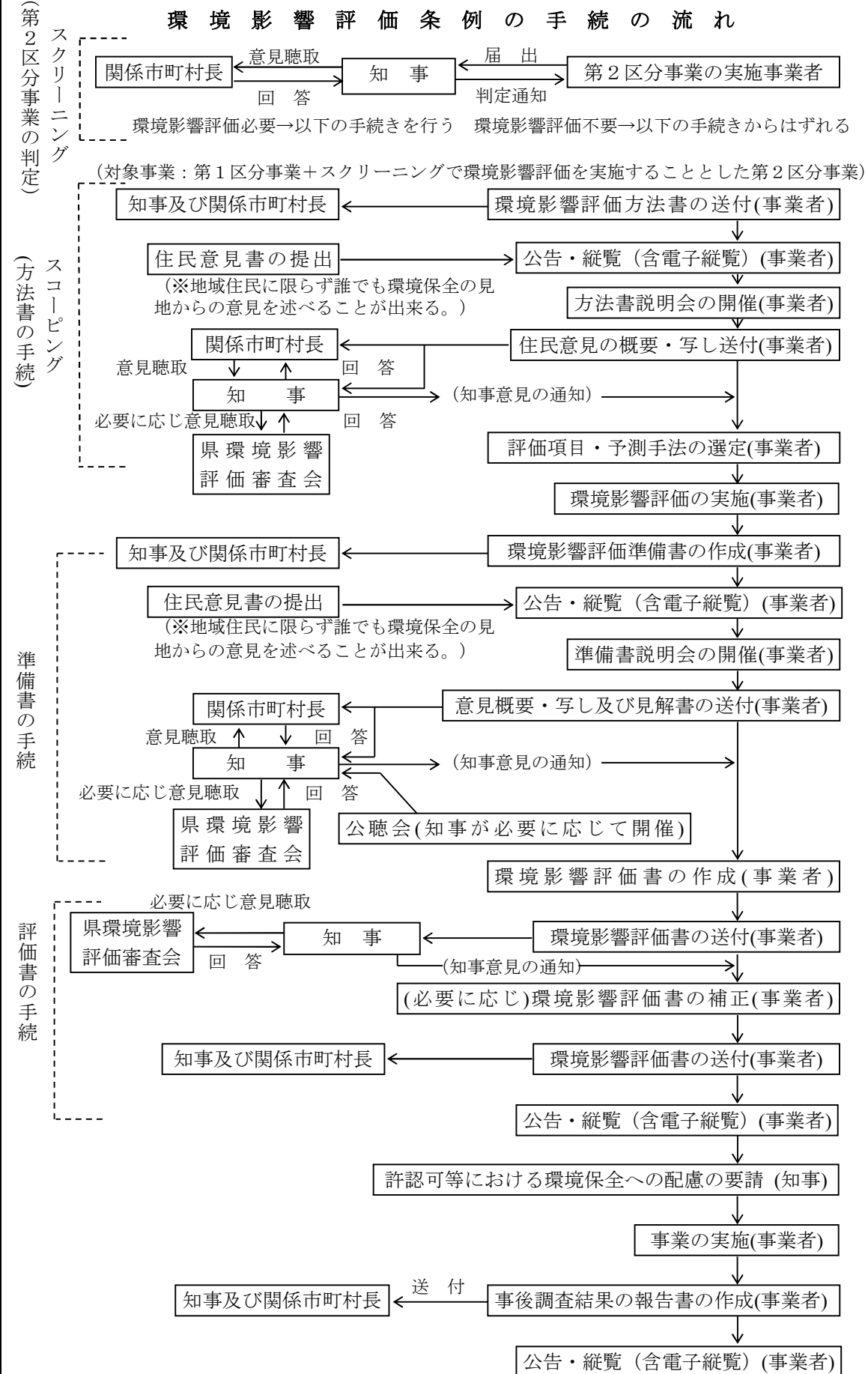


## 8 福島県環境影響評価条例

〔法対象事業以外の大規模な事業の際の環境影響評価の実施〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する。</p>				
<p>条例の対象となる事業</p>					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;"></td> <td style="width:33%; text-align: center;">第1区分事業</td> <td style="width:33%; text-align: center;">第2区分事業</td> </tr> </table>				第1区分事業	第2区分事業
	第1区分事業	第2区分事業			
<p>1 道路</p>					
<p>・一般国道、県道、市町村道 ・林道</p>	<p>4車線以上かつ長さ7.5km 以上 幅員6.5m以上かつ長さ15km以上</p>	<p>4車線以上かつ長さ5.0km以上 7.5km未満 幅員6.5m以上かつ長さ10km以上15 km未満</p>			
<p>2 河川</p>					
<p>・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路</p>	<p>貯水面積75ha以上 湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上</p>	<p>貯水面積50ha以上75ha未満 湛水面積50ha以上75ha未満 改変面積50ha以上75ha未満 改変面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>3 鉄道・軌道</p>					
<p>・普通鉄道 ・軌道</p>	<p>長さ7.5km以上 長さ7.5km以上</p>	<p>長さ5.0km以上7.5km未満 長さ5.0km以上7.5km未満</p>			
<p>4 飛行場</p>					
	<p>滑走路の長さ1,875m以上</p>	<p>滑走路の長さ1,250m以上1,875m 未満</p>			
<p>5 発電所</p>					
<p>・水力発電所 ・火力発電所（地熱以外）  ・火力発電所（地熱）  ・風力発電所 ・太陽電池発電所</p>	<p>出力2万2,500kW以上 出力11万2,500kW以上 最大排出ガス量10万Nm<sup>3</sup>/時以上又は平均的な排出水量1万m<sup>3</sup>/日以上  出力7,500kW以上 最大排出ガス量10万Nm<sup>3</sup>/時以上又は平均的な排出水量1万m<sup>3</sup>/日以上  出力7,000kW以上 出力3万kW以上</p>	<p>出力1万5,000kW以上2万2,500kW未満 出力7万5,000kW以上11万2,500kW 未満 最大排出ガス量7万5千Nm<sup>3</sup>/時以上10万Nm<sup>3</sup>/時未満又は平均的な排出水量7500m<sup>3</sup>/日以上1万m<sup>3</sup>/日未満 出力5,000kW以上7,500kW未満 最大排出ガス量7万5千Nm<sup>3</sup>/時以上10万Nm<sup>3</sup>/時未満又は平均的な排出水量7500m<sup>3</sup>/日以上1万m<sup>3</sup>/日未満  出力2万kW以上3万kW未満</p>			
<p>6 廃棄物処理施設</p>					
<p>・最終処分場 ・焼却施設</p>	<p>埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m<sup>3</sup>以上 焼却能力4t/時以上</p>	<p>_____</p>			
<p>7 公有水面の埋立て・干拓</p>					
	<p>区域面積40ha以上</p>	<p>区域面積30ha以上40ha未満</p>			
<p>8 土地区画整理事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>9 新住宅市街地開発事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>10 新都市基盤整備事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>11 流通業務団地造成事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>12 工場又は事業場の用地の造成の事業</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>13 宅地の造成の事業（8～12までに掲げるものを除く。）</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>14 下水道終末処理場</p>					
	<p>敷地面積75ha以上又は焼却能力4t/時以上の汚泥焼却施設を設けるもの</p>	<p>敷地面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>15 工場又は事業場の設置</p>					
	<p>最大排出ガス量10万Nm<sup>3</sup>/時以上又は平均的な排出水量1万m<sup>3</sup>/日以上</p>	<p>最大排出ガス量7万5千Nm<sup>3</sup>/時以上10万Nm<sup>3</sup>/時未満又は平均的な排出水量7千5百m<sup>3</sup>/日以上1万m<sup>3</sup>/日未満</p>			
<p>16 レクリエーション施設の建設</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>17 土石の採取</p>					
	<p>区域面積75ha以上</p>	<p>区域面積50ha以上75ha未満</p>			
<p>担当機関</p>	<p>生活環境部 環境共生課</p>				
<p>備考</p>	<p>※ 条例附則第6項に基づき適用除外となる事業（福島県特定環境影響評価実施要綱に基づき、手続を簡素化したアセスを実施） &lt;対象事業&gt; 鉄道事業、土地区画整理事業、宅地の造成の事業、その他東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として特に知事が認めるもの</p>				

手続フローチャート



9 浄化槽法 [浄化槽設置等の届出] (第5条、第11条の2及び第11条の3)

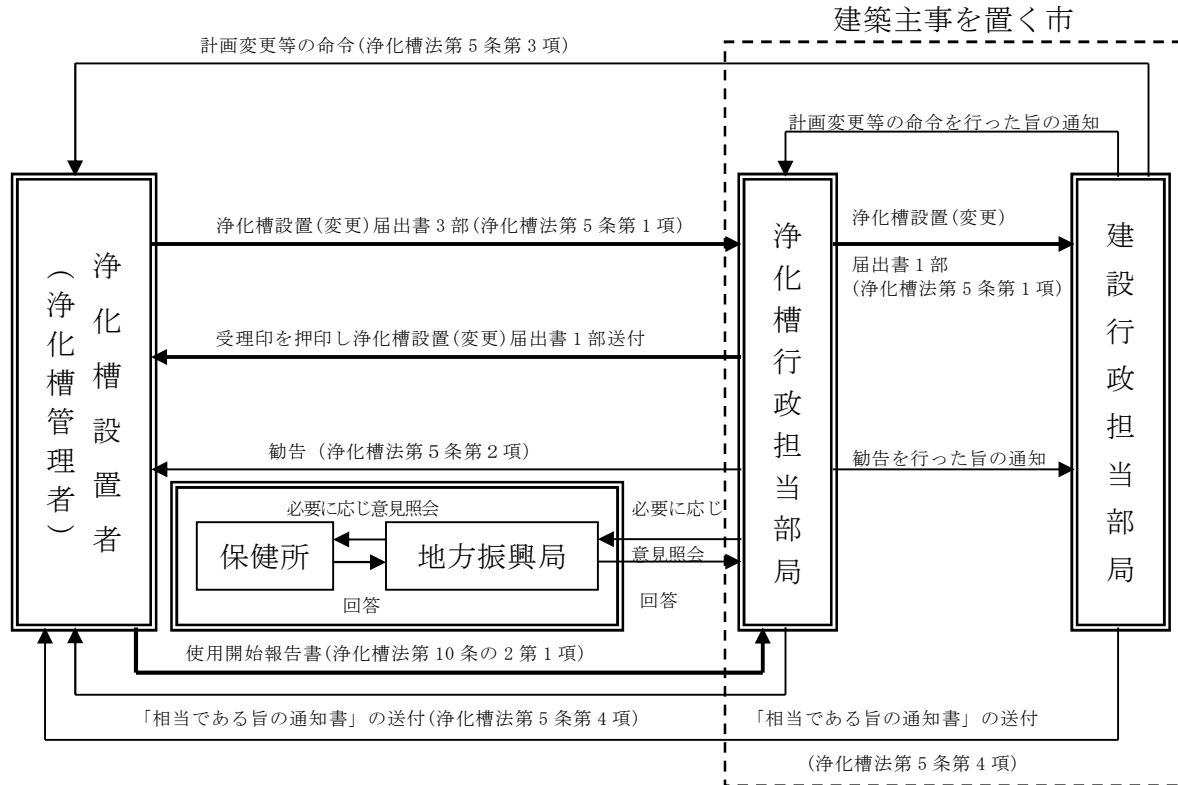
法の趣旨	<p>浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。</p>
届出の必要な行為	<p>1 第5条関係          浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする場合（ただし、建築と同時に浄化槽を設置する場合で、建築確認を受けるときは、建築基準法の規定による手続きが必要。）</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         届出が受理された日から21日（型式認定浄化槽にあつては10日）を経過した後でなければ浄化槽の工事に着手できない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の知事及び特定行政庁の通知を受けた後は、この限りでない。         </p> <p>2 第11条の2及び第11条の3関係          浄化槽の使用を休止する場合（ただし、休止届出は義務ではない）、休止した浄化槽の使用を再開する場合及び浄化槽の使用を廃止した場合。</p>
届出の必要な区域	県内全域
受理権者	市町村長
審査基準	<p>1 第5条関係          (1) 浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないこと。          (2) 浄化槽の構造に関する建築基準法並びに同法に基づく命令等の規定に適合すること。</p> <p>2 第11条の2関係          浄化槽の使用を休止する場合は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）に基づく清掃を行っていること。</p>
担当機関	<p>各市町村浄化槽行政担当部局          県本庁 生活環境部 一般廃棄物課          出先 地方振興局 県民環境部 環境課          （南会津地方振興局は県民環境部県民環境課）          （いわき地方振興局は県民部県民生活課）</p>

手続フローチャート

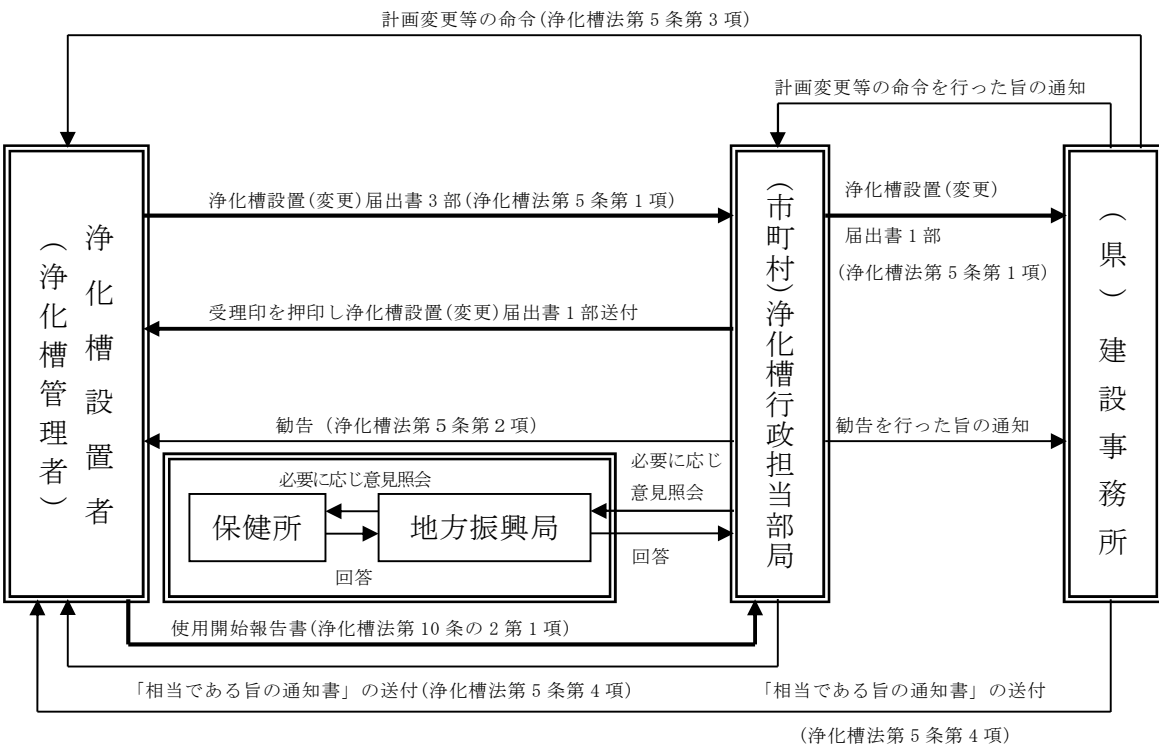
1 第5条関係

(1) 建築主事を置く市の場合（会津若松市、須賀川市）

※中核市については、中核市に要確認



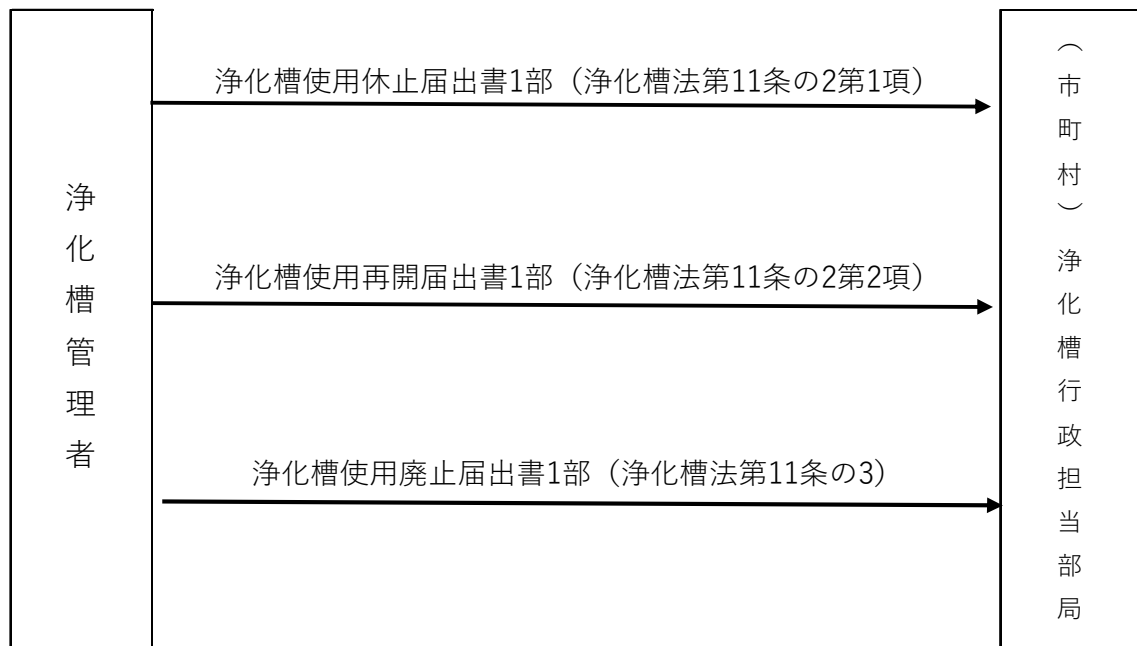
(2) (1)以外の市町村の場合



※ 浄化槽の使用開始報告書の提出は、浄化槽管理者が行う場合もある。

※ 建築と同時に浄化槽を設置する場合で、建築確認を受けるときはこの限りでない。

2 第11条の2及び第11条の3関係



※休止届出を提出した場合、使用再開するまでの間、浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査受検の義務が免除される。(浄化槽法第10条第1項、第11条第1項)

備 考

## 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔産業廃棄物処理施設の設置許可〕（第15条）

法の趣旨	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。																																																		
許可の必要な行為	産業廃棄物処理施設（法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設）を設置しようとする場合  ※ 「産業廃棄物処理施設」とは？ <table border="1" data-bbox="478 542 1382 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 542 1011 591">処理施設の種類</th> <th data-bbox="1011 542 1375 591">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 591 1375 640">1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 640 1011 689">① 汚泥の脱水施設</td> <td data-bbox="1011 640 1375 689">10㎡/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 689 1011 739">② 汚泥の乾燥施設</td> <td data-bbox="1011 689 1375 739">10㎡/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 739 1011 788">③ 汚泥の天日乾燥施設</td> <td data-bbox="1011 739 1375 788">100㎡/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 788 1011 909">④ 汚泥の焼却施設</td> <td data-bbox="1011 788 1375 909">5㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 909 1011 958">⑤ 廃油の油水分離施設</td> <td data-bbox="1011 909 1375 958">10㎡/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 958 1011 1079">⑥ 廃油の焼却施設</td> <td data-bbox="1011 958 1375 1079">1㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1079 1011 1128">⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設</td> <td data-bbox="1011 1079 1375 1128">50㎡/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1128 1011 1178">⑧ 廃プラスチック類の破碎施設</td> <td data-bbox="1011 1128 1375 1178">5t/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1178 1011 1258">⑨ 廃プラスチック類の焼却施設</td> <td data-bbox="1011 1178 1375 1258">100kg/日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1258 1011 1308">⑩ 木くず・がれき類の破碎施設</td> <td data-bbox="1011 1258 1375 1308">5t/日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1308 1011 1357">⑪ 汚泥コンクリート固型化施設</td> <td data-bbox="1011 1308 1375 1357">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1357 1011 1406">⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設</td> <td data-bbox="1011 1357 1375 1406">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1406 1011 1456">⑬ 廃水銀等の硫化施設</td> <td data-bbox="1011 1406 1375 1456">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1456 1011 1505">⑭ シアン化合物の分解施設</td> <td data-bbox="1011 1456 1375 1505">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1505 1011 1585">⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設</td> <td data-bbox="1011 1505 1375 1585">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1585 1011 1635">⑯ PCBの焼却施設</td> <td data-bbox="1011 1585 1375 1635">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1635 1011 1684">⑰ PCBの分解施設</td> <td data-bbox="1011 1635 1375 1684">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1684 1011 1733">⑱ PCBの洗浄・分離施設</td> <td data-bbox="1011 1684 1375 1733">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1733 1011 1814">⑲ 産業廃棄物焼却施設</td> <td data-bbox="1011 1733 1375 1814">200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 1814 1375 1863">2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1863 1011 1912">① 遮断型最終処分場</td> <td data-bbox="1011 1863 1375 1912">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1912 1011 1962">② 安定型最終処分場</td> <td data-bbox="1011 1912 1375 1962">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1962 1011 2011">③ 管理型最終処分場</td> <td data-bbox="1011 1962 1375 2011">すべての施設</td> </tr> </tbody> </table>	処理施設の種類	処理能力	1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）		① 汚泥の脱水施設	10㎡/日を超えるもの	② 汚泥の乾燥施設	10㎡/日を超えるもの	③ 汚泥の天日乾燥施設	100㎡/日を超えるもの	④ 汚泥の焼却施設	5㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑤ 廃油の油水分離施設	10㎡/日を超えるもの	⑥ 廃油の焼却施設	1㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設	50㎡/日を超えるもの	⑧ 廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	⑨ 廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑩ 木くず・がれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	⑪ 汚泥コンクリート固型化施設	すべての施設	⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設	すべての施設	⑬ 廃水銀等の硫化施設	すべての施設	⑭ シアン化合物の分解施設	すべての施設	⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設	⑯ PCBの焼却施設	すべての施設	⑰ PCBの分解施設	すべての施設	⑱ PCBの洗浄・分離施設	すべての施設	⑲ 産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）		① 遮断型最終処分場	すべての施設	② 安定型最終処分場	すべての施設	③ 管理型最終処分場	すべての施設
処理施設の種類	処理能力																																																		
1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）																																																			
① 汚泥の脱水施設	10㎡/日を超えるもの																																																		
② 汚泥の乾燥施設	10㎡/日を超えるもの																																																		
③ 汚泥の天日乾燥施設	100㎡/日を超えるもの																																																		
④ 汚泥の焼却施設	5㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑤ 廃油の油水分離施設	10㎡/日を超えるもの																																																		
⑥ 廃油の焼却施設	1㎡/日を超えるもの、 200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設	50㎡/日を超えるもの																																																		
⑧ 廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの																																																		
⑨ 廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑩ 木くず・がれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの																																																		
⑪ 汚泥コンクリート固型化施設	すべての施設																																																		
⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設	すべての施設																																																		
⑬ 廃水銀等の硫化施設	すべての施設																																																		
⑭ シアン化合物の分解施設	すべての施設																																																		
⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設																																																		
⑯ PCBの焼却施設	すべての施設																																																		
⑰ PCBの分解施設	すべての施設																																																		
⑱ PCBの洗浄・分離施設	すべての施設																																																		
⑲ 産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）																																																			
① 遮断型最終処分場	すべての施設																																																		
② 安定型最終処分場	すべての施設																																																		
③ 管理型最終処分場	すべての施設																																																		



許可権者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）又は中核市の長	
許可基準	中間処理施設	<p>（共通基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 荷重、地震力、温度応力に対して構造耐力上安全なこと。</li> <li>2 排ガス、排水、薬剤等による腐食防止が図られていること。</li> <li>3 飛散、流出、悪臭の発散を防止するための必要な措置が講じられていること。</li> <li>4 騒音、振動により生活環境を損なわないものであること。</li> <li>5 必要な排水処理設備が設けられていること。</li> <li>6 受入設備及び貯留設備は十分な容量を有すること。</li> </ol> <p>（個別基準）（省略）</p>
	最終処分場	<p>（共通基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋立地の周囲には囲いが設けられていること。</li> <li>2 地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。</li> <li>3 産業廃棄物の最終処分場であることを表示すること。</li> </ol> <p>（個別基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遮断型最終処分場の場合（省略）</li> <li>2 安定型最終処分場の場合 擁壁、えん堤、その他の設備が設けられていること。</li> <li>3 管理型最終処分場の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 擁壁、えん堤、その他の設備が設けられていること。</li> <li>(2) 遮水層、集水設備、浸出液処理設備が設けられていること。</li> <li>(3) 埋立地の周囲には、地表水が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。</li> </ol> </li> </ol>
担当機関	<p>県（出先）：地方振興局 県民環境部（県民）環境課 中核市：福島市 環境部 廃棄物対策課 郡山市 生活環境部 3R推進課 いわき市 生活環境部 廃棄物対策課</p>	
<p>手続フローチャート（福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議終了後）</p>		
<pre> graph TD     A[設置予定者] -- 提出 --&gt; B[許可申請書]     B --&gt; C(( ))     C --&gt; D[知事]     D --&gt; E[公告・縦覧]     E -- 通知・意見聴取 --&gt; F(( ))     F -- 意見 --&gt; G[関係町村]     F -- 意見 --&gt; H[関係地域住民利害関係者]     G -- 意見提出 --&gt; F     H -- 意見書 --&gt; F     F -- 意見聴取 --&gt; I[第三者機関]     I -- 意見 --&gt; F     F --&gt; J[審査]     J -- 通知 --&gt; K[審査結果]     K -- 通知 --&gt; L(( ))     L --&gt; A     </pre> <p>焼却のみ適用最終処分場</p>		
備考	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各市長が許可権者となります。また、中核市では、各中核市の指導要綱が適用になります。</p>	

## 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出〕（第12条第3項）

法の趣旨	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>
届出の必要な行為	<p>保管場所の面積が300㎡以上の場所で、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※建設工事（廃棄物処理法第21条の3） 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）</p> </div>
届出先	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
保管基準	<p>廃棄物処理法第12条第1項</p>
担当機関	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
手続きフローチャート	<pre> graph TD     A[保管予定者] --&gt; B[届出書]     B -- 提出 --&gt; C[知事]     </pre>
備考	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各中核市の長に届出することとなります。</p>

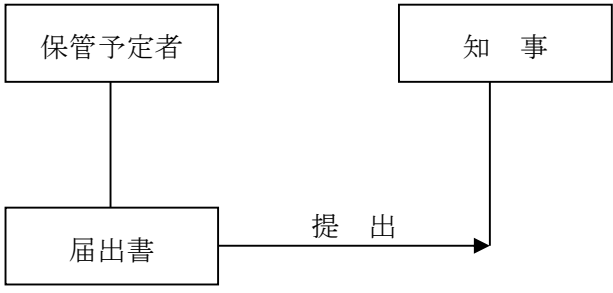
## 1.1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔産業廃棄物指定処理施設設置許可〕（第32条）

条例の趣旨	産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島環境を未来の世代へ継承する。
許可の必要な行為	産業廃棄物指定処理施設（廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設）の設置 ①処分業の用に供するために設置する場合 ②事業者が、事業場外に設置する場合
許可権者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）
許可基準	（共通基準） 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 （個別基準）（省略）条例施行規則第33条第2項（別表第1）参照。
担当機関	県（出先） 地方振興局 県民環境部（県民）環境課
手続きフローチャート	（福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議終了後） <pre> graph TD     A[設置予定者] --&gt; B[許可申請書]     B -- 提出 --&gt; C[知事]     C --&gt; D[審査]     D -- 通知（許可又は不許可） --&gt; A     </pre>
備考	中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」は適用されません。

## 1 1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔産業廃棄物、使用済タイヤの保管の場所の届出〕（第9条、第58条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島県環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>①自社の産業廃棄物を事業場以外の場所に保管する場合 （廃棄物処理法第12条第3項の規定による届出を要する保管を除く。） ②使用済タイヤを屋外で、かつ、500本を超えて保管する場合 （①の届出をした場合を除く。）</p>
<p>届出先</p>	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
<p>保管基準</p>	<p>①産業廃棄物の保管：廃棄物処理法上の保管基準 ②使用済タイヤの保管：条例施行規則第68条に定める保管基準</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	 <pre> graph TD     A[保管予定者] --- B[届出書]     B -- 提出 --&gt; C[知事]     </pre>
<p>備考</p>	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>

## 1 1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔土地所有者等による関係機関への通報〕（第43条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島の環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>通報の必要な場合</p>	<p>所有し、占有し、又は管理する土地において不法投棄が行われたことを知ったとき</p>
<p>通報先</p>	<p>最寄りの警察署、地方振興局県民環境部（県民）環境課、市役所、町村役場</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	<pre> graph TD     A[土地所有者等] --- B[当該土地での不法投棄を発見]     B -- 通報 --&gt; C[警察署、振興局等]     </pre>
<p>備考</p>	<p>①所有等をしている土地に廃棄物が不法投棄されないように、適正な管理に努めること。 ②所有等をしている土地に不法投棄が行われたときは、廃棄物の撤去や流出防止措置、再発防止のため車が容易に進入できないようにする車止めの設置、ロープを張る等の措置の中で可能な措置をするよう努めること。 ③不法投棄を未然に防止するため県が講じる措置に協力すること。 ※中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>

## 1.1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔汚染土壌の処分に係る届出〕(第49条)

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島県環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>汚染土壌を産業廃棄物処理施設等で処分する場合</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 汚染土壌とは？</p> <p>溶出又は含有するカドミウム等の物質の量が条例施行規則第49条に定める基準に適合しない土壌をいう。 (土壌汚染対策法に基づく要措置区域等内から搬出された汚染土壌を除く。)</p> </div>
<p>届出先</p>	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
<p>処分基準</p>	<p>条例施行規則第51条に定める汚染土壌処分基準</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 水・大気環境課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	<pre> graph TD     A[産業廃棄物処分業者等] --- B[届出書]     B --&gt; C[知事]     </pre>
<p>備考</p>	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>

## 1.2 福島県産業廃棄物処理指導要綱

〔産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書〕（第8条）  
〔産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書〕（第10条、第10条の2）

要綱の趣旨	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
事前指導の対象となる行為	次の施設を設置しようとする場合 1 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する産業廃棄物中間処理施設（法施行令第7条第1号から第13号の2に規定する産業廃棄物処理施設又は法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の処理施設） 2 事業者が設置する産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物処理施設） 3 処分業者が設置する産業廃棄物の処理施設（法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外の処理施設を含む。）
指導を行う者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）
指導の基準	1 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書 （1）土地利用計画との整合性 （2）周辺環境への影響の有無 （3）地元住民等との調整状況 （4）関係法令等との整合性 2 産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書 （1）法に基づく許可基準 （2）産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準 （3）産業廃棄物処理施設の構造に関する基準 （4）産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準
担当機関	本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課
備考	中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各中核市の指導要綱が適用になります。





13 水道法

〔専用水道工事の確認〕（第32条）

法の趣旨	水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものとするとともに、水道の基盤を強化することにより、衛生的で安価な水の安定供給を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。
確認の必要な行為	<p>専用水道※の布設工事に着手しようとする場合</p> <p>※ 専用水道の定義（水道法第3条第6項） 自己水源を設けて布設する寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの</li> <li>2 人の飲用等に供する水の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。）が20立方メートルを超えるもの</li> </ol> <p>ただし、他の水道（水道事業、専用水道）から供給を受ける水のみを水源とする場合であっても、次のいずれかに該当する場合は専用水道となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1500メートルを超えるもの</li> <li>2 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートルを超えるもの</li> </ol>
確認権者	知事（保健所長に委任されている。） 市長 町村长（県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし）
確認基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請書及び添付書類が整備されていること。</li> <li>2 工事の設計が水道法第5条の施設基準に適合していること。</li> </ol>
担当機関	<p>県出先 各保健所 生活衛生部 衛生推進課</p> <p>保健所設置市（中核市） 市保健所</p> <p>保健所設置市（中核市）以外の市 市担当部局課</p> <p>町村 県が権限移譲した町村の場合 町村担当課 ※該当なし</p>

<p>手続きフロー チャート</p>	<p>(保健所設置市の場合)</p> <p>(保健所設置市以外の市の場合)</p> <p>(県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし)</p>
<p>備 考</p>	<p>保健所設置市：福島市、郡山市、いわき市 県が権限移譲した町村：該当なし</p>

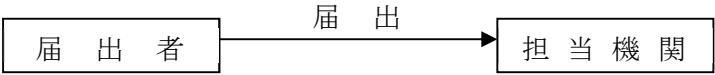
14 福島県給水施設等条例

〔給水施設工事の確認〕（第3条）

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>給水施設及び準簡易専用水道の布設や管理、並びに簡易専用水道の布設を適正かつ合理的に行うことにより、衛生的な水の供給を図り公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>確認の必要な行為</p>	<p>給水施設<sup>※</sup>の布設工事に着手しようとする場合</p> <p>※ 給水施設（福島県給水施設等条例第2条第1項） 井戸等の自己水源から導管等により人の飲用に適する水を供給する施設であって、水道法に規定する水道事業及び専用水道以外のもので、利用人口が51人以上のものをいう。</p> <p>なお、準簡易専用水道（福島県給水施設等条例第2条第2項）及び簡易専用水道（水道法第3条第7項）を布設する場合は、布設工事着手前に届出をすることとしている。</p>
<p>確認の必要な区域</p>	<p>県内全域（市を除く。）</p>
<p>確 認 権 者</p>	<p>知 事（保健所長に委任されている。） 町村長（県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし）</p>
<p>確 認 基 準</p>	<p>1 申請書及び添付書類が整備されていること。 2 工事の設計が関係法令、通知等の基準に適合していること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>出 先 各保健所 生活衛生部 衛生推進課 町 村 県が権限移譲した町村の場合 町村担当課※該当なし</p>
<p>手続フローチャート</p>	<p>(県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし)</p>

備 考	<p>各市においても、それぞれ同様の条例を制定している。</p> <p>(保健所設置市)</p> <p>福島市：福島市給水施設等条例 郡山市：郡山市給水施設等条例 いわき市：いわき市給水施設等条例</p> <p>(保健所設置市以外の市)</p> <p>二本松市：二本松市給水施設等条例 伊達市：伊達市給水施設等条例 本宮市：本宮市給水施設等条例 須賀川市：須賀川市給水施設等条例 田村市：田村市給水施設等条例 白河市：白河市給水施設等条例 会津若松市：会津若松市給水施設等の布設及び管理に関する条例 喜多方市：喜多方市給水施設等の布設等に関する条例 相馬市：相馬市給水施設等条例 南相馬市：南相馬市給水施設等条例</p>
-----	--

**15 大気汚染防止法** [ばい煙、粉じん発生施設等の届出]  
(第6条、第17条の5、第18条、第18条の6、第18条17、第18条の28)

法の趣旨	工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等の排出を規制することによって、大気汚染に関し、国民の健康の保護及び生活環境を保全し、並びに人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任を定めることにより、被害者の保護を図る。
届出の必要な行為	<p>ばい煙発生施設等を設置しようとする場合、特定粉じん排出等作業を実施しようとする場合</p> <p>ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前（第6条）、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前（第17条の5）、一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、あらかじめ（第18条）、特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前（第18条の6）、水銀排出施設を設置しようとする者は、設置工事着手60日前（第18条の28）までに届出をしなければならない。</p> <p>また、特定粉じん排出等作業を実施しようとする者は、作業開始の14日前（第18条の17）までに届出をしなければならない。</p> <p>※ 届出が必要な施設及び作業とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ばい煙発生施設 ボイラー等32施設（施行令第2条別表第一）</li> <li>(2) 揮発性有機化合物排出施設 乾燥施設等9施設（施行令第2条の3別表第一の二）</li> <li>(3) 一般粉じん発生施設 コークス炉等5施設（施行令第3条別表第二）</li> <li>(4) 特定粉じん発生施設 解綿用機械等9施設（施行令第3条の2別表第二の二）</li> <li>(5) 特定粉じん排出等作業（施行令第3条の4）</li> <li>(6) 水銀排出施設（施行令第3条の5、規則第5条の2別表第三の三）9施設</li> </ul>
届出の必要な区域	県内全域
受理権者	知事 中核市長
基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ばい煙発生施設に係る排出基準(法第3条、規則第3条～第5条)</li> <li>(2) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準 (法第17条の4、規則第15条の2別表第五の二)</li> <li>(3) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準 (法第18条の3、規則第16条別表第六)</li> <li>(4) 特定粉じんの規制基準（法第18条の5、規則第16条の2）</li> <li>(5) 特定粉じん排出等作業の作業基準（法第18条の14、規則第16条の4）</li> <li>(6) 水銀排出施設に係る排出基準(法第18条の27、規則第16条の11)</li> </ul>
担当機関	<p>県 … 各地方振興局 県民環境部 環境課 (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)</p> <p>中核市 … 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター</p>
手続きフローチャート	 <p>一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業に係る届出を除く。</p>
備考	

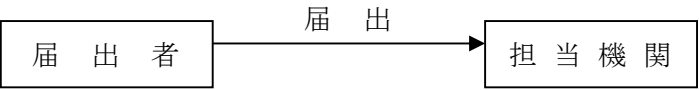
16 水質汚濁防止法

〔特定施設、有害物質使用特定施設等の設置の届出〕

法の趣旨	<p>1 工場・事業場からの排水水及び地下浸透水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全する。</p> <p>2 工場・事業場からの排水水により、人の健康に係る被害が生じた場合の、工場・事業場における損害賠償の責任について定めることで、被害者の保護を図る。</p>
届出の必要な行為	<p>1 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合</p> <p>2 工場又は事業場において有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合 (設置する60日前までに、知事等に届け出なければならない。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 特定施設とは？ 人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水等を排出する施設で、現在約100業種の施設が定められている。(水質汚濁防止法施行令別表第1)</p> </div>
届出が必要な区域	県内全域
受理権者	知事 政令市長(福島市、郡山市、いわき市)
基準等	<p>1 一律排水基準(第3条第1項) 排水基準を定める省令</p> <p>2 上乘せ排水基準(第3条第3項) (1) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 (2) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域内における全りん及び全窒素についてのみ)</p> <p>3 特定地下浸透水の浸透禁止(第12条の3)</p> <p>4 構造等に関する基準(第12条の4)</p>
担当機関	<p>県 各地方振興局 県民環境部(県民)環境課 (いわきを除く)</p> <p>政令市 福島市環境部環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続きフローチャート	<pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     </pre>
備考	

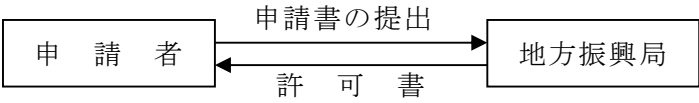
## 17 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

〔特定施設・湖沼排水指定施設の設置届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、本県の水資源及び観光資源として広く県民に恩恵をもたらしてきた。そして、四季折々にその水と緑が織りなす優れた自然環境は、国民共有の財産とも言えるものである。</p> <p>このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設又は湖沼排水指定施設を設置しようとする場合（設置する60日前までに、知事に届け出なければならない。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※①特定施設とは？</p> <p>水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。 (条例第2条第5号)</p> <p>②湖沼排水指定施設とは？</p> <p>福島県生活環境の保全等に関する条例第27条第2項に規定する排水指定施設及び処理対象人員が51人以上500人以下の<del>し</del>尿浄化槽をいう。 (条例第2条第8号)</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>【届出が必要な行為に係る区域】 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域（規則第2条）</p>
<p>受理権者</p>	<p>知事（会津若松市、北塩原村、猪苗代町に係る区域） 郡山市長（郡山市に係る区域）</p>
<p>基準等</p>	<p>1 りん含有量に係る排水基準（条例第8条、条例第20条） 2 窒素含有量に係る排水基準（条例第9条、条例第20条）</p>
<p>担当機関</p>	<p>県 会津地方振興局 県民環境部 環境課 郡山市 郡山市環境保全センター</p>
<p>手続きフローチャート</p>	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     </pre>
<p>備考</p>	

## 18 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

〔水環境保全区域内での行為の許可〕

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、本県の水資源及び観光資源として広く県民に恩恵をもたらしてきた。そして、四季折々にその水と緑が織りなす優れた自然環境は、国民共有の財産とも言えるものである。</p> <p>このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</p>
<p>許 可 の 必 要 な 行 為</p>	<p>水環境保全区域内において、次に掲げる行為を行う場合</p> <p>① 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>② 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。</p> <p>③ 土石を採取すること。</p> <p>④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>⑤ 木竹を伐採すること。</p>
<p>許 可 が 必 要 な 区 域</p>	<p>水環境保全区域内（条例第39条） （参考資料「3 水環境保全区域」参照）</p>
<p>受 理 権 者</p>	<p>知 事</p>
<p>基 準 等</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則第18条</p>
<p>担 当 機 関 等</p>	<p>県 県中地方振興局 県民環境部 環境課 会津地方振興局 県民環境部 環境課</p>
<p>手 続 き フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請書の提出 --&gt; B[地方振興局]     B -- 許可書 --&gt; A     </pre>
<p>備 考</p>	

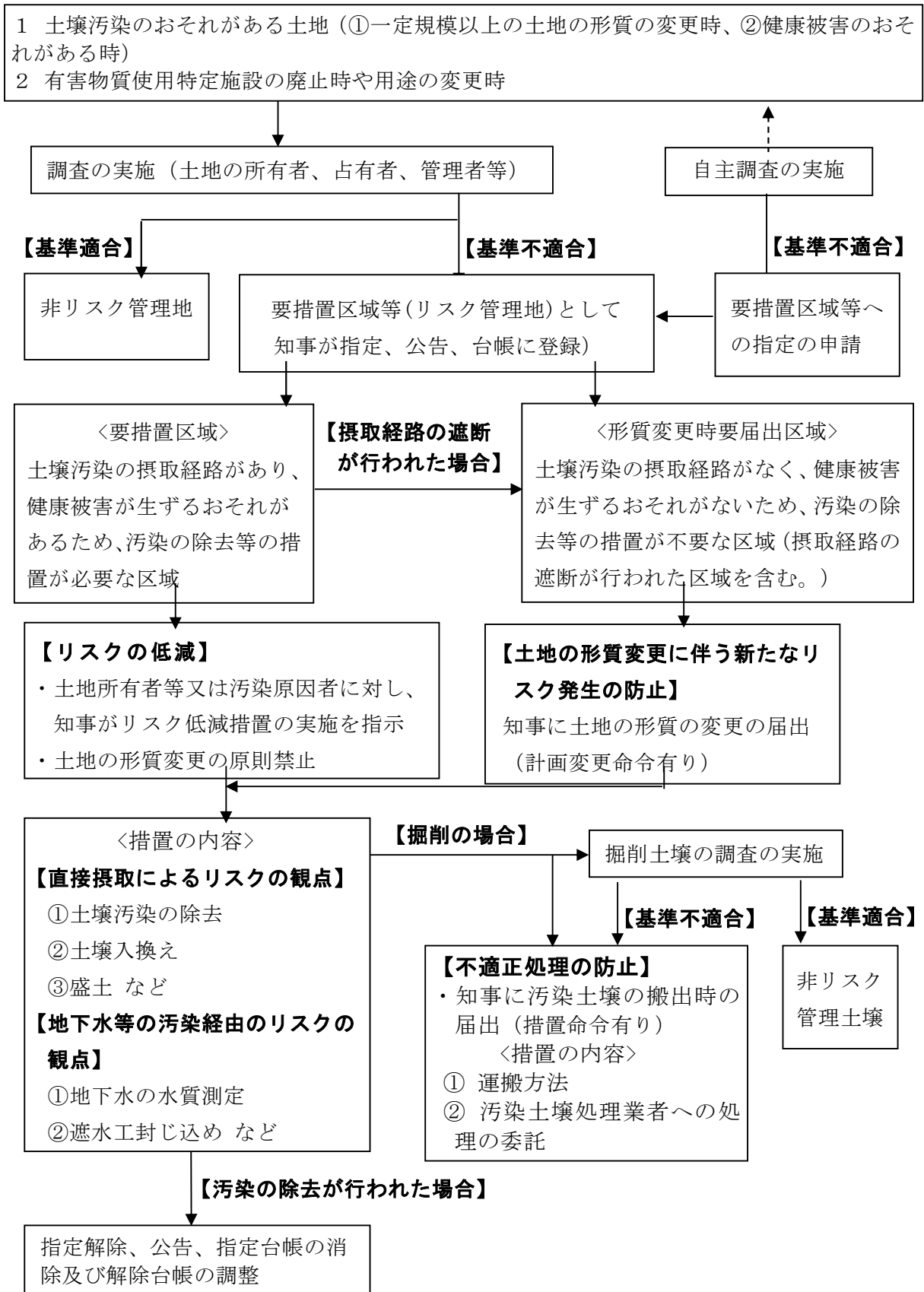


19 土壌汚染対策法

(法第3条、第4条、第5条、第14条)

法の趣旨	<p>有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。</p>
報告の必要な行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用が廃止された有害物質使用特定施設<sup>※1</sup>に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。(第3条第1項)</li> <li>・第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地において、一定規模以上<sup>※2</sup>の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。(第3条第7項)</li> <li>・一定規模以上<sup>※3</sup>の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。(第4条第1項)</li> <li>・土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあるものとして、基準に該当する土地があると認められるときは、当該土地の土地所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、知事から調査結果の報告を命ぜられることがある。(第5条第1項)</li> <li>・上記の契機によらない自主的な調査により、指定基準に適合していないことが判明した場合、要措置区域等に指定することを申請することができる。(第14条第1項)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 有害物質使用特定施設(鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質のいずれかを使用等していた水質汚濁防止法の特定施設)</p> <p>※2 900㎡</p> <p>※3 3,000㎡(ただし、有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地または使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地の場合は900㎡、第3条第7項の土地は除く。)</p> </div>
報告が必要な区域	県内全域
受理権者	知事 政令市長(福島市、郡山市、いわき市)
基準等	要措置区域の指定に係る基準(第6条第1項) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準(第11条第1項)
担当機関	<p>県 各地方振興局 県民環境部(県民)環境課(いわきを除く)</p> <p>政令市 福島市環境部環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[土地の所有者等] -- "法に基づく調査" --&gt; B[報告]     B --&gt; C[担当機関]     C -- "指定 (指定基準超過の場合)" --&gt; D[要措置区域等]          A -- "自主調査" --&gt; E[申請 (指定基準超過の場合)]     E --&gt; F[担当機関]     F -- "指定" --&gt; D     </pre>
備考	

## 土 壌 汚 染 対 策 法 の 全 体 ス キ ー ム



## 20 騒音規制法

〔特定施設設置、特定建設作業実施の届出〕 (第6条、第14条)

<p>法の趣旨</p>	<p>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。</p>
<p>届出が必要な行為</p>	<p>指定地域内において法に規定する特定施設を設置しようとする場合及び特定建設作業を実施しようとする場合 (特定施設は着工の30日前までに、特定建設作業は作業開始日の7日前までに市町村長に届け出なければならない)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 特定施設、特定建設作業とは？</p> <p>(1) 特定施設 金属加工機械等11施設（施行令第1条別表第1）</p> <p>(2) 特定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業等8種 (施行令第2条別表第2)</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>12市6町2村の指定地域（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町及び富岡町）</p> <p>(注) 指定地域外については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要となる。</p>
<p>受理権者</p>	<p>20市町村長（届出が必要な区域）</p>
<p>担当機関</p>	<p>20市町村環境担当課</p>

基 準	工場・事業場に係る騒音規制基準 (単位：デシベル)				
	時間の 区分 区分	昼 間 (7時～19時)	朝・夕 (6時～7時) (19時～22時)	夜 間 (22時～6時)	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 田園住居地域相当	
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域、 準住居地域相当	
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域相当、用途地域 以外の地域（条例の規制の み適用）	
第4種区域	65	60	55	工業地域相当	
<p>(注)</p> <p>1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。</p> <p>2 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値からさらに5デシベルを減じた値です（ただし、第1種区域を除きます）。</p>					
特定建設作業騒音に係る規制基準					
基準種別 区域の区分	敷地境界にお ける音量基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号 区域	85デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第2号 区域	85デシベル	6時～22時の時間 内であること	1日14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
<p>(注) 1 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の 全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域です。 第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。</p> <p>2 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止 対策のほかに、1日当たりの作業時間を※印の欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮 させることができます。</p> <p>3 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場 合などの適用除外が設けられています。</p>					
<p>手順フローチャート</p> <pre>         graph LR             A[届出者] -- 届出 --&gt; B[市町村長]             </pre>					
備 考					

## 2 1 振動規制法

〔特定施設設置、特定建設作業実施の届出〕 (第6条、第14条)


<p>法の趣旨</p>	<p>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。</p>
<p>届出が必要な行為</p>	<p>指定地域内において法に規定する特定施設を設置しようとする場合及び特定建設作業を実施しようとする場合 (特定施設は着工の30日前までに、特定建設作業は作業開始日の7日前までに市町村長に届け出なければならない)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 特定施設、特定建設作業とは？</p> <p>(1) 特定施設 金属加工機械等10施設（施行令第1条別表第1）</p> <p>(2) 特定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業等4種（施行令第2条別表第2）</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>12市3町1村の指定地域（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、西郷村、矢吹町及び石川町）</p>
<p>受理権者</p>	<p>16市町村長（届出が必要な区域）</p>
<p>担当機関</p>	<p>16市町村環境担当課</p>

基 準	工場・事業場に係る振動規制基準																					
	<table border="1"> <tr> <th style="text-align: center;">時間の区分 区域の区分</th> <th style="text-align: center;">昼 間 (7時～19時)</th> <th style="text-align: center;">夜 間 (19時～7時)</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1種区域</td> <td style="text-align: center;">60デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">55デシベル以下</td> <td>第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、田園住居地域相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種区域</td> <td style="text-align: center;">65デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">60デシベル以下</td> <td>近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域相当 工業専用地域、 用途地域以外の地域（指針のみ適用）</td> </tr> </table>	時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	備 考	第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、田園住居地域相当	第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域相当 工業専用地域、 用途地域以外の地域（指針のみ適用）	<p>(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の 周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値からさらに5デシベルを減じた値です。</p>								
時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	備 考																			
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、田園住居地域相当																			
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域相当 工業専用地域、 用途地域以外の地域（指針のみ適用）																			
振動に係る特定建設作業の規制に関する基準																						
<table border="1"> <tr> <th style="text-align: center;">基準種別 区域の区分</th> <th style="text-align: center;">敷地境界に おける振動 基準</th> <th style="text-align: center;">作業時刻に関 する基準</th> <th style="text-align: center;">※作業時間に 関する基準</th> <th style="text-align: center;">作業期間に関 する基準</th> <th style="text-align: center;">作業日に関 する基準</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1号 区 域</td> <td style="text-align: center;">75デシベル</td> <td style="text-align: center;">7時～19時の時間 内であること</td> <td style="text-align: center;">1日10時間を 超えないこと</td> <td style="text-align: center;">連続6日を 超えないこと</td> <td style="text-align: center;">日曜・休日 でないこと</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号 区 域</td> <td style="text-align: center;">75デシベル</td> <td style="text-align: center;">6時～22時の時間 内であること</td> <td style="text-align: center;">1日14時間を 超えないこと</td> <td style="text-align: center;">連続6日を 超えないこと</td> <td style="text-align: center;">日曜・休日 でないこと</td> </tr> </table>	基準種別 区域の区分	敷地境界に おける振動 基準	作業時刻に関 する基準	※作業時間に 関する基準	作業期間に関 する基準	作業日に関 する基準	第1号 区 域	75デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと	第2号 区 域	75デシベル	6時～22時の時間 内であること	1日14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと	<p>(注) 1 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち、第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び これらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地 域です。</p> <p>第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。</p> <p>2 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止 対策のほか、1日当たりの作業時間を※印の欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮 させることができます。</p> <p>3 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場 などの適用除外が設けられています。</p>			
基準種別 区域の区分	敷地境界に おける振動 基準	作業時刻に関 する基準	※作業時間に 関する基準	作業期間に関 する基準	作業日に関 する基準																	
第1号 区 域	75デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと																	
第2号 区 域	75デシベル	6時～22時の時間 内であること	1日14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと																	
<p>手続フローチャート</p> <pre>         graph LR             A[届出者] -- 届出 --&gt; B[市町村長]             </pre>																						
備 考																						

## 2.2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

〔特定工場の公害防止統括者等の選任届〕（第3条、第4条、第5条）

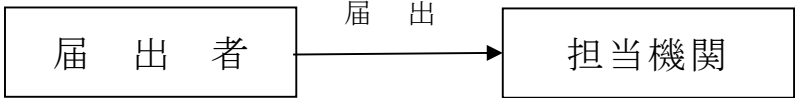
法の趣旨	特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資する。
届出の必要な行為	<p>特定工場を設置している者は、法令の定めにより、公害防止統括者（第3条）、公害防止管理者（第4条）及び公害防止主任管理者（第5条）を選任し、選任した日から30日以内に届け出なければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 特定工場とは？</p> <p>製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、及び熱供給業の事業の用に供する工場のうち、一定規模以上の下記施設を有するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ばい煙発生施設</li> <li>(2) 汚水等排出施設</li> <li>(3) 騒音発生施設（騒音規制法に基づく指定地域内のみ）</li> <li>(4) 特定粉じん発生施設</li> <li>(5) 一般粉じん発生施設</li> <li>(6) 振動発生施設（振動規制法に基づく指定地域内のみ）</li> <li>(7) ダイオキシン類発生施設</li> </ol> </div>
届出が必要な区域	県内全域
受理権者	<p>知事、中核市長</p> <p>※ただし、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場については市町村長</p>

<p>基 準 等</p>	<p>特定工場の要件</p> <p>ばい煙発生施設（施行令第2条）</p> <p>汚水等排出施設（施行令第3条）</p> <p>騒音発生施設（施行令第4条）</p> <p>特定粉じん発生施設（施行令第4条の2）</p> <p>一般粉じん発生施設（施行令第5条）</p> <p>振動発生施設（施行令第5条の2）</p> <p>ダイオキシン類発生施設（施行令第5条の3）</p> <p>公害防止統括者の選任（法第3条、施行令第6条）</p> <p>公害防止管理者の選任（法第4条、施行令第8条、別表第2）</p> <p>公害防止管理者等の資格（法第7条、施行令第10条、別表第3）</p> <p>公害防止主任管理者の選任（法第5条、施行令第9条）</p> <p>公害防止主任管理者の資格（法第7条、施行令第11条、別表第2）</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>県 各地方振興局 県民環境部 環境課</p> <p>（いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課）</p> <p>市町村 環境担当部課</p> <p>中核市 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター</p>
<p>手続 フローチャート</p>	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     </pre>
<p>備 考</p>	<p>公害防止管理者、公害防止主任管理者となるためには、資格（国家試験合格又は資格認定講習修了）が必要。（法第7条）</p>



**2 3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**  
〔化学物質の排出量及び移動量の届出〕（第5条）

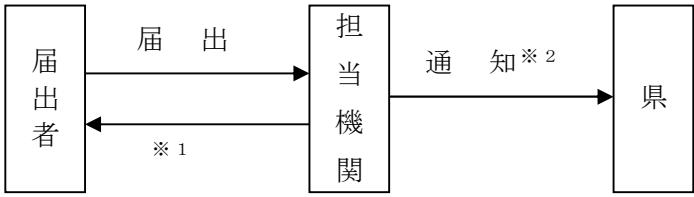
<p>法の趣旨</p>	<p>人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をすることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>PRTR 制度に基づき届出を行う必要がある事業者は、以下の 3 つの要件を全て満たす事業者です。</p> <p>(1) 対象業種 金属鉱業等 24 業種（施行令第 3 条）</p> <p>(2) 従業員数 事業者全体として常用使用される従業員の数が 21 人以上</p> <p>(3) 事業所の要件 対象化学物質の年間摂取量（①・②）、特別要件施設の設置（③～⑥）に関して、次のうちいずれかの事業所を有する事業者</p> <p>① いずれかの第一種指定化学物質（462 種類、施行令第 1 条別表第一）の年間取扱量が 1t 以上である事業所（対象化学物質によっては、化合物中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素、ほう素の量で判断するものもあります。②についても同じ。）</p> <p>② いずれかの特定第一種指定化学物質（15 種類、施行令第 4 条）の年間取扱量が 0.5t 以上である事業所</p> <p>③ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所</p> <p>④ 下水道業を営み下水道終末処理施設が埋設されている事業所</p> <p>⑤ ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理施設が設置されている事業所</p> <p>⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所</p> <p>※ 年間取引量とは、年度内1年間（年度初め4月～年度末3月）に取り扱った対象物質の量のこと、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量です。</p>
<p>届出の必要な区域</p>	<p>県内全域</p>

受 理 権 者	知事
届 出 期 間 届 出 方 法	<p>(1) 届出期間及び内容 届出期間は、毎年4月1日から6月30日までです。(6月30日が土日の場合は、次の月曜日までです。)</p> <p>届出内容は、前年度の環境への排出量及び事業所外への移動量※となります。</p> <p>※製品(有価物)として出荷する量などは移動量に含まれない。</p> <p>(2) 届出方法 届出は、以下の3通りのいずれかにより行います。</p> <p>① 電子システムによる届出 ② 磁気ディスク(CD-R等)による届出 ③ 書面による届出</p>
担当機関	<p>各地方振興局 県民環境部 環境課</p> <p>(南会津地方振興局は県民環境部県民環境課、いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
手続きフロー チャート	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     </pre>
備 考	

## 2.4 福島県生活環境の保全等に関する条例

(特定施設等の設置及び建設作業騒音規制地域における騒音指定建設作業の届出)

<p>条例の趣旨</p>	<p>生活環境の保全等について、県、事業者及び県民の責務を明らかにし生活環境の保全等に関する基本となる事項を定め、並びに公害の防止のための規制の措置を講ずることにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>1 ばい煙を大気中に排出する者がばい煙指定施設を設置する場合                  2 一般粉じん指定施設を設置する場合                  3 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者が特定粉じん指定施設を設置する場合                  4 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、排水指定施設又は特定施設を設置する場合                  5 工場又は事業場から地下に有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設を設置する場合                  6 地下水を採取する者が揚水設備を設置する場合                  7 工場又は事業場に騒音指定施設を設置する場合（設置工事の開始の日の30日前まで）                  8 建設作業騒音規制地域において騒音指定建設作業を伴う建設工事を行う場合（作業開始の日の7日前まで）</p> <p>※届出が必要な施設等とは？</p> <p>(1) ばい煙指定施設                  金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉等15施設（規則第4条別表第1）</p> <p>(2) 一般粉じん指定施設                  製綿又は綿打ち直し用に供する動力打綿機又は動力混打綿機（規則第5条）</p> <p>(3) 特定粉じん指定施設                  石綿を含有する製品の製造の用に供する成型機等2施設（規則第6条別表第2）</p> <p>(4) 排水指定施設                  水産食料品製造業の用に供する冷凍すり身の解凍施設等19施設（規則第20条）</p> <p>(5) 特定施設                  鉍業又は水洗炭業の用に供する選鉍施設等約600業種の施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）</p> <p>(6) 有害物質使用排水指定施設                  有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設</p> <p>(7) 法定外有害物質使用特定施設                  法定外有害物質（規則第21条）を製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設</p> <p>(8) 揚水施設                  動力を用いて地下水を採取するための施設（規則第23条）</p> <p>(9) 騒音指定施設                  金属加工機械等15施設（規則第45条別表第7）</p> <p>(10) 騒音指定建設作業                  くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業等8種類の作業（規則第46条別表第8）</p>

<p>受 理 権 者</p>	<p>騒音関係：各市町村長 水質関係：知事、中核市長 大気関係：知事、中核市長</p>
<p>基 準 等</p>	<p>(1) ばいじんに係るばい煙排出基準（規則第7条別表第3） (2) 指定有害物質に係るばい煙排出基準（規則第8条別表第4） (3) 一般粉じん指定施設管理基準（規則第9条） (4) 特定粉じん規制基準（規則第10条） (5) 排水指定事業場排水基準（規則第24条別表第5） (6) 特定事業場排水基準（規則第25条別表第5） (7) 有害物質を含む地下浸透水の浸透の制限 （規則第27、28条別表第6） (8) 工場等騒音規制基準（規則第47条別表第9） (9) 騒音指定建設作業に係る基準（規則第53条）</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>(1) 騒音指定施設、騒音指定建設作業以外の届出が必要な施設 各地方振興局 県民環境部 環境課 （いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課） 福島市環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター (2) 騒音指定施設、騒音指定建設作業 各市町村環境担当課（福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター）</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[担当機関]     B -- 通知※2 --&gt; C[県]     B -- ※1 --&gt; A     </pre> <p>※1 届出年月日を明確にする書類 ※2 騒音規制法の規制地域を有しない市町村に騒音関係の届出を行った場合に限る</p>
<p>備 考</p>	

25 悪臭防止法

[規制区域の指定]

法の趣旨	工場その他の事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。								
届出の必要な行為	<p>法令上、工場等の事業活動に伴う届出についての規定はない。          しかしながら、県は悪臭防止法（以下「法」という。）第3条に定める規制地域を指定するとともに、規制地域において法第4条第1項に定める特定悪臭物質濃度規制基準及び法第4条第2項に定める臭気指数規制基準を定めている。（市については各市がそれぞれ別途定めている。）          なお、具体的な規制地域等については県報による告示を行っている。（市については各市が告示している。）</p>								
届出の必要な区域	<p>法令上の届出は要しないが、県では以下のように法第3条に基づく規制地域の区域区分を定め、規制地域を指定している。</p> <p>1 規制地域の区域区分</p> <table border="1" data-bbox="478 891 1374 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 891 646 929">区域の区分</th> <th data-bbox="646 891 1374 929">あてはめ地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 929 646 1153">A区域</td> <td data-bbox="646 929 1374 1153">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1153 646 1243">B区域</td> <td data-bbox="646 1153 1374 1243">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1243 646 1375">C区域</td> <td data-bbox="646 1243 1374 1375">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 規制地域の指定状況          12市15町5村  <input type="checkbox"/> A、B、Cの3区域を指定          福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村  <input type="checkbox"/> A、Bの2区域を指定          浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村  <input type="checkbox"/> Bの1区域を指定          平田村、塙町  <input type="checkbox"/> 臭気指数規制地域を指定          伊達市、南相馬市          ※指定状況は、参考として中核市及び一般市を含んだもの。</p>	区域の区分	あてはめ地域	A区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域	B区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	C区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域
区域の区分	あてはめ地域								
A区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域								
B区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域								
C区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域								
受理権者	—								

<p>基準等</p>	<p>1 特定悪臭物質の濃度に係る規制基準  (1) 敷地境界上の規制基準  アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素ほか全22物質  (2) 気体排出口の規制基準  アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンほか全13物質  (3) 排出水の規制基準  メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチル  (全4物質)</p> <p>規制区域区分(A、B、C区域)毎に各特定悪臭物質の濃度に係る規制基準が設けられている。(2)(3)については、敷地境界上の規制基準を基礎として、法施行規則に定める方法で算出される。</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 水・大気環境課  出先 各地方振興局 県民環境部 環境課  (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)  (規制機関) 各市町村環境担当部課  (福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター)</p>
<p>手続きフロー チャート</p>	<p>—</p>
<p>備考</p>	<p>1 参考  〔悪臭防止対策指針に基づく基準〕  福島県では、福島県生活環境の保全等に関する条例第77条の規定に基づき、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、法に基づく規制地域(臭気指数規制区域)以外を対象地域として、工場等における敷地境界線及び排出口における臭気指数に係る規制基準として、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めている。</p> <p>2 悪臭防止対策指針に基づく基準は、中核市(福島市、郡山市、いわき市)については適用されません。詳細は別途各市に御確認ください。</p>

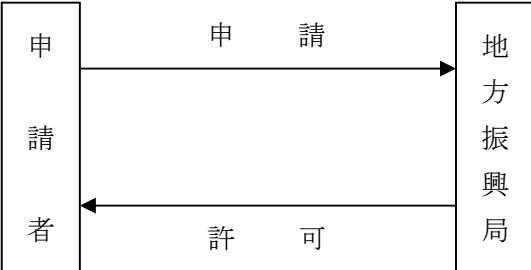
## 26 ダイオキシン類対策特別措置法

[特定施設設置等の届出]  
(第12条、第13条、第14条、第18条、第19条)

法の趣旨	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等のため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。
届出の必要な行為	<p>特定施設を設置しようとするときは、設置の工事着手日の60日前(第17条)に特定施設の設置届出をしなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 特定施設(施行令第1条)</p> <p>(1) 大気基準適用施設 アルミ溶解炉、廃棄物焼却炉等5施設(施行令別表第1)</p> <p>(2) 水質基準適用施設 排ガス洗浄施設、灰の貯留施設等19施設(施行令別表第2)</p> </div>
届出の必要な区域	県内全域
受理権者	知事 中核市長
基準等	<p>(1) 排出基準(第8条)</p> <p>(2) 排出の制限、改善命令(第20条、第22条)</p> <p>(3) 事故時の措置(第23条)</p> <p>(4) 廃棄物焼却炉に係るばいじん・燃え殻等の処理等(第24条・第25条)</p> <p>(5) 事業者には排ガス、排水等の年1回以上の測定義務(第28条)</p>
担当機関	<p>県 … 各地方振興局 県民環境部 環境課 (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)</p> <p>中核市 … 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続きフローチャート	<pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[市町村長]     </pre>
備考	

## 27 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（※）

〔特別保護地区内の一定の行為の許可〕（第29条第7項）

法の趣旨	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する。
許可の必要な行為	鳥獣保護区特別保護地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等一定の行為を行う場合。
許可の必要な区域	鳥獣保護区特別保護地区 (参考資料2参照)
許可権者	地方振興局長
許可の基準	鳥獣の保護繁殖に支障がないと認められる場合
担当機関	生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[地方振興局]     B -- 許可 --&gt; A     </pre>
備考	

※ 平成27年5月29日から施行



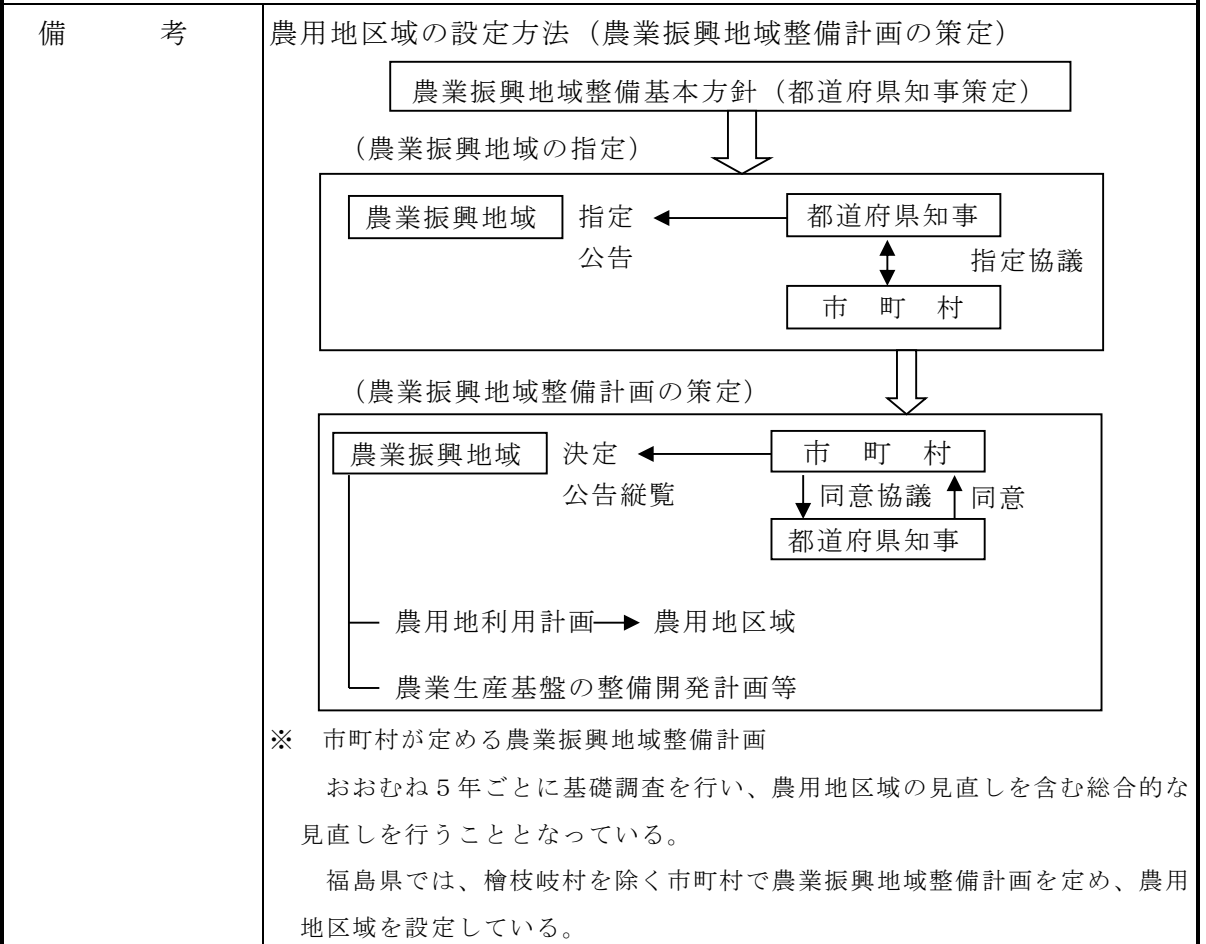
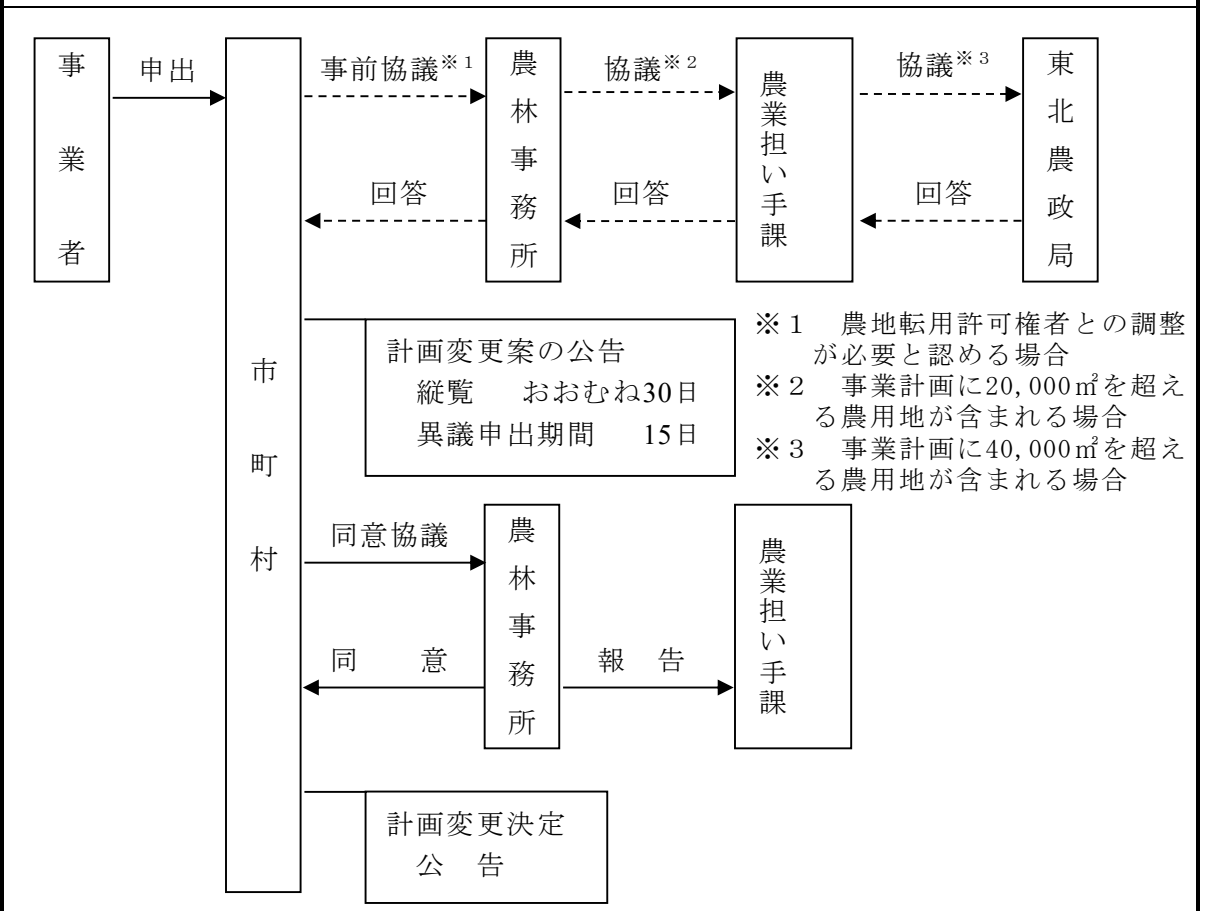
三 〔農地・林地関係〕

## 1 農業振興地域の整備に関する法律

〔農業振興地域整備計画の変更〕

<p>法の趣旨</p>	<p>自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。</p>
<p>農業振興地域整備計画の変更が必要な行為</p>	<p>(1) 農用区域内の農用地等について、農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供するための農地転用は法律上認められていない。</p> <p>(2) このため、農用区域内の農用地等を他用途に供しようとする場合には農用区域からの除外（農業振興地域整備計画の変更）を行う必要がある、この場合、原則として次の要件を満たすことが必要である。</p> <p>ア) 他用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域外に代替すべき土地がないこと。</p> <p>イ) 除外を行うことにより農用区域の集団化、農作業の効率化や効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ウ) 除外を行うことにより効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>エ) 農用地等の保全又は利用上必要な施設に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>オ) 土地改良事業等が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること。</p>
<p>農業振興地域整備計画の管理者</p>	<p>市町村長</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 農林水産部 農業担い手課 出 先 農林事務所 企画部 指導調整課 (南会津、いわきにあつては、企画部地域農林企画課) 市町村 農振法担当課 国 東北農政局 農村振興部 農村計画課 農業振興地域係</p>

手続フローチャート



## 2 農地法

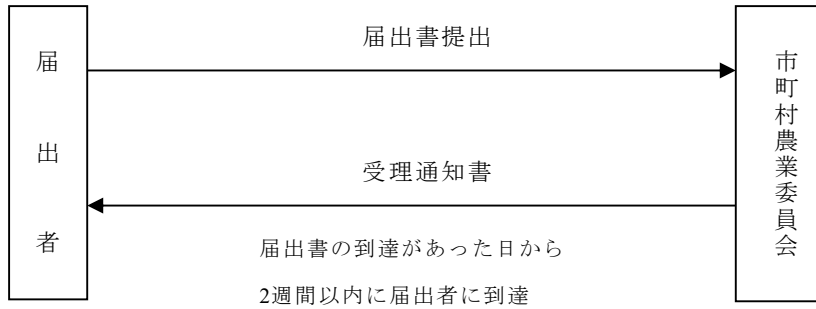
〔農地転用の許可、市街化区域内での届出〕（第4条、第5条）

<p>法の趣旨</p>	<p>農地転用を規制し、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、農地の利用関係を調整し、農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図る。</p>
<p>許可（届出）の必要な行為</p>	<p>次の行為を行おうとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地を農地以外の用途に転用する場合（法第4条／自己転用）</li> <li>2 農地又は採草放牧地について、それぞれの用途以外の用途に転用するため、賃貸借権等の権利を設定し、又は所有権を移転する場合（法第5条／転用のための権利移動）</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 農地とは？</p> <p>耕作の目的に供される土地。（「耕作」とは、土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。また、「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、耕作しようとするばいつでも耕作できるような、いわゆる「休耕地」、「不耕作地」を含む。）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 採草放牧地とは？</p> <p>農地以外の土地であって、主として耕作又は養畜のため、採草又は家畜の放牧の目的に供される土地。</p> </div>
<p>許可（届出）の必要な区域</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「届出」対象区域 都市計画法第7条第1項の規定により定められた「市街化区域内」の農地等の転用。</li> <li>2 「許可」対象区域 都市計画法第7条第1項の規定により定められた「市街化区域」以外の農地等の転用。（非線引き都市計画区域における「用途地域」は許可対象である。）</li> </ol>
<p>許可（届出受理）権者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出受理権者 届出の農地等が所在する市町村農業委員会</li> <li>2 許可権者 知事 ※下記の市町村にある農地等の転用の場合は、それぞれの市町村の農業委員会（市町村長からの事務委任）</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 4 ha以下の農地等の転用 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、本宮市</li> <li>② 2 ha以下の農地等の転用 伊達市、桑折町、大玉村</li> <li>③ 30 ha以下の農地等の転用 桧枝岐村、南会津町</li> <li>④ 30 a以下で次に該当する農地等の転用 【該当事業等】 ・農業用施設事業（農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設など） ・集落接続事業（住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの） ・日線引き都市計画用途地域内農地 ・一時転用事業（営業型発電施設等を除く） 【市町村】 田村市、南相馬市、会津坂下町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、玉川村、平田村、古殿町、富岡町、川内村、浪江町</li> </ol>

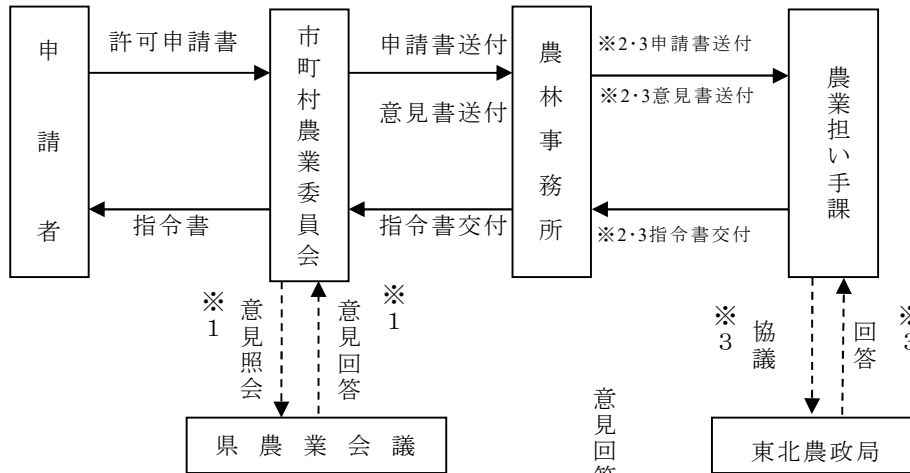
<p>許可基準</p>	<p>1 立地基準（営農条件等からみた農地の区分に応じた基準）</p> <p>(1) 農用地区域内農地 市町村農業振興地域整備計画で農用地として定められた区域内にある農地。 → 原則として許可できない。 (例外：土地収用法告示事業など)</p> <p>(2) 甲種農地 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地。 → 原則として許可できない (例外：既存施設拡張など)</p> <p>(3) 第1種農地 農用地区域内農地、甲種農地以外で良好な営農条件を備えている農地 → 原則として許可できない。 (例外：市街地設置困難施設など)</p> <p>(4) 第2種農地 ・市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地。 → 転用予定地の周辺に当該転用事業が実施できると認められる土地がある場合は、許可できない。 ・他の農地区分に該当しない農地。</p> <p>(5) 第3種農地 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地。 → 許可しうる。</p> <p>2 一般基準（立地基準以外の基準） 立地基準に適合する場合であっても、次に該当する場合等は許可することができない。（次の3つに限定ではない。）</p> <p>(1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合。 (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障の生ずるおそれがあると認められる場合 (3) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 農林水産部 農業担い手課 出 先 農林事務所 企画部 指導調整課 (南会津、いわきにあつては、企画部地域農林企画課) 市町村 農業委員会 国 東北農政局 農村振興部 農村計画課 農地転用係</p>

手続フローチャート

1 届出（市街化区域内の農地転用）



2 知事許可

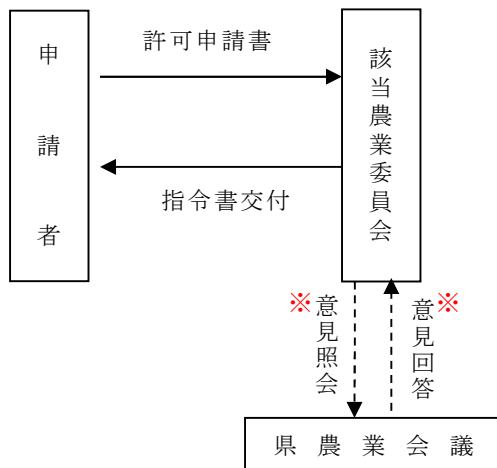


※1は30a超等の農地を含む場合。

※2は2ha超の農地を含む場合。

※3は4ha超の農地を含む場合。

3 農地転用許可権限が移譲された市町村の場合



※は30a超等の農地を含む場合。

備考

3 森林法

〔開発行為の許可〕（第10条の2）

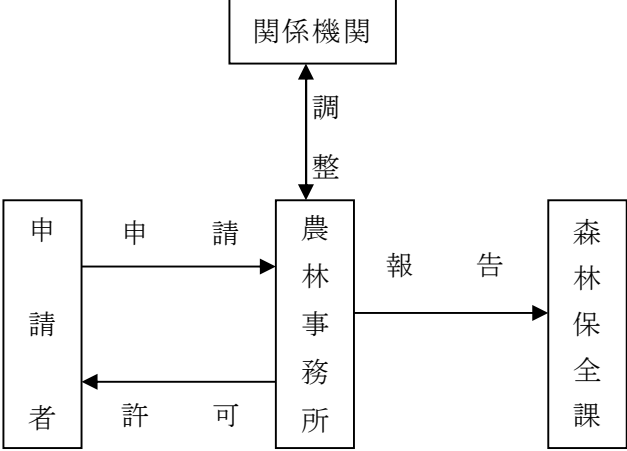
<p>法の趣旨</p>	<p>林地開発許可制度は、次のような観点から、森林の適正な利用を確保することを目的としています。</p> <p>森林は、災害の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。</p> <p>また、開発行為に伴い一旦その機能が破壊されてしまうと、これを回復することは非常に困難となります。</p> <p>したがって、開発行為を行うに当たっては、森林の持つ公益的な働きが著しく損なわれることのないように適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあります。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>林地開発許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超えるものです。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為にあつては、開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超えるものが対象となります。</p> <p>※ 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、道路（路肩部分及び屈曲部分又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルを超えるもの。</p>
<p>許可の必要な区域</p>	<p>林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてる地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）です。</p>
<p>許可の基準</p>	<p>次のいずれにも該当しないと認められることです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。（災害の防止）</li> <li>2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。（水害の防止）</li> <li>3 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（水源のかん養）</li> <li>4 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。（環境の保全）</li> </ol>

<p>許 可 権 者</p>	<p>知事 (面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るものは、農林事務所森林林業部長が専決)</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本庁 農林水産部 森林保全課 出先 各農林事務所 森林林業部 森林土木課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph TD     Applicant[申請者] -- 申請 --&gt; ForestryOffice[農林事務所]     ForestryOffice -- 許可 (10ha未満) --&gt; Applicant     ForestryOffice -- 副申 (10ha以上) --&gt; ForestryConservation[森林保全課]     ForestryConservation -- 諮問 --&gt; ReviewCommittee[森林審議会 (200ha以上)]     ReviewCommittee -- 答申 --&gt; ForestryConservation     ForestryConservation -- 許可 (10ha以上) (事務所経由) --&gt; Applicant     ForestryOffice &lt;--&gt;  照会  LocalGov[市町村]     LocalGov -- 意見 --&gt; ForestryOffice     </pre>
<p>備 考</p>	



**4 森林法**〔保安林〕 (土地の形質変更等、立木の伐採) (第25条～第48条)

<p>法の趣旨</p>	<p>保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等森林の有する公益的な機能を発揮させる必要のある特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業の確保を図ることによって、森林の有する公益的な機能を高度に発揮させることを目的としています。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>1 土地の形質の変更等 保安林内では、農地又は宅地の造成や建築物その他の工作物又は施設の新設等、当該保安林の維持に支障を及ぼすおそれのある開発行為を行うことはできません。 ただし、当該保安林の維持に支障を及ぼすおそれが軽微であると認められる次の行為等にあつては許可を受けて行うことは可能です。 ア 林道（車道幅員4メートル以下のものに限る。） イ 施設等の幅が1メートル未満の線的なもの ウ 変更行為区域の面積が0.05ヘクタール未満で切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なもの</p> <p>2 立木の伐採 保安林内立木の伐採については、それぞれの保安林に定められた伐採方法の範囲で許可・届出により行うことができますが、申請日等に下記の定めがあります。 ○皆伐・択伐による場合（許可） 皆伐は年4回（2月、6月、9月、12月）の皆伐限度を公表した日から30日以内、択伐は伐採を開始する日の30日前まで ○人工林で植栽指定のある択伐（届出） 伐採を開始する日の90日から20日前まで ○間伐（届出） 伐採を開始する日の90日から20日前まで</p>
<p>許可の必要な区域</p>	<p>森林法第25条及び第25条の2に基づき指定された保安林</p>
<p>許可権者</p>	<p>知事（農林事務所森林林業部長が専決。ただし、国有保安林については、森林管理署長の同意書が必要です。）</p>

<p>許可の基準</p>	<p>1 土地の形質の変更等  (1) 周辺地域に土砂を流出するおそれがないこと。  (2) 立木の生育及び土壌の生成を阻害し又はその性質を改変する等保安林の機能の低下をもたらすおそれがないこと。</p> <p>2 立木の伐採  (1) 申請に係る伐採方法が、当該保安林の指定施業要件に合致するものであること。  (2) 皆伐及び択伐により伐採する場合、立木の年齢が当該立木の所在する市町村の市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢以上のものであること。  (3) 指定施業要件で植栽が定められている場合、伐採完了後に植栽される計画であること。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>本庁 農林水産部 森林保全課  出先 各農林事務所 森林林業部 森林土木課</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph TD     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[農林事務所]     B -- 報告 --&gt; C[森林保全課]     C -- 許可 --&gt; A     B &lt;--&gt;  調整  D[関係機関]     </pre>
<p>備 考</p>	

四 [農地・林地・土木関係]

## 1 砂利採取法

〔砂利採取計画の認可〕（第16条、第20条）

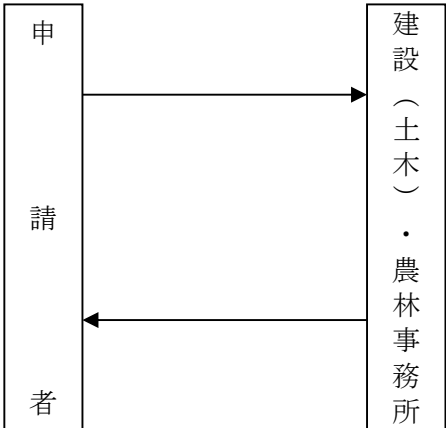
<p>法の趣旨</p>	<p>砂利採取業について、その事業を行う者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行うこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とするものです。</p>
<p>認可の必要な行為</p>	<p>砂利採取業者が砂利の採取を行う場合</p> <p>（砂利採取場ごとに採取計画（下記の内容）を定め認可を受けなければならない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域</li> <li>2 種類、数量、採取期間</li> <li>3 採取方法、設備等の施設</li> <li>4 災害防止の方法、施設</li> </ol> <p style="text-align: center;">等</p> <p>※ 砂利とは？ 粒径が概ね 300mm 以内で丸みを帯びたもの</p> <p>※ 砂利採取業とは？ 砂利の採取（洗浄を含む）を行う事業で、営利目的か否かを問わず、反復、継続して行うもの</p> <p>※ 砂利採取業者とは？ 法第3条の登録を受けた者</p>
<p>認可の必要な区域</p>	<p>全域（公有地、私有地を問わず、自己所有地においても認可が必要）</p>
<p>認可権者</p>	<p>農林事務所長（白河市を除く陸、山及び農地関係の海岸保全区域） 河川管理者（河川区域及び河川保全区域）</p> <p>（国土交通省地方整備局長 一級河川の直轄区間 建設事務所長又は土木事務所長 一級河川の指定区間 〃 二級河川）</p> <p>白河市長（白河市内の陸及び山）</p>
<p>認可の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他人に危害を及ぼすおそれがない。</li> <li>2 公共の用に供する施設を損傷するおそれがない。</li> <li>3 他の産業の利益を損なうおそれがない。</li> </ol> <p>その他「砂利採取計画認可準則」、「砂利等採取許可準則」（河川のみ）を一般的基準とする。</p>

<p>担 当 機 関</p>	<p>本庁 農林水産部 農地管理課 土木部 河川計画課 出先 農林事務所 農村整備部 農地計画課 (ただし、南会津農林事務所及びいわき農林事務所は管理課) 建設事務所総務部行政課 (南会津建設事務所は総務部総務課)、土木事務所総務課 白河市 産業部農林整備課</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p>(農林事務所長認可分)</p> <pre> graph TD     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[農林事務所長]     B -- 認可 --&gt; A     B -- 調整 --&gt; C[関係機関]     C -- 認可 --&gt; B         </pre> </div> <div style="width: 30%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p>(建設事務所長認可分)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[建設事務所長]     B -- 認可 --&gt; A         </pre> </div> <div style="width: 30%;"> <p>(土木事務所長認可分)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[土木事務所長]     B -- 認可 --&gt; A     B -- 進達 --&gt; C[建設事務所長]     C -- 認可 --&gt; A         </pre> <p>※3,000立方メートル未満</p> </div> </div>	
<p>(白河市長認可分)</p> <pre> graph TD     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[白河市長]     B -- 認可 --&gt; A     B -- 通報 --&gt; C[公安委員会]     C -- 認可 --&gt; B         </pre>	
<p>備 考</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 採取を行う土地が農地、山林の場合は、別途、農地法、森林法上の手続も必要である。</li> <li>2 採取を行う河川区域内の土地が国有地の場合は、別途、河川法第25条に基づく許可も必要である。</li> </ol>

## 2 地すべり等防止法

〔地すべり防止区域内の行為の許可〕（第18条）

法の趣旨	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とします。																																	
許可の必要な行為	<p>地すべり防止区域内において、次の行為（制限行為）をしようとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下水を誘致し又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>2 地下水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</li> <li>3 のり切又は切土で、のり切にあってはのり長3メートル以上のもの、切土にあっては直高2メートル以上の行為</li> <li>4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で新築又は改良             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 断面積が600平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が600平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの</li> <li>(2) 容量が6立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が6立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの</li> <li>(3) 載荷重が1平方メートルにつき10トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物</li> </ol> </div> </li> <li>5 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為で、地表から深さ2メートル以上の掘削又は地すべり防止施設から5メートル以内の地域における掘削、載荷重が1平方メートルにつき10トン以上の土石その他の物件の集積</li> </ol>																																	
許可の必要な区域	<p>地すべり防止区域に指定された区域（以下は代表的な数値のみを表記しているため、これ以外の数値はP166～P169を参照）</p> <p>【参考】地すべり等防止区域の状況</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  県北</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">140.04</td> </tr> <tr> <td>  県中</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">46.00</td> </tr> <tr> <td>  県南</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">266.59</td> </tr> <tr> <td>  会津若松</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: right;">489.31</td> </tr> <tr> <td>  喜多方</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: right;">1,020.05</td> </tr> <tr> <td>  南会津</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">102.42</td> </tr> <tr> <td>  相双</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>  いわき</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: right;">258.85</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: right;">2,323.26</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※うち ぼた山（いわき） 1 4.80</p>	区分	箇所数	面積 (ha)	建設事務所			県北	7	140.04	県中	4	46.00	県南	7	266.59	会津若松	19	489.31	喜多方	16	1,020.05	南会津	6	102.42	相双	0	0.00	いわき	17	258.85	合計	76	2,323.26
区分	箇所数	面積 (ha)																																
建設事務所																																		
県北	7	140.04																																
県中	4	46.00																																
県南	7	266.59																																
会津若松	19	489.31																																
喜多方	16	1,020.05																																
南会津	6	102.42																																
相双	0	0.00																																
いわき	17	258.85																																
合計	76	2,323.26																																

許 可 権 者	知事（農林事務所長、建設事務所長）												
許 可 基 準	<p>1 許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可できません。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第4条及び第5条</p> <p>(2) 地すべり等防止法の施行について （昭和33年5月27日33林野第6086号、建設省発河第90号）第8</p> <p>(3) 福島県地すべり等防止法施行細則（昭和40年規則第31号）</p> <p>(4) 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）「昭和49年4月19日建河砂発第20号」等の定めによります。</p>												
担 当 機 関	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">本 庁</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">出 先</td> </tr> <tr> <td>1 農地関係</td> <td>農林水産部 農村基盤整備課</td> <td>農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）</td> </tr> <tr> <td>2 林地関係</td> <td>農林水産部 森林保全課</td> <td>農林事務所 森林林業部森林土木課</td> </tr> <tr> <td>3 土木関係</td> <td>土木部 河川計画課</td> <td>建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）</td> </tr> </table>		本 庁	出 先	1 農地関係	農林水産部 農村基盤整備課	農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）	2 林地関係	農林水産部 森林保全課	農林事務所 森林林業部森林土木課	3 土木関係	土木部 河川計画課	建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）
	本 庁	出 先											
1 農地関係	農林水産部 農村基盤整備課	農林事務所 農村整備部農業基盤整備課 （農村整備部農村整備課）											
2 林地関係	農林水産部 森林保全課	農林事務所 森林林業部森林土木課											
3 土木関係	土木部 河川計画課	建設事務所（土木事務所） 総務部行政課（総務課）											
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] --&gt; B[建設（土木）・農林事務所]     B --&gt; A     </pre>												
備 考	<p>1 (主務大臣) (担当事務所) 地すべり防止区域の管理 — 国土交通大臣 — 建設（土木）事務所 — 農林水産大臣 — 農林事務所</p> <p>2 制限行為にかかる地すべり防止区域が土木事務所管内の場合は、土木事務所長を経由して建設事務所へ提出しなければなりません。</p> <p>3 ぼた山崩壊防止区域：いわき市好間「地獄沢」地内 4.8ha</p>												

### 3 海岸法

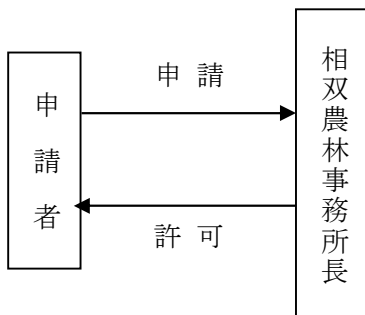
〔占用、制限行為の許可〕（第7条、第8条、第37条の4、第37条の5）

法の趣旨	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。		
許可の必要な行為	<p>1 海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。） 海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて、海岸保全区域を占用する場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ 海岸保全施設とは？ 海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が指定したものに限る。）、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。</p> <p>2 一般公共海岸区域（水面を除く。） 一般公共海岸区域内において施設又は工作物を設けて、一般公共海岸区域を占用する場合</p>		
許可の必要な区域	<p>1 海岸保全区域 法第3条により、都道府県知事が指定する。（参考資料8参照）</p> <p>2 一般公共海岸区域 法第2条第2項</p>		
許可権者	<p>海岸管理者……知事（担当する出先機関の長が専決）</p> <p>主務大臣 { 農林水産大臣……農地、漁港海岸           国土交通大臣……港湾、一般海岸</p>		
許可基準	海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。		
行為の制限	<p>海岸保全区域において次の行為は制限される。</p> <p>1 土石（砂を含む）の採取</p> <p>2 水面又は公共海岸の土地以外の土地において他の施設等を新設し、又は改築すること</p> <p>3 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為</p>		
担当機関	(本庁機関)	(出先機関)	
	1 農地海岸	農林水産部 農地管理課	相双農林事務所 農村整備部農地計画課
	2 港湾・漁港海岸	土木部 港湾課	小名浜港湾建設事務所管理課 相馬 " 総務課
	3 一般海岸	土木部 河川計画課	建設事務所総務部行政課 土木事務所総務課

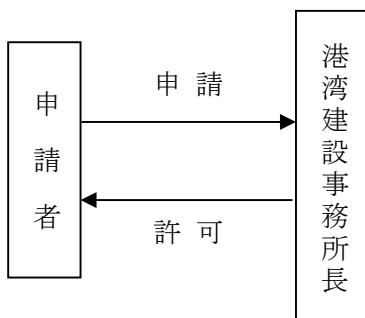


手続フローチャート

1 農地海岸

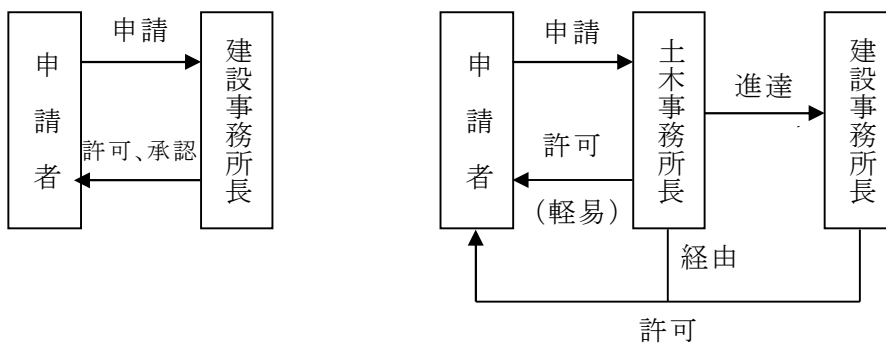


2 港湾・漁港海岸



3 一般海岸

(土木事務所管内)



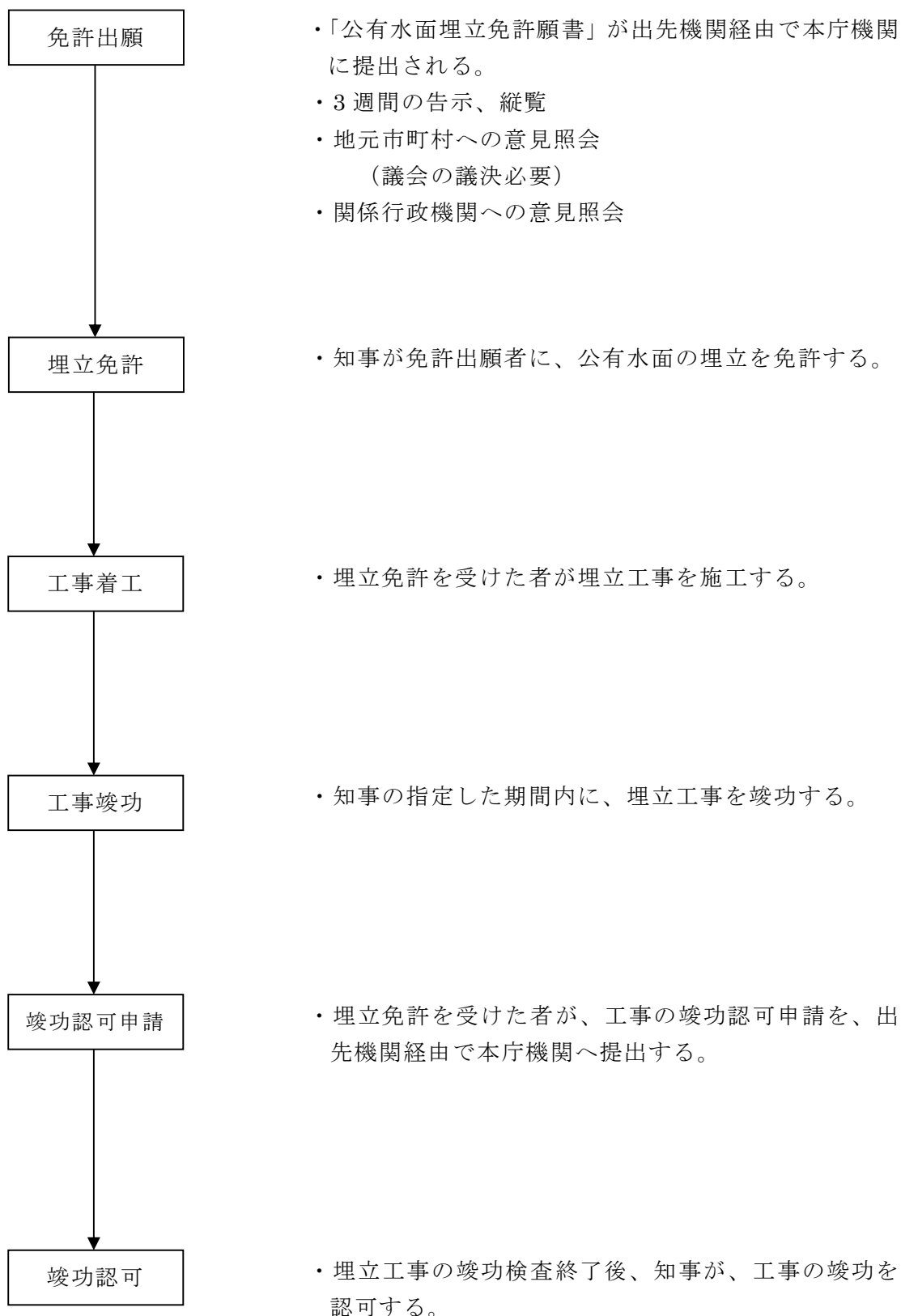
備考

## 4 公有水面埋立法

[公有水面埋立ての免許]

法の趣旨	特定の公有水面を埋立て、土地を造成する権利を設定し、竣功認可を条件として公有水面の公用を廃止し、埋立免許を受けた者に埋立地の所有権を取得させるための手続法である。
免許の必要な行為	<p>公有水面において埋立てを行い、自己の所有地としようとする場合</p> <p>〔 ・公有水面の干拓は、本法の対象である。 ・但し、港湾区域内については、港湾法の対象である。〕</p> <p>※ 公有水面とは？ 河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの</p>
免許権者	知事 但し、埋立区域の面積が50ヘクタールを超える埋立ての免許は、国土交通大臣の認可が必要である。
免許の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土利用上、適正かつ合理的であること。</li> <li>2 環境保全及び災害防止に十分配慮されていること。</li> <li>3 公共施設の配置及び規模が適正であること。</li> <li>4 埋立てを遂行するために、十分な資力及び信用を有すること。</li> <li>5 埋立てに関する工事の施工区域内に、公有水面に関する権利者がある場合は、当該権利者の同意を得ること。</li> <li>6 その他</li> </ol>
担当機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川区域 本 庁 土木部 河川計画課 出 先 建設事務所 総務部行政課 土木事務所 総務課</li> <li>2 海岸保全区域 (1) 農地に係る海岸保全区域 本 庁 農林水産部 農村基盤整備課 出 先 相双農林事務所 農村整備部農地計画課 農村整備部農村整備第一課 (2) 上記以外の海岸保全区域 本 庁 土木部 河川計画課 出 先 建設事務所 総務部行政課 土木事務所 総務課</li> <li>3 港湾区域及び漁港区域（海岸保全区域含む） 本 庁 土木部 港湾課 出 先 小名浜港湾建設事務所 管理課 相馬港湾建設事務所 総務課</li> <li>4 上記以外の一般海域 本 庁 土木部 土木総務課用地室 出 先 建設事務所総務部行政課</li> </ol>

手続フローチャート



五 [ 土 木 関 係 ]

1 道路法

〔道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用等〕

<p>法の趣旨</p>	<p>道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する。</p>
<p>許可（承認）の必要な行為</p>	<p>道路区域において、次の行為を行う場合</p> <p>1 【第24条】道路管理者以外の者が、自らの費用負担で行う道路に関する工事又は道路の維持 （例 法面の埋立て又は切取り、新規通路の取付工事、車両乗入れ、商品積下しのための歩道切下げまたはガードレール撤去等）</p> <p>※ 道路管理者以外の者とは？ 道路法第18条第1項に規定する「道路管理者」以外の者をいい、国の行政機関、地方公共団体、私人等いずれであるかを問わない。</p> <p>※ 道路に関する工事又は道路の維持とは？ 道路の新設、改築又は修繕に関する工事。砂利や土砂の局部的補充、散水、路面の清掃、除草等道路構造に影響を与えない軽易なものについては、承認を要しない。</p> <p>2 【第32条】道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合（道路管理者が当該区域についての土地に関する権限を取得した後の道路予定区域においても準用） （例 電柱、電線、水管、下水道管、工事用施設等）</p> <p>※ 「道路予定区域」とは？ 道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間の当該区域を「道路予定区域」という。</p> <p>3 【第91条第1項】道路予定区域において土地の形質変更、工作物新築、改築、増築又は大修繕等を行う場合</p>
<p>許可（承認）権者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定区間の一般国道・・・国土交通省東北地方整備局長（県内の指定区間の一般国道・・・国道4号、国道6号、国道13号、国道49号、国道115号（相馬福島道路））</li> <li>・ 指定区間外の一般国道、県道・・・各建設（土木）事務所長</li> <li>・ 市町村道・・・・・・・・・・・・・・・・各市町村長</li> </ul>
<p>許可（承認）基準</p>	<p>道路管理者は、要件をすべて満たしているか、工事の必要性や設計計画の合理性があるか、道路管理上の支障の有無等を総合的に勘案し、許可・承認を判断する。</p>

	<p>〈第24条審査基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路構造上、現道より悪くならないこと</li> <li>2 申請者に道路工事を施行する能力があること</li> <li>3 法令、通知、通達等の基準に適合していること</li> <li>4 道路管理上、交通上支障がないこと</li> <li>5 開発行為等による道路の付け替えは、原則現道に見合うものとする等</li> </ol> <p>〈第32条等審査基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用物件が道路法第32条第1項及び同法施行令第7条で定める物件であること</li> <li>2 道路敷地以外に余地がなく、やむを得ないものであること</li> <li>3 法令、通知、通達等の基準に適合していること</li> <li>4 道路の公共性又は美観が損なわれることがないこと</li> <li>5 道路の構造及び安全性を阻害しないこと</li> <li>6 道路管理上の支障が生じないこと等</li> </ol> <p>〈第91条第1項審査基準〉</p> <p>道路工事の施行時期、権原取得の時期及び方法、土地の形質変更、工作物の新築等の内容を総合的に勘案し、道路工事の施行上著しい支障を及ばさないものであること。</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 土木部 道路計画課 出先 各建設事務所 総務部 行政課 (南会津建設事務所は総務部総務課) 各土木事務所 総務課</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<pre> graph TD     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[各建設事務所]     B -- 事前協議 --&gt; C[道路計画課]     C -- 回答 --&gt; B     B -- 許可・承認 --&gt; A     A -- 申請 --&gt; D[各土木事務所]     D -- 許可・承認 --&gt; A     B &lt;--&gt;  進達  D     D &lt;--&gt;  承認  B     E["(区域変更を伴うもの等)"]     </pre> <p>※ 「事前協議」は、一定の場合のみ</p>	
<p>備考</p>	



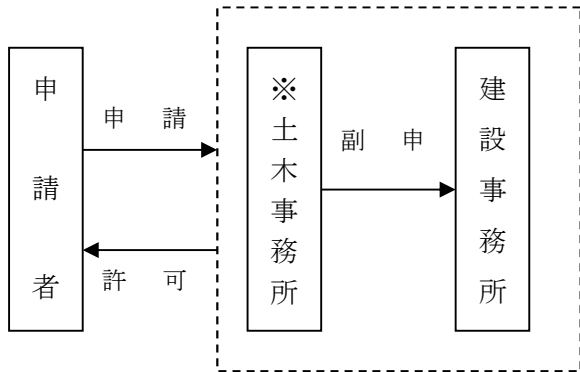
	<p>河川区域（法第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 河状を呈している土地の区域（1号区域）</li> <li>2 河川管理施設の敷地である土地の区域（2号区域）</li> <li>3 堤外の土地の区域のうち1号区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（3号区域）</li> </ol> <p>ただし、第24条の許可は、河川管理者が権原を有する土地（官地）に限る。</p>												
<p>許可（承認）権者</p>	<p>知事</p> <p>ただし、次に掲げることは建設事務所長に委任されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第20条（河川の付替えに係るものを除く。）</li> <li>2 第24条（高速道路橋及び鉄道橋の新築及び改築に係る許可並びに水利使用に関する堰、揚水機場等の工作物に係る許可を除く。）</li> <li>3 第25条</li> <li>4 第26条第1項（高速道路橋及び鉄道橋並びに水利使用に関する堰、揚水機場等の工作物に係る許可を除く。）</li> <li>5 第27条第1項</li> </ol>												
<p>担当機関</p>	<p>本庁 土木部 河川計画課</p> <p>出先 建設事務所総務部行政課（南会津建設事務所は総務部総務課） 土木事務所 総務課</p>												
<p>手続 フローチャート</p>	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[建設事務所]     B -- 認可承認 --&gt; A     B -- 進達 --&gt; C[河川計画課]     C -- 經由 --&gt; B     C -- 許可 --&gt; A     </pre>												
<p>備考</p>	<p>河川管理者</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一級河川</td> <td style="width: 30%;">指定区間外</td> <td style="width: 30%;">国土交通大臣</td> </tr> <tr> <td>(国土交通大臣)</td> <td>指定区間</td> <td>都道府県知事（管理の一部を委任）</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td colspan="2">都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>準用河川</td> <td colspan="2">市町村</td> </tr> </table>	一級河川	指定区間外	国土交通大臣	(国土交通大臣)	指定区間	都道府県知事（管理の一部を委任）	二級河川	都道府県知事		準用河川	市町村	
一級河川	指定区間外	国土交通大臣											
(国土交通大臣)	指定区間	都道府県知事（管理の一部を委任）											
二級河川	都道府県知事												
準用河川	市町村												



### 3 砂防法

〔砂防指定地内の行為の許可〕（第4条）

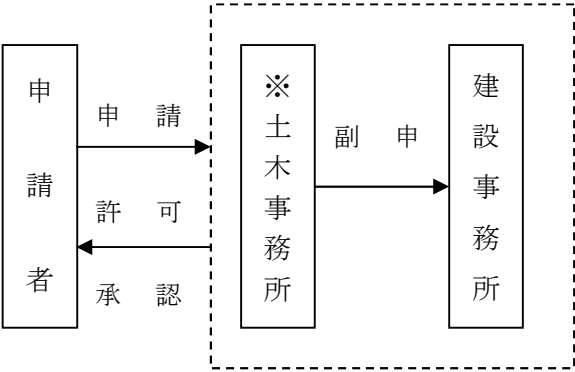
法の趣旨	<p>砂防指定地において、治水上砂防のため砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的としています。</p>																																	
許可の必要な行為	<p>1 砂防指定地内において、次の行為（制限行為）をしようとする場合。または、許可を受けた事項の変更をしようとする場合。</p> <p>(1) 工作物の新築、改築、移転又は除却 (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (3) 土石又は砂れきの採取（鉋物の掘採を含む。）集積又は投棄 (4) 立木竹の伐採 (5) 樹根、芝草又は埋もれ木の採取 (6) 木竹、土石等の滑下又は地引きによる運搬 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が治水上砂防のため支障があると認めて指定する行為</p> <p>2 砂防設備を占用しようとする場合。または、許可を受けた事項の変更をしようとする場合。</p> <p>3 砂防設備である砂防えん堤（一級河川又は二級河川に設置したものを除く）の堆砂地において土石を採取しようとする場合。</p> <p>※砂防指定地とは？</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">砂防法第2条の規定により、治水上砂防のため砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域であって、一定の行為が禁止されあるいは特定の義務が課されるいわゆる公用制限、公用負担のかかる土地です。</p>																																	
許可の必要な区域	<p>砂防指定地に指定された区域</p> <p>【参考】砂防指定地の状況</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">箇 所 数</th> <th style="text-align: center;">面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事務所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県 北</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: right;">2,752.59</td> </tr> <tr> <td>県 中</td> <td style="text-align: center;">173</td> <td style="text-align: right;">1,641.29</td> </tr> <tr> <td>県 南</td> <td style="text-align: center;">201</td> <td style="text-align: right;">1,567.73</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td style="text-align: center;">222</td> <td style="text-align: right;">1,434.98</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: right;">2,300.79</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td style="text-align: center;">295</td> <td style="text-align: right;">3,070.33</td> </tr> <tr> <td>相 双</td> <td style="text-align: center;">101</td> <td style="text-align: right;">707.61</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td style="text-align: center;">193</td> <td style="text-align: right;">974.34</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">1,526</td> <td style="text-align: right;">14,449.66</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：砂防課）</p>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	建設事務所			県 北	190	2,752.59	県 中	173	1,641.29	県 南	201	1,567.73	会津若松	222	1,434.98	喜多方	151	2,300.79	南会津	295	3,070.33	相 双	101	707.61	いわき	193	974.34	合 計	1,526	14,449.66
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																																
建設事務所																																		
県 北	190	2,752.59																																
県 中	173	1,641.29																																
県 南	201	1,567.73																																
会津若松	222	1,434.98																																
喜多方	151	2,300.79																																
南会津	295	3,070.33																																
相 双	101	707.61																																
いわき	193	974.34																																
合 計	1,526	14,449.66																																

許可権者	知事（建設事務所に委託）
許可等の基準	<p>1 禁止行為 砂防設備を損傷する行為</p> <p>2 制限行為 許可の申請に係る行為が砂防指定地の現状を変更して土砂の生産、流出をきたし、又はそのおそれのあるときは、これを許可できません。</p> <p>3 審査基準 (1) 福島県砂防指定地等管理条例（平成15年福島県条例第43号）等の定めるところによります。 (2) 砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）「昭和49年4月19日建河砂発第20号」によります。</p>
担当機関	<p>本庁 土木部 河川計画課</p> <p>出先 建設事務所 総務部 行政課</p> <p>※土木事務所 総務課</p>
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[※土木事務所]     B -- 副申 --&gt; C[建設事務所]     C -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>※ 制限行為にかかる砂防指定地が土木事務所管内の場合は、土木事務所長を経由して提出しなければなりません。</p>
備考	<p>砂防指定地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省 直轄施工区域             <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域を所管する 建設事務所（法第5条）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地管理</li> <li>指定地内行為の許可</li> </ul> </li> <li>地方整備局 担当工事事務所（法第6条）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防設備の管理</li> <li>砂防設備工事の施工・維持</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>都道府県所管区域             <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域を所管する 建設事務所（法第5条）</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

〔急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可〕（法第7条）

法の趣旨	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的としています。																														
許可の必要な行為	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次の行為（制限行為）をする場合。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為</li> <li>2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</li> <li>3 のり切、切土、掘さく又は盛土</li> <li>4 立木竹の伐採</li> <li>5 木竹の滑下又は地引きによる搬出</li> <li>6 土石の採取又は集積</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ol> <p>※急傾斜地崩壊危険区域とは？</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により、関係市町村長の意見を聞いて知事が指定した次の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地</li> <li>(2) 急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊が助長され又は誘発されるおそれのある区域</li> </ol> </div>																														
許可の必要な区域	<p>急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域</p> <p>【参考】急傾斜地崩壊危険区域の状況</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 建設事務所</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">県 北</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">68.98</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県 中</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">135.46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県 南</td> <td style="text-align: center;">61</td> <td style="text-align: center;">51.97</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会津若松</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">43.12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">喜多方</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">36.26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南会津</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">9.43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">相 双</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">25.71</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわき</td> <td style="text-align: center;">144</td> <td style="text-align: center;">158.72</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">505</td> <td style="text-align: center;">529.65</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：砂防課）</p>	区 分 建設事務所	箇所数	面積 (ha)	県 北	73	68.98	県 中	115	135.46	県 南	61	51.97	会津若松	37	43.12	喜多方	32	36.26	南会津	11	9.43	相 双	32	25.71	いわき	144	158.72	合 計	505	529.65
区 分 建設事務所	箇所数	面積 (ha)																													
県 北	73	68.98																													
県 中	115	135.46																													
県 南	61	51.97																													
会津若松	37	43.12																													
喜多方	32	36.26																													
南会津	11	9.43																													
相 双	32	25.71																													
いわき	144	158.72																													
合 計	505	529.65																													

許 可 権 者	知事（建設事務所長に委任）
許 可 基 準	<p>1 許可の申請に係る行為が急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがあるときは、これを許可できません。</p> <p>2 審査基準 福島県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年規則第97号）等の定めるところによります。</p>
担 当 機 関	<p>本庁 土木部 河川計画課</p> <p>出先 建設事務所 総務部 行政課</p> <p>※土木事務所 総務課</p>
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[※土木事務所]     B -- 許可承認 --&gt; A     B -- 副申 --&gt; C[建設事務所]     </pre> <p>※ 制限行為にかかる急傾斜地崩壊危険区域が、土木事務所管内の場合は、土木事務所長を経由して提出しなければなりません。</p>
備 考	

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害防止法)

[特定開発行為の制限] (第10条)

法の趣旨	この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。
許可が必要な行為	土砂災害特別警戒区域内において、住宅分譲や災害時要援護者関連施設等の建築のための開発行為（特定開発行為）は、許可が必要です。 (法第10条) 計画している行為が特定開発行為であるかについては、所管する建設事務所に相談してください。
許可の必要な区域	土砂災害特別警戒区域に指定された区域 (参考 <a href="http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html">http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</a> )
許可権者	知事
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可基準は、特定開発行為における工事の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を講じたものであることです。</li> <li>対策工事等の技術基準は、各建設事務所に設置している「特定開発行為の手引き」を参考としてください。</li> </ul>
担当機関	本庁 土木部 河川計画課 出先 各建設事務所 総務部 行政課
手続きフローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[建設事務所]     B -- 副申 --&gt; C[県庁]     C -- 許可 --&gt; A     subgraph " "         B         C     end     </pre>
備考	土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建てるには、事前に建築確認が必要です。

6 港湾法

[港湾区域等内の工事等の許可] (第37条)

<p>法の趣旨</p>	<p>港湾法は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>港湾区域内又は港湾隣接地域内において、次の行為をする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾区域内の水域（政令で定める上空及び水底の区域を含む。）又は公共空地の占用</li> <li>2 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</li> <li>3 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良</li> <li>4 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用、又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 港湾区域とは？</p> <p>経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であって、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して許可した水域のこと。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 港湾隣接地域とは？</p> <p>港湾区域外百メートル以内の地域内について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲であり、港湾管理者が指定した地域のこと。</p> </div>
<p>許可が必要な区域</p>	<p>港湾区域又は港湾隣接地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相馬港（相馬市、新地町）</li> <li>・小名浜港、江名港、中之作港、久之浜港（いわき市）</li> <li>・翁島港（猪苗代町）</li> <li>・湖南港（郡山市）</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">（久之浜港、翁島港及び湖南港は、港湾区域のみ指定）</p>

<p>許 可 権 者</p>	<p>港湾管理者          ( 相馬港湾建設事務所長(相馬港)          小名浜港湾建設事務所長(小名浜港、江名港、中之作港、          久之浜港)          喜多方建設事務所長(翁島港)          県中建設事務所長(湖南港) ) が専決</p>
<p>許 可 の 基 準</p>	<p>1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと。          2 港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えないものであること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本 庁 土木部 港湾課          出 先 相馬港湾建設事務所 総務課          小名浜港湾建設事務所 管理課          喜多方建設事務所 総務部 行政課          県中建設事務所 総務部 行政課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre>         graph LR             A[申請者] -- 申請 --&gt; B[港湾建設事務所]             B -- 許可 --&gt; A         </pre> <p>The flowchart consists of two vertical rectangular boxes. The left box contains the characters '申', '請', '者' (Applicant) stacked vertically. The right box contains '港 建', '湾 設', '事 務', '所 所' (Harbor Construction Office) stacked vertically. A horizontal arrow points from the left box to the right box, with the characters '申 請' (Application) written above it. A second horizontal arrow points from the right box back to the left box, with the characters '許 可' (Permit) written below it.</p>
<p>備 考</p>	<p></p>

7 港湾法

〔臨港地区内の行為の許可、届出及び建築禁止〕（第38条の2）

<p>法の趣旨</p>	<p>港湾法は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>臨港地区内において、次の行為をする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良</li> <li>2 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（もっぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良</li> <li>3 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるものの新設又は増設</li> <li>4 前3号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※臨港地区とは？</p> <p>港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により港湾地区として定められた地区又は港湾管理者が法第38条に基づき定めた地区のこと。</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>臨港地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相馬港（相馬市、新地町）</li> <li>・小名浜港、江名港、中之作港（いわき市）</li> </ul>
<p>受理（容認）権者</p>	<p>港湾管理者</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>相馬港湾建設事務所長（相馬港）</p> <p>小名浜港湾建設事務所長（小名浜港、江名港、中之作港）</p> </div> <p>が専決</p>



<p>届出に対する勧告及び変更命令の基準</p>	<p>(1) 勧告</p> <p>ア 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い、搬入又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が、当該港湾施設の能力又は港湾計画に照らし、適切でない場合</p> <p>イ 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区（当該工場の敷地を除く）において処理されることとなるものの量又は種類が、港湾計画において定められた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切でない場合</p> <p>ウ 港湾計画の遂行を著しく阻害する場合</p> <p>エ その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがある場合</p> <p>(2) 変更命令</p> <p>(1)の勧告の基準を満たし、且つその実施により水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の開発に関する港湾計画を著しく変更しなければ港湾の管理運営が困難となると認められるとき</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 土木部 港湾課 出 先 相馬港湾建設事務所 総務課 小名浜港湾建設事務所 管理課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[港湾建設事務所]     B -.-&gt; A     subgraph Note     C["(60日以内に限り、計画変更等の勧告又は計画変更命令)"]     end     </pre>
<p>備 考</p>	<p>臨港地区内の各分区では、一定の構築物以外のものの建設等が禁止されている。（港湾法第40条及び福島県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例）</p>

8 漁港漁場整備法

[漁港の区域内の行為の許可] (第39条)

法の趣旨	漁港漁場整備法は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。
許可の必要な行為	漁港の区域内の水域又は公共空地において、次の行為をする場合 1 工作物の建設、改良 2 土砂の採取 3 土地の掘削、盛土 4 汚水の放流 5 汚物の放棄 6 水面又は土地の占用
許可が必要な区域	漁港の区域 ( ・釣師浜漁港 (新地町) ・松川浦漁港 (相馬市) ・真野川漁港 (南相馬市) ・請戸漁港 (浪江町) ・富岡漁港 (富岡町) ・久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、 勿来漁港 (いわき市) )
許可権者	漁港管理者 ( 相馬港湾建設事務所長 (釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港、請戸漁港、富岡漁港) 小名浜港湾建設事務所長 (久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、勿来漁港) が専決 )
許可の基準	特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないこと。
担当機関	本庁 土木部 港湾課 出先 相馬港湾建設事務所 総務課 小名浜港湾建設事務所 管理課
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[港湾建設事務所]     B -- 許可 --&gt; A     </pre>
備考	

六 [都市計画・建築関係]

# 1 都市計画法

〔開発許可〕（法第29条第1項、第2項）

法の趣旨	開発許可制度は、都市計画法に定める都市の健全な発展と秩序ある整備を促進し、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進を目的とする制度を担保し、公共施設や排水設備等の必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保することを目的とする。	
許可に必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分が定められている都市計画区域（線引き都市計画区域） （市街化区域、市街化調整区域）</li> <li>区域区分が定められていない都市計画区域（非線引き都市計画区域）</li> </ul> </li> <li>準都市計画区域</li> <li>都市計画区域外</li> <li>準都市計画区域外</li> </ul>	
許可に必要な行為及び許可基準		
	市街化区域	市街化調整区域
開発許可が不要なもの	（法第29条第1項） 1. 小規模な開発行為（原則1,000㎡未満） 2. 公益上必要な建築物（社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等を除く。） 3. 都市計画事業 4. 土地区画整理事業 5. 市街地再開発事業 6. 住宅街区整備事業 7. 防災街区整備事業 8. 公有水面埋立法の埋立免許を受けた埋立地で竣功認可の告示のないものにおいて行う開発行為 9. 非常災害時の応急措置 10. 通常の管理行為等 仮設建築物、附属建築物、10㎡以内の増築、日常生活に必要な店舗等（延床面積50㎡以内、開発面積100㎡以内）	（法第29条第1項） 左記2から10までに同じ 農林漁業の用に供する建築物等
開発許可を必要とするもの	〔技術上の許可基準〕（法第33条） 1. 用途地域適合 2. 道路、公園等 3. 排水施設 4. 給水施設 5. 地区計画等適合 6. 公共公益施設 7. 防災安全措施 8. 災害危険区域等の除外 9. 樹木の保存・表土の保全 10. 緩衝帯 11. 輸送施設 12. 申請者の資力・信用 13. 工事施行者の能力 14. 関係権利者の同意	〔技術上の許可基準〕（法第33条） 左記に同じ。 〔立地上の許可基準〕（法第34条） 1. 公益上必要な建築物（社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等）及び日常生活に必要な店舗等 2. 鉱物資源、観光資源の有効利用のためのもの 3. 温度、湿度、空気等について特別な条件を必要とするもの 4. 農林水産物の処理・貯蔵・加工のためのもの 5. 農林漁業等活性化基盤施設 6. 中小企業団地 7. 既存工場の関連工場 8. 危険物の貯蔵・処理のためのもの 9. 市街化区域内で建築困難なもの等 10. 地区計画、集落地区計画に適合する建築物等 11. 市街化区域に近隣接する県で指定した区域内で行うもの 12. 都道府県の条例で定めるもの 13. 既得権の5年以内の行使 14. 開発審査会の議を経たもの、市街化のおそれのないもの等
建築許可を必要とするもの	開発行為完了前着工（法第37条）	開発行為完了前着工（法第37条） 知事が定める建築制限の適用除外（法第41条） 予定建築物等以外の建築（法第42条） 開発許可を受けた土地以外の土地での建築（法第43条）
	非線引き都市計画区域・準都市計画区域	都市計画区域外・準都市計画区域外
開発許可が不要なもの	（法29条第1項） 1. 小規模な開発行為（0.3ha未満） 2. 農林漁業の用に供する建築物等 3. 市街化区域の2から10までに同じ	（法29条第2項） 1. 小規模な開発行為（1ha未満） 2. 農林漁業の用に供する建築物等 3. 市街化区域の2、3及び8から10までに同じ
開発許可を必要とするもの	（法29条第1項） 0.3ha以上の開発行為 〔技術上の許可基準〕 市街化区域と同じ	（法29条第2項） 1ha以上の開発行為 〔技術上の許可基準〕 市街化区域と同じ
建築許可を必要とするもの	開発行為完了前着工（法第37条） 知事が定める建築制限の適用除外（法第41条） 予定建築物以外の建築（法第42条）	開発行為完了前着工（法第37条） 知事が定める建築制限の適用除外（法第41条） 予定建築物以外の建築（法第42条）

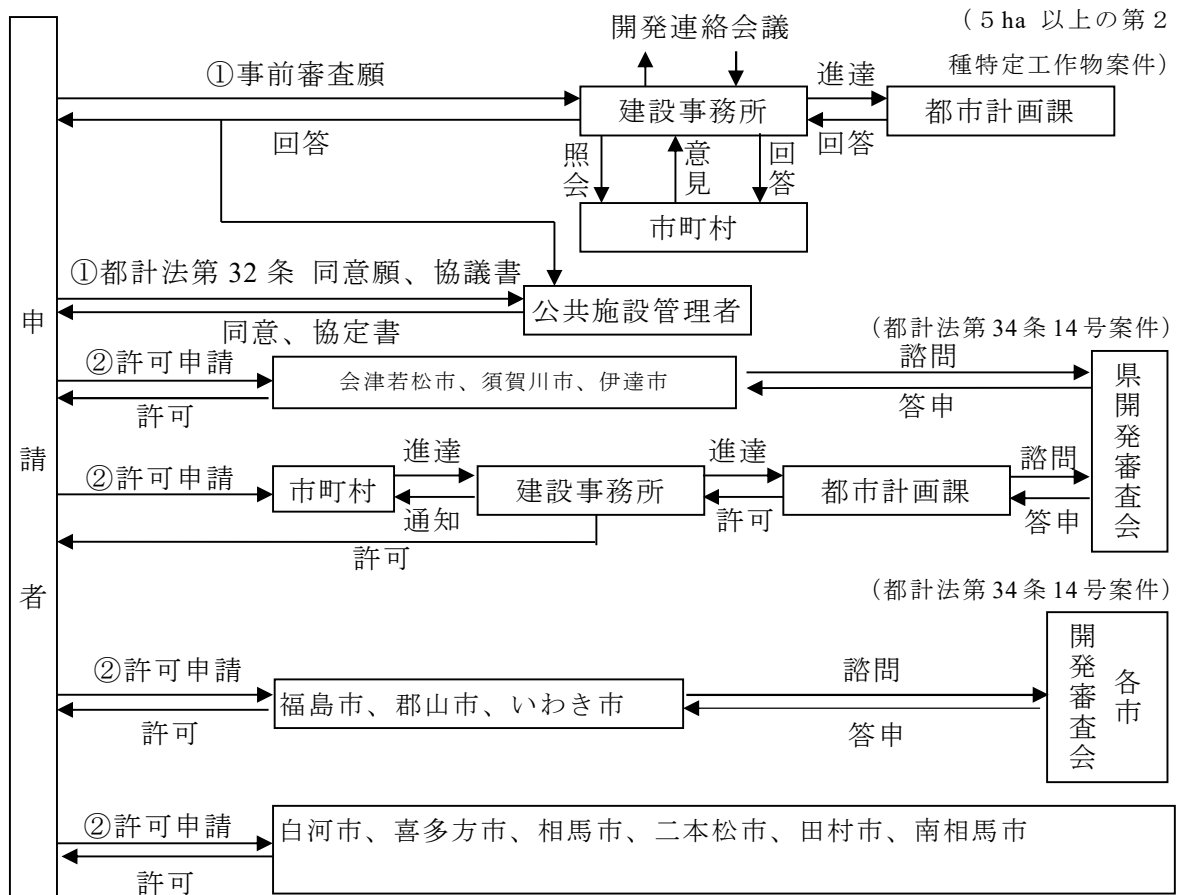
担当機関	本 庁 土木部 都市計画課 出 先 建設事務所総務部行政課（南会津建設事務所にあつては、総務課） 市町村 開発許可担当課
------	--

許可権者

区 分 許可権者	線引き都市計画区域				非線引都市 計画区域	(準)都市 計画区域外
	市街化区域	市街化調整区域		第2種 特定 工作物		
		法34条 1～13号	14号			
建設事務所長	○	○ (5ha未満)	○	—	○ (5ha未満)	○ (5ha未満)
知 事	—	○	—	○	○	—
福島市長、会津若松市長、 郡山市長、須賀川市長、 いわき市長、伊達市長	○	○	○	○	—	○
白河市長、喜多方市長、 相馬市長、二本松市長、 田村市長、南相馬市長	—	—	—	—	○	○

※令和2年4月1日現在

手続フローチャート



(注)

- ① 事前審査願は、5 ha以上の開発行為の場合必要となる。
- ② 中核市の福島市、郡山市及びいわき市、又は事務処理市の会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市及び伊達市の区域にあつては、それぞれの市の長の許可を受けることになる。

備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 開発行為とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」であり、何らかの物理的行為を伴わない土地の分割や、建物の基礎打ちのような建築自体と不可分な一体の工事と認められるものは含まない。</li><li>2. 特定工作物とは、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント及び危険物の貯蔵若しくは処理に供する工作物（以上、「第1種特定工作物」という。）又はゴルフコース、1 ha以上の規模の野球場、遊園地その他の運動・レジャー施設及び1 ha以上の規模の墓園（以上「第2種特定工作物」という。）をいう。</li><li>3. 各用途地域内では、建築基準法による建築制限がある。</li></ol>
-----	---

## 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例

(風致地区内の行為の許可)

法の趣旨	都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為に関して必要な事項を定める。						
許可の必要な行為	<p>風致地区内において、次の行為を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>2. 建築物その他の工作物の色彩の変更</li> <li>3. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</li> <li>4. 水面の埋立又は干拓</li> <li>5. 木竹の伐採</li> <li>6. 土石の類の採取</li> <li>7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</li> </ol>						
許可の必要な区域	(平成31年3月末現在)						
	都市計画 区域名	市町村名	風 致 地 区 名 称	面積 (約 ha)	内 訳 (約 ha)		
					1 種	2 種	3 種
	県 北	福 島 市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
			阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
			摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
			舘山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
			計	954.0	291.0	0.0	663.0
	県 中	郡 山 市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
			開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
			荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
			善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
			計	101.5	26.5	44.2	30.8
	会 津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
			東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
			鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
			計	645.0	97.0	144.0	404.0
	県 南	白 河 市	南湖風致地区	117.7	117.7	0.0	0.0
			中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
			小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
			羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
			搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
			計	253.9	159.6	77.3	17.0

(平成31年3月末現在)						
都市計画 区域名	市町村名	風 致 地 区 名 称	面積 (約 ha)	内 訳 (約 ha)		
				1 種	2 種	3 種
石 川	石川町	石 尊 山 風 致 地 区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源 平 山 風 致 地 区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八 幡 山 風 致 地 区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
田 村 市 三 春 町 (旧船引町)	三春町	片 曾 根 山 風 致 地 区	99.1	99.1	0.0	0.0
		城 山 跡 風 致 地 区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫 雲 寺 風 致 地 区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北 町 風 致 地 区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天 沢 寺 風 致 地 区	7.6	7.6	0.0	0.0
		新 町 尼 ヶ 谷 風 致 地 区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒 町 風 致 地 区	20.0	13.5	0.0	6.5
		馬 場 風 致 地 区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
合 計		27 地区	2,173.2	753.7	265.5	1,154.0
許 可 権 者	10ha以上の風致地区（2以上の市町村の区域にわたるものに限る）建設事務所長 その他の風致地区 市町村長					
担 当 機 関	本 庁 土 木 部 ま ち づ くり 推 進 課 出 先 機 関 建 設 事 務 所 総 務 部 行 政 課 市 町 村 風 致 地 区 担 当 課					
手 続 フ ロー チ ャ ー ト	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[10ha以上 (2以上)]     A -- 申請 --&gt; C[その他]     B -- 許可 --&gt; A     C -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>※都市計画施設の区域又は市街地再開発事業の施行区域内においては、市町村を経由して申請する場合があります。</p>					
備 考						



### 3 (旧) 宅地造成等規制法 ( (現) 宅地造成及び特定盛土等規制法 ※備考参照)

[宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可] (第8条)

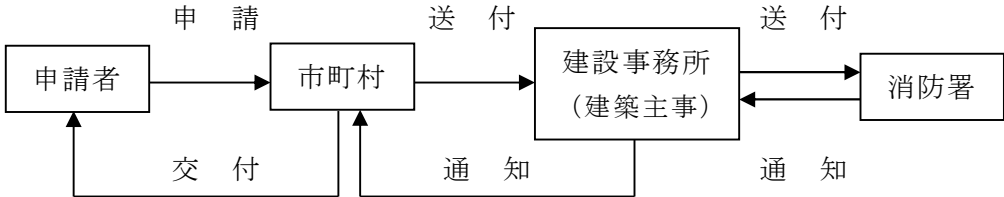
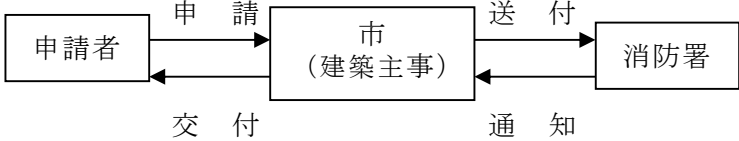
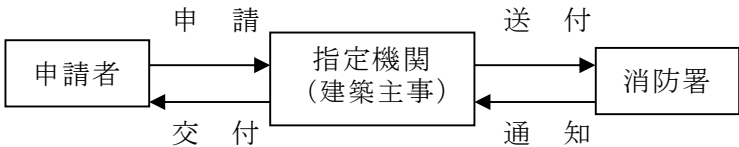
<p>法の趣旨</p>	<p>宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与する。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事を行う場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 宅地造成工事規制区域とは？</p> <p>知事が、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域として指定したもの</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 宅地造成とは？</p> <p>宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で下記のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルをこえる崖を生ずることとなるもの</li> <li>2 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルをこえる崖を生ずることとなるもの</li> <li>3 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルをこえる崖を生ずることとなるもの</li> <li>4 1～3に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルをこえるもの</li> </ol> </div>

許可が必要な区域	宅地造成工事規制区域（令和3年3月31日現在） 福島市……飯坂地区（4.9ha）、信夫山地区（242.0ha）、 渡利地区（165.0ha）、清水町地区（752.0ha） （「参考資料9 宅地造成工事規制区域」参照）
許可権者	知事（建設事務所長） 福島市長
許可の基準	政令で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられていること。
担当機関	本 庁 土木部 まちづくり推進課 福島市 都市政策部 開発建築指導課
手続フローチャート	
<p>(福島市の場合)</p>	
備 考	※ 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に令和5年5月26日に改正施行された。改正前の宅地造成等規制法による宅地造成に関する工事等の規制などについては、令和5年5月26日から2年間の経過措置が取られています。

## 4 建築基準法

〔建築物の建築、大規模な修繕等の確認〕(第6条)

<p>法の趣旨</p>	<p>建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する。</p>
<p>確認の必要な行為</p>	<p>1 次の建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合</p> <p>(1) 映画館、病院、学校等の特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの</p> <p>( (1) ~ (3) を以下「特殊建築物及び大規模な建築物」という )</p> <p>2 1に掲げる建築物以外の建築物を都市計画区域、準都市計画区域若しくは準景観地区内又は知事が指定した区域内において建築しようとする場合</p> <p>※ 1 及び 2 の場合で、防火地域及び準防火地域外において、床面積の合計が10㎡以内の増築、改築、移転を行う場合は除く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 建築とは？ 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること。</p> <p>※ 大規模の修繕、模様替とは？ 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替。</p> </div>
<p>確認が必要な区域</p>	<p>特殊建築物及び大規模な建築物 県下全域 それ以外の建築物 都市計画区域内若しくは準都市計画区域内又は知事が指定した区域内（「参考資料 10 知事が指定した建築確認地域」参照） 準景観地区は、現在県内になし</p>

<p>確認権者</p>	<p>1 特定行政庁          (1) 福島市・郡山市・いわき市：各市の建築主事          (2) 会津若松市・須賀川市：特殊建築物及び大規模な建築物は建設事務所の建築主事、それ以外の建築物は二市の建築主事          (3) 上記以外の市町村：建設事務所の建築主事          2 指定確認検査機関          (1) 県内全域          一般財団法人ふくしま建築住宅センター 等</p>
<p>確認（容認）の基準</p>	<p>建築物の計画が敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（確認対象法令）に適合していること。</p>
<p>担当機関</p>	<p>特定行政庁 福島県、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市          本 庁 土木部 建築指導課          出 先 建設事務所 建築住宅部 建築住宅課          市 町 村 建築基準法担当課          指定確認検査機関 一般財団法人ふくしま建築住宅センター等</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<p>(1) 下記以外</p> <p style="text-align: right;">※旅館業法、医療法、公衆浴場法等にかか る建物は保健所への合議を要する</p>  <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市町村]     B -- 送付 --&gt; C[建設事務所 (建築主事)]     C &lt;--&gt; D[消防署]     C -- 通知 --&gt; B     B -- 交付 --&gt; A   </pre> <p>(2) 福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市に申請する場合</p> <p style="text-align: right;">※旅館業法、医療法、公衆浴場法等にかか る建物は保健所への合議を要する</p>  <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市 (建築主事)]     B &lt;--&gt; C[消防署]     B -- 通知 --&gt; A     C -- 交付 --&gt; B   </pre> <p>(3) 指定確認検査機関に申請する場合</p>  <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[指定機関 (建築主事)]     B &lt;--&gt; C[消防署]     B -- 通知 --&gt; A     C -- 交付 --&gt; B   </pre>	
<p>備考</p>	<p>1 都市計画区域の用途地域内における建築物の制限は「参考資料 6 都市計画区域の用途地域と建築物の関係」参照。          2 用途地域内において原則的に禁止される用途にかかる建築物等は確認申請前に特定行政庁の許可を要する。</p>

七【文化財保護関係】

1 文化財保護法

〔国指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可〕（第125条）

法の趣旨	文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。
許可の必要な行為	次の行為を行う場合 1 史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
許可の必要な区域	史跡名勝天然記念物として指定されている区域 〔保存に影響を及ぼす行為については、指定地周辺部までを対象とする場合もある。〕
許可権者	文化庁長官 〔軽微なものについては、福島県教育委員会あるいは史跡名勝天然記念物の所在する市の文化財保護行政担当部局が許可し、文化庁長官に報告する。〕
許可の基準	文化庁長官（権限を委譲されているものについては、福島県教育委員会または市の文化財保護行政担当部局）がやむを得ないと判断するもの
担当機関	本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市町村文化財保護行政担当部局の長]     B -- 副申 --&gt; C[県教育委員会教育長]     C -- 副申 --&gt; D[文化庁長官]     D -- 許可 --&gt; E[ ]     B -.-&gt; A     C -.-&gt; B     </pre> <p>（軽微な許可・市） （軽微な許可・県）</p>
備考	史跡、名勝、天然記念物は、個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であることから、一様に許可基準を定めることが困難である。そのため、指定地及びその周辺で現状変更を実施しようとする場合には、計画作成の早い段階から事前協議を十分に実施する必要がある。

2 文化財保護法 [埋蔵文化財等の包蔵地発掘] (第93条、第94条)

法の趣旨	文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する
届出・通知の必要な行為	次の行為を行う場合 1 周知の埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を及ぼす一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
届出・通知の必要な区域	周知の埋蔵文化財包蔵地とされている地区
指示・勧告の権限者	福島県教育委員会
指示・勧告の基準	当該地域において、埋蔵文化財の現状保存が困難とされた場合
担当機関	本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[届出者・通知者] -- "通知・届出" --&gt; B[市町村文化財保護行政担当局長]     B -- "進達" --&gt; C[県教育委員会教育長]     C -.- "経由" -.-&gt; B     C -.- "指示・通知" -.-&gt; A     </pre>
備考	発掘調査の判断は、平成12年4月「発掘調査等取り扱い基準」及び平成13年3月「埋蔵文化財発掘調査等取り扱い基準の運用指針」（福島県教育委員会）による。周知の埋蔵文化財包蔵地は個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であり、また周知化された範囲外に埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があることから、計画策定の早い段階から教育委員会と事前協議を十分に実施する必要がある。

2 文化財保護法

[埋蔵文化財等の発見の届出]

(第96条、第97条)

<p>法の趣旨</p>	<p>文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。</p>
<p>届出・通知が必要な行為</p>	<p>土地の所有者又は占有者が文化財保護法第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したとき</p>
<p>届出・通知の必要な区域</p>	<p>新たに発見した区域</p>
<p>指示・勧告の権限者</p>	<p>福島県教育委員会</p>
<p>指示・勧告の基準</p>	<p>当該届出・通知に係る遺跡が重要なものであり、その保護のため調査を行う必要があると認めるとき</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph LR     A[届出者・通知者] -- "通知・届出" --&gt; B[市町村文化財保護行政担当部長]     B -- "進達" --&gt; C[県教育委員会教育長]     C -- "命令・勧告" --&gt; A     C -.- "経由" --&gt; A     </pre>
<p>備考</p>	<p>1 遺跡と認められるものを発見したときは、遅滞なく、その旨を届出・通知しなければならない。 2 非常災害のため必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p>



### 3 福島県文化財保護条例

〔県指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可〕（第27条）

法の趣旨	<p>県の区域内に存する重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献する。</p>
許可の必要な行為	<p>次の行為を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為</li> <li>2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為</li> </ol>
許可の必要な区域	<p>史跡名勝天然記念物として指定されている地区</p> <p>〔 保存に影響を与える行為については、指定地周辺部までを対象にする場合もある 〕</p>
許可権者	<p>福島県教育委員会</p>
許可の基準	<p>福島県教育委員会が止むを得ないと判断するもの</p>
担当機関	<p>本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局</p>
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市町村文化財保護行政担当部局長]     B --&gt; C[県教育委員会教育長]     C -.-&gt; 経由  A     </pre>
備考	<p>史跡、名勝、天然記念物は、個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であることから、一様に許可基準を定めることが困難であるため、指定地及びその周辺で現状変更を実施しようとする場合には、計画策定の早い段階から事前協議を十分に実施する必要がある。</p>

八 [ そ の 他 ]

1 福島県景観条例

〔景観形成重点地域における行為の届出〕

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>県土の景観形成に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定に関し、必要な事項及び景観形成に関する施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、美しい県土の形成に資することを目的とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>次に掲げる行為（景観形成重点地域の行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物（新築、増築、改築若しくは移転） 床面積の合計10㎡超</li> <li>2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超</li> <li>3 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 擁壁、垣（生垣を除く。）さく、塀その他これらに類するもの 高さ1.5m超</li> <li>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）</li> <li>ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの</li> <li>オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 イ～オ 高さ5m超</li> </ol> </li> <li>4 工作物（新設、増築、改築又は移転）             <ol style="list-style-type: none"> <li>カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの（「大規模太陽光発電施設」をその他これらに類するものとして取扱う）</li> <li>キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設</li> <li>ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</li> <li>ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設</li> <li>コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</li> <li>サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設</li> <li>シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの カ～シ 高さ5m超又は築造面積10㎡超</li> </ol> </li> <li>5 工作物（上記カからシまでに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更） 当該行為に係る面積の合計が10㎡超</li> <li>6 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為） 面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超</li> <li>7 土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘削その他の土地の形質の変更 面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超</li> <li>8 木竹の伐採 高さ10m超又は伐採面積300㎡超</li> <li>9 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 高さ1.5m超又は堆積の用に供される土地の面積100㎡超</li> <li>10 水面の埋立て又は干拓 面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超</li> </ol>
<p>届出の適用除外行為</p>	<p>景観形成重点地域における上記の行為のうち、次に掲げる行為を除くもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</li> <li>2 次に掲げる行為             <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建築物の新築、改築、増築又は移転で、その行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの</li> <li>二 建築物の外観の模様替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの</li> </ol> </li> </ol>

- 三 次に掲げる工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の様  
 替え若しくは色彩の変更  
 ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの  
 のうち、高さが1.5m以下のもの  
 イ 次の工作物のうち、高さが5m以下のもの  
 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの  
 （電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物  
 を除く。）  
 ・煙突、排気塔その他これらに類するもの  
 ・電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの  
 ・電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物  
 四 次の工作物の新築、改築、増築又は移転のうち、高さが5m以下で、  
 かつ、築造面積が10㎡以下のもの  
 ・高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの  
 ・観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに  
 類する遊戯施設  
 ・コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類す  
 る製造施設  
 ・自動車の駐車のために供する立体的な施設  
 ・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設  
 ・ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する  
 処理施設  
 ・彫像、記念碑その他これらに類するもの  
 五 四に掲げる工作物の外観の様替え又は色彩の変更で、その行為に  
 係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの  
 六 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち、面積が300㎡  
 以下で、かつ、法面の高さが1.5m以下のもの  
 七 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘削その他の土地の形質の変更の  
 行為のうち、面積が300㎡以下で、かつ、法面の高さが1.5m以下のもの  
 八 木竹の伐採のうち、高さ10m以下で、かつ、伐採面積が300㎡以下もの  
 の  
 九 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さ  
 1.5m以下で、かつ、堆積のために供される土地の面積が100㎡以下のもの  
 の  
 十 水面の埋立て又は干拓のうち、その行為に係る部分の面積が300㎡  
 以下で、かつ、法面の高さが1.5m以下のもの  
 十一 仮設の工作物の建設等  
 十二 次に掲げる木竹の伐採  
 ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の  
 伐採  
 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採  
 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採  
 エ 仮植した木竹の伐採  
 オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- 十三 次に掲げる行為
- ア 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
- ・ 建築物の建築等
  - ・ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他国土交通省令で定める工作物を除く。）建設等
  - ・ 木竹の伐採
  - ・ 屋外における土石、廃棄物、再資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
  - ・ 特定照明
- イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
- ・ 建築物の建築等
  - ・ 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - ・ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
  - ・ 土地の開墾
  - ・ 森林の皆伐
  - ・ 水面の埋立て又は干拓
- 十四 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び皆伐
- 十五 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- 十六 屋外広告物法4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- 3 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
- ア 自然公園法第10条第3項若しくは第6項（同法第16条第4項で準用する場合を含む。）又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項（同法第41条第4項で準用する場合も含む。）又は第41条第3項の認定に係る行為
- イ 文化財保護法第43条第1項又は第125条第1項の許可及び同法第43条の2第1項、第81条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- ウ 福島県立自然公園条例第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
- エ 福島県文化財保護条例第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- 4 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 5 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び皆伐
- 6 専ら自己の居住に供する一戸建ての住宅の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- 7 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ※ 福島県景観計画の対象地域には、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町が含まれていないので、当該地域における行為は、福島県に届出する必要はない。

受 理 権 者	知事
受 理 基 準	福島県景観計画に定める景観形成重点地域における景観形成基準
担 当 機 関	会津地方振興局 県民環境部 県民生活課
手続きフローチャート	
景観形成重点地域の届出制度（景観形成重点地域の行為）	
<pre> graph LR     Actor[行為者] -- ①事前協議書 --&gt; Bureau[会津地方振興局]     Bureau -- ②審査済等通知 --&gt; Actor     Actor -- ③届出書 --&gt; Bureau     Bureau -- ④審査済等通知 --&gt; Actor     Actor -- ⑤行為の完了届出 --&gt; Bureau     Bureau -.-&gt; 意見照会  ActionArea[行為地市町村]     ActionArea -.-&gt; 意見  Bureau     </pre>	
※ 事前協議を必要とする行為は、備考を参照してください。	
備 考	<p>次の行為は、景観形成重点地域における行為の届出をする前に、協議しなければならない。</p> <p>一 建築物で、高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>二 工作物で、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>なお、景観形成重点地域の区域は、福島県のホームページ内「自然保護課」→「景観情報一覧」→「景観形成施策」→「福島県景観行政の概要と景観関係法令」内「福島県景観計画（平成23年4月1日施行）pdf」P4参照ください。</p>

## 2 福島県景観条例

〔景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>県土の景観形成に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定に関し、必要な事項及び景観形成に関する施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、美しい県土の形成に資することを目的とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>次に掲げる行為（景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物（新築又は移転） 高さ13m超又は建築面積1,000㎡超</li> <li>2 建築物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更） 上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超若しくは当該行為により、1に掲げる規模となるもの。</li> <li>3 工作物（新築又は移転）             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの 高さ5m超</li> <li>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）</li> <li>ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの イ～エ 高さ13m超</li> <li>オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物</li> <li>カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの（「大規模太陽光発電施設」をその他これらに類するものとして取扱う）</li> <li>キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設</li> <li>ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</li> <li>コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</li> <li>サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設</li> <li>シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの カ～シ 高さ13m超又は築造面積1,000㎡超</li> </ol> </li> <li>4 工作物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更） 上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超若しくは当該行為により、3に掲げる規模となるもの。</li> <li>5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為） 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超</li> <li>6 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘削その他の土地の形質の変更 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超</li> <li>7 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超</li> <li>8 水面の埋立て又は干拓 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超</li> </ol>
<p>届出の適用除外行為</p>	<p>景観計画区域（景観形成重点地域を除く）における上記の行為のうち、次に掲げる行為を除くもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</li> <li>2 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等</li> <li>3 仮設の工作物の建設等</li> <li>4 次に掲げる木竹の伐採 （1）除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</li> </ol>

	<p>(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 (4) 仮植した木竹の伐採 (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>5 2から4までに掲げるもののほか、次に掲げる行為 (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (2) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの ア 建築物の建築等 イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他国土交通省令で定める工作物を除く。）建設等 ウ 木竹の伐採 エ 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。） オ 特定照明 (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの ア 建築物の建築等 イ 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 ウ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置 エ 土地の開墾 オ 森林の皆伐 カ 水面の埋立て又は干拓</p> <p>6 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの ア 自然公園法第10条第3項若しくは第6項（同法第16条第4項で準用する場合を含む。）又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項（同法第41条第4項で準用する場合も含む。）又は第41条第3項の認定に係る行為 イ 文化財保護法第43条第1項又は第125条第1項の許可及び同法第43条の2第1項、第81条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為 ウ 福島県立自然公園条例第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為 オ 福島県文化財保護条例第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為</p> <p>7 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 8 専ら自己の居住に供する一戸建ての住宅の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 9 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び皆伐</p> <p>10 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの 11 屋外広告物第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</p> <p>※ 福島県景観計画の対象地域には、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町が含まれていないので、当該地域における行為は福島県に届出する必要がない。</p>
--	---



受 理 権 者	知事
受 理 基 準	福島県景観計画に定める景観計画区域（景観形成重点地域を除く）における景観形成基準
担 当 機 関	各地方振興局 県民環境（県民）部 県民生活課 （いわき地方振興局は除く）
手続きフローチャート	
<p>景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出制度</p> <pre> graph LR     A[行為者] -- ①事前協議書 --&gt; B[各地方振興局]     B -- ②審査済等通知 --&gt; A     A -- ③届出書 --&gt; B     B -- ④審査済通知 --&gt; A     A -- ⑤行為の完了届出 --&gt; B     B -.-&gt; 意見照会  C[行為地市町村]     C -.-&gt; 意見  B     </pre> <p>※事前協議を必要とする行為は、備考を参照してください。</p>	
備 考	<p>次の行為は、景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出をする前に、協議しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 建築物で、高さが31mを超えるもの又は延べ面積が15,000㎡を超えるもの</li> <li>二 工作物で、地盤面から当該工作物の上端までの高さが31mを超えるもの</li> </ul>

3 消 防 法

〔保安上建物等から保つ距離（保安距離）〕

<p>法 の 趣 旨</p>	<p>火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減するほか、災害等による傷疾者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としています。</p>
<p>許可・届出の必要な行為</p>	<p>製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一部の一般取扱所の危険物施設は、住宅、学校等の建築物等（基準等の項目を参照）から当該施設の外壁又はこれに該当する工作物の外側までの間に、それぞれ当該建築物等について定める一定の距離(保安距離：基準等の項目を参照)を有することが必要です。</p>
<p>許可・届出の必要な区域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 権 者</p>	<p>所轄市町村長等 (本県の場合、設置又は変更しようとする施設が他県にまたがる場合総務大臣、それ以外は所轄の市長又は一部事務組合管理者のいずれか)</p>
<p>基 準 等</p>	<p>※距離は全て水平距離</p> <p>The diagram illustrates the required safety distances from a central facility (製造所, 屋内貯蔵所, 屋外タンク貯蔵所, 屋外貯蔵所, 一部の一般取扱所) to various surrounding structures:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅: 10m 以上</li> <li>重要文化財 重要有形民俗文化財 史跡等の建造物: 50m 以上</li> <li>学校 病院 劇場 老人福祉施設等で危険物の規制に関する規則に定めるもの: 30m 以上</li> <li>高圧ガス施設 液化石油ガス施設: 20m 以上</li> <li>特別高圧架空電線 7,000V 超～35,000V: 3m 以上</li> <li>特別高圧架空電線 35,000V 超: 5m 以上</li> </ul>

<p>手続フローチャート (危険物施設の設置又は変更について)</p>	
<p>担当機関</p>	<p>原則として、所轄の消防本部又は消防署</p>
<p>備考</p>	<p>ただし、住宅、学校等の建築物等において不燃材料(建築基準法&lt;昭和25年法律第201号&gt;第2条第9号の不燃材料のうち、総務省令で定めるものをいう。)で造った防火上有効な塀を設けること等により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村等が定めた距離を当該距離とすることができるなど保安距離については特例規定があります。</p>

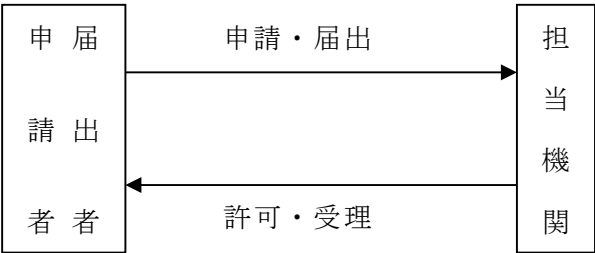
## 4 高圧ガス保安法

[製造施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	高圧ガスの製造施設・貯蔵施設は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事
基準等	高圧ガスの製造施設・貯蔵施設の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の種類・規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、法の技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- "申請・届出" --&gt; B[担当機関]     B -- "許可・受理" --&gt; A     </pre>
担当機関	県・・・本庁 危機管理部 消防保安課（第1種製造事業所許可申請のみ） 出先 各地方振興局 県民環境部 県民生活課 （南会津地方振興局は県民環境部県民環境課） （いわき地方振興局は県民部県民生活課）
備考	

5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

[供給施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	液化石油ガスの供給施設・貯蔵施設は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事
基準等	液化石油ガスの供給施設・貯蔵施設の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
<p>手続フローチャート</p>  <pre> graph LR     A[申請者 届出者] -- "申請・届出" --&gt; B[担当機関]     B -- "許可・受理" --&gt; A     </pre>	
担当機関	<p>県・・・本庁 危機管理部 消防保安課(各振興局にまたがる事業者)</p> <p>出先 各地方振興局 県民環境部 県民生活課</p> <p>(南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)</p> <p>(いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
備考	

## 6 火薬類取締法

[火薬貯蔵施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	火薬の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	火薬の貯蔵施設等は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事 白河市内については白河市長
基準等	火薬の貯蔵施設等の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
手続 フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請・届出 --&gt; B[担当機関]     B -- 許可・受理 --&gt; A     </pre>
担当機関	県・・・各地方振興局 県民環境部 県民生活課 （南会津地方振興局は県民環境部 県民環境課） （いわき地方振興局は県民部 県民生活課） 白河市内の事業者等・・・白河市役所市民生活部 生活防災課
備考	

## 7 石油コンビナート等災害防止法

[事業所の新設等の届出]

法の趣旨	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。
届出の必要な行為	第一種事業所及び第二種事業所の新設、法第5条第1項第1号から3号に係る届出
届出の必要な区域	石油コンビナート等特別防災区域
受理権者	第一種事業所：主務大臣（総務大臣、経済産業大臣） 第二種事業所：知事
基準等	第一種事業所及び第二種事業所の新設をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む事業所の新設に関する計画を主務大臣等に届け出なければならない。 ・主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区の面積及び配置 ・特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であって、当該事業所の敷地内にあるものの配置 ・敷地面積 ・その他主務省令で定める事項
手続きフローチャート	<p>・第一種事業所</p> <p>・第二種事業所</p>
担当機関	危機管理部 災害対策課
備考	

## 8 温泉法

〔温泉ゆう出目的の土地掘削許可〕（第3条第1項）

法の趣旨	温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与する。
許可の必要な行為	<p>温泉をゆう出させる目的での土地掘削や試掘を行う場合。</p> <p>※ 温泉とは 地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く）で、温度が25℃以上又は定められた物質が一定量以上含有するものをいう。</p>
許可の基準	<p>1 掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有すること。</p> <p>① 他人の土地の場合 土地使用の契約書又は同意書の添付</p> <p>② 他法令の制限がある場合 解除又は許可済みであること</p> <p>※ 他法令とは 国立公園特別地域での土石採取許可、農地の場合の農地転用許可、保安林の解除、砂防指定地内での掘削許可等</p> <p>2 掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認められないこと。</p> <p>3 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合すること。（災害防止に関する技術上の基準→温泉法施行規則第1条の2）</p> <p>4 掘削が公益を害するおそれがあると認められないこと。</p> <p>5 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であること。</p> <p>※・温泉法第4条第1項第4号 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>・温泉法第4条第1項第5号 申請者が土地掘削の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>・温泉法第4条第1項第6号 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p>
許可権者	知事

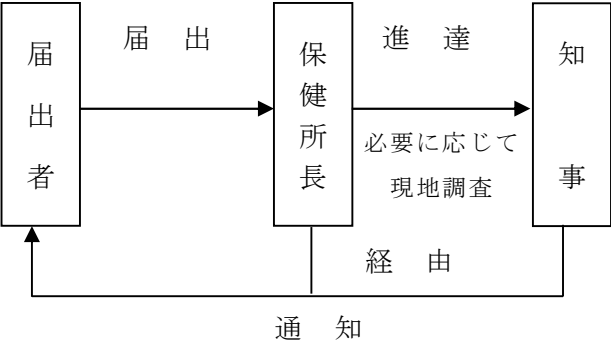


許可の必要な区域	県内全域
温泉掘削の制限区 域	<p>源泉の集中状況、利用状況等により県内を温泉保護地域、温泉準保護地域、一般地域に分類している。</p> <p>温泉保護地域では新たな掘削は原則として認めない。</p> <p>温泉準保護地域、一般地域では掘削の制限がある。</p>
担 当 機 関	<p>本 庁 保健福祉部 薬務課 出 先 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム （県北、県中、県南、会津、相双） 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 （南会津）</p> <p>福 島 市 福島市保健所 衛生課 生活衛生係 郡 山 市 郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 いわき市 いわき市保健所 生活衛生課 環境衛生係</p>
手続フローチャート 【温泉掘削許可申請】	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[保健所長 (現地調査)]     B -- 副申 --&gt; C[知事]     C -- 諮問 --&gt; D[自然環境 保全審議会 温泉部会]     D -- 答申 --&gt; C     C -- 経由 --&gt; A     C -- 許可 --&gt; A     </pre>
備 考	<p>1 温泉掘削許可申請に当たり、掘削地点を中心とし半径1,000m以内の温泉保護地域、温泉準保護地域の既存源泉、半径300m以内の一般地域の既存源泉の所有者又は管理者等の同意を要する。</p> <p>2 温泉保護を目的とした地域設定（福島県温泉保護利用対策要綱）</p> <p>温泉保護地域 飯坂、土湯、磐梯熱海、東山、多田野</p> <p>温泉準保護地域 天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯、天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子、横向、沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、南郷、只見、常磐湯本</p> <p>一 般 地 域 温泉保護地域、温泉準保護地域を除く地域</p>

9 温泉法

〔温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限〕（第14条）  
（福島県温泉保護利用対策要綱、福島県温泉行政要領）

<p>要綱の趣旨</p>	<p>温泉ゆう出目的以外の土地掘削（他目的掘削）による既存源泉への影響を未然に把握し、防止する。</p> <p>※ 他目的掘削とは 鉱物、土石類の採掘、ダムその他工作物の建築等を目的とする土地の掘削をいい、ボーリング調査、地表の改変も含まれる。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>源泉密集地及び源泉付近で、温泉のゆう出目的以外の土地掘削を行う場合。</p>
<p>受理権者</p>	<p>知事</p>
<p>受理基準</p>	<p>1 土地掘削が温泉ゆう出目的でないこと。 2 既存源泉に著しい影響を及ぼした場合あるいはゆう水があった場合は、ただちに工事を中止し、保健所の指導を受けること。</p>
<p>届出の必要な区域</p>	<p>1 温泉保護地域 2 温泉準保護地域 3 一般地域で掘削地点から半径300m以内に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内に温泉保護地域、温泉準保護地域の既存源泉がある場合</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 保健福祉部 薬務課 出 先 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム （県北、県中、県南、会津、相双） 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 （南会津） 福 島 市 福島市保健所 衛生課 生活衛生係 郡 山 市 郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 いわき市 いわき市保健所 生活衛生課 環境衛生係</p>

<p>手続フローチャート 【土地掘削計画書提出】</p>	 <pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[保健所長]     B -- 進達 --&gt; C[知事]     B -- 経由 --&gt; C     C -- 通知 --&gt; A     B -.-&gt; D[必要に応じて 現地調査]     </pre>
<p>備 考</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地掘削計画書を検討した結果、温泉ゆう出もしくは既存源泉に対する影響のおそれがあると判断された場合は、保健所長を通じ工事の中止又は変更の指導を行う。</li> <li>2 他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には工事箇所を原状に復させる。</li> <li>3 温泉保護を目的とした地域設定（福島県温泉保護利用対策要綱） <ul style="list-style-type: none"> <li>温泉保護地域 飯坂、土湯、磐梯熱海、東山、多田野</li> <li>温泉準保護地域 天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯 天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子、横向、 沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、 大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、 昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、 早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、 南郷、只見、常磐湯本</li> <li>一 般 地 域 温泉保護地域、温泉準保護地域を除く地域</li> </ul> </li> </ol>

10 墓地、埋葬等に関する法律

[墓地の経営等の許可] (第10条)

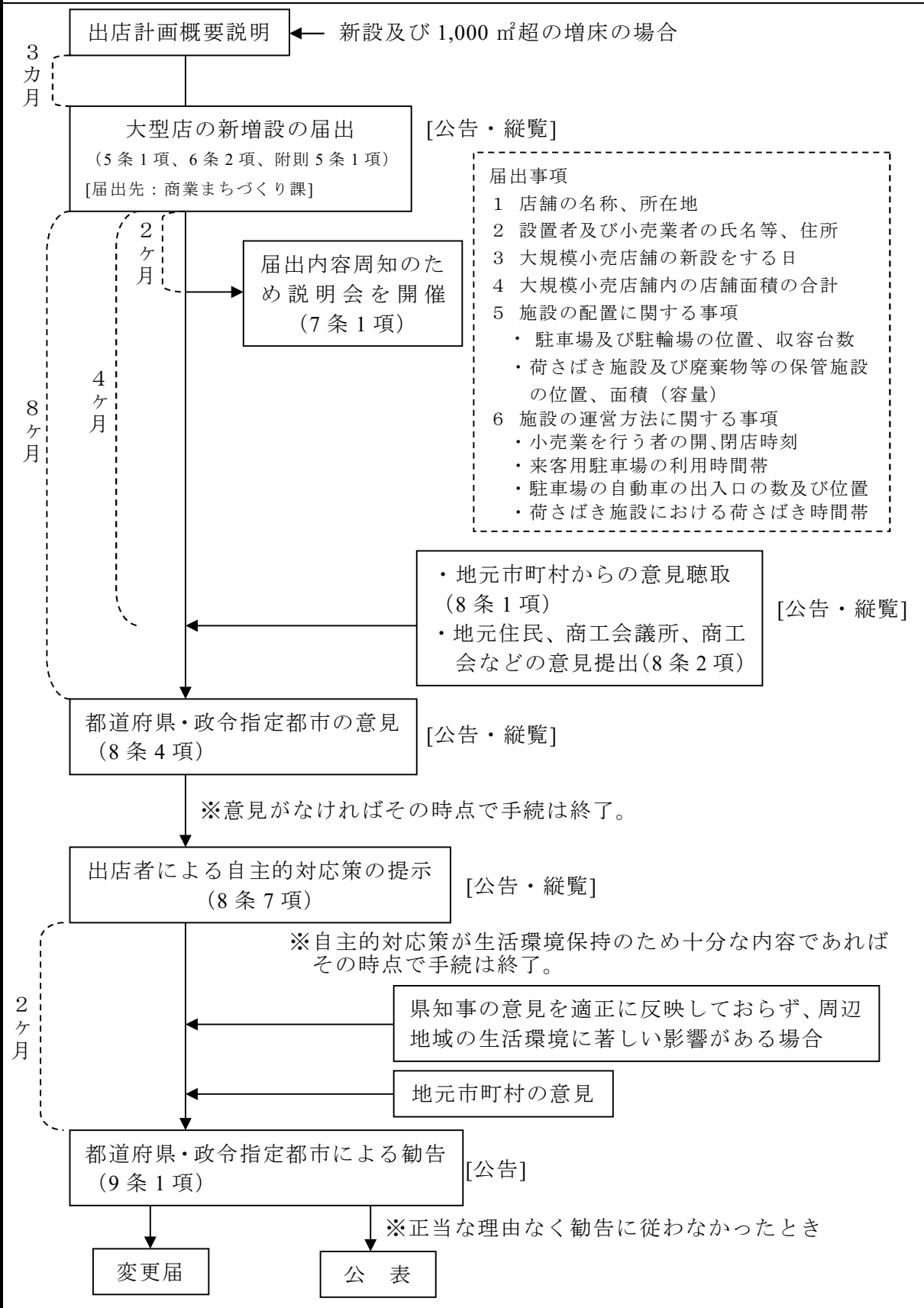
法の趣旨	墓地、埋葬等に関する法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
許可の必要な行為	次の行為を行う場合 1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営 2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更 3 墓地、納骨堂又は火葬場の廃止
許可の必要な区域	県内全域
許可権者	知事(保健所長に委任されている。三春町及び川俣町を除く町村の場合) 市長(市の場合)、町長(三春町及び川俣町の場合)
許可の基準	1 国民の宗教的感情に適合すること。 2 公衆衛生の見地から支障が生じないこと。 3 公共の福祉の見地から支障が生じないこと。
担当機関	出先 各保健所 生活衛生部 衛生推進課(三春町及び川俣町を除く町村の場合) 市保健所(郡山市、いわき市の場合) 市担当課(郡山市、いわき市以外の市の場合)、町担当課(三春町及び川俣町の場合)
手続フローチャート	<p>(三春町及び川俣町を除く町村の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[県保健所 (保健福祉事務所)]     B -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>(郡山市、いわき市の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市保健所]     B -- 許可 --&gt; A     </pre> <p>(郡山市、いわき市以外の市及び三春町及び川俣町の場合)</p> <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市(町) 担当課]     B -- 許可 --&gt; A     </pre>
備考	墓地等の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体としているが、これにより難い事情がある場合には宗教法人及び公益法人に限られる。

1.1 大規模小売店舗立地法

〔大規模小売店舗の新設等の届出〕

法の趣旨	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者よりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。																									
届出の必要な行為	<p>大規模小売店舗（一の建物であって、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計）が1,000㎡を超える店舗）の新設又は施設の配置や運営方法を変更する場合 届出者：建物設置者</p> <table border="1" data-bbox="400 618 1374 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 618 587 674">区分</th> <th data-bbox="587 618 799 674">該当条文</th> <th data-bbox="799 618 1374 674">届出事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 674 587 887">新設の届出</td> <td data-bbox="587 674 799 887">法第5条第1項</td> <td data-bbox="799 674 1374 887">大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 887 496 1111" rowspan="2">届出済店舗</td> <td data-bbox="496 887 587 943">届出の変更</td> <td data-bbox="587 887 799 943">法第6条第1項</td> <td data-bbox="799 887 1374 943">別紙届出事項1～2の事項を変更する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 943 587 999"></td> <td data-bbox="587 943 799 999">法第6条第2項</td> <td data-bbox="799 943 1374 999">別紙届出事項3～6の事項を変更する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 999 496 1111"></td> <td data-bbox="496 999 587 1111">届出の継承</td> <td data-bbox="587 999 799 1111">法第11条第3項</td> <td data-bbox="799 999 1374 1111">建物設置者の地位を承継した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1111 496 1312">未届出店舗</td> <td data-bbox="496 1111 587 1312">届出の変更</td> <td data-bbox="587 1111 799 1312">法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない</td> <td data-bbox="799 1111 1374 1312">平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1312 496 1391">廃止の届出</td> <td data-bbox="496 1312 587 1391">法第6条第5項</td> <td data-bbox="587 1312 799 1391"></td> <td data-bbox="799 1312 1374 1391">店舗面積を1,000㎡以下にする場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当条文	届出事項等	新設の届出	法第5条第1項	大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合	届出済店舗	届出の変更	法第6条第1項	別紙届出事項1～2の事項を変更する場合		法第6条第2項	別紙届出事項3～6の事項を変更する場合		届出の継承	法第11条第3項	建物設置者の地位を承継した場合	未届出店舗	届出の変更	法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない	平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要）	廃止の届出	法第6条第5項		店舗面積を1,000㎡以下にする場合
区分	該当条文	届出事項等																								
新設の届出	法第5条第1項	大規模小売店舗内において小売業を行う場合 届出事項：別紙「手続きフローチャート」のとおり ※新設とは？ 建物の新・増築の有無を問わず、店舗面積の増加により基準面積（1,000㎡）を超える場合																								
届出済店舗	届出の変更	法第6条第1項	別紙届出事項1～2の事項を変更する場合																							
		法第6条第2項	別紙届出事項3～6の事項を変更する場合																							
	届出の継承	法第11条第3項	建物設置者の地位を承継した場合																							
未届出店舗	届出の変更	法附則5条第1項 ※法第6条第2項ただし書き（届出不要事項）は適用されない	平成12年6月1日現在、既に存在する大規模小売店舗について、別紙届出事項4～6の事項の変更を初めて行う場合 （変更する以外の届出事項1、2及び4～6の事項についても届出が必要）																							
廃止の届出	法第6条第5項		店舗面積を1,000㎡以下にする場合																							
受理権者	知事																									
県の意見等	<p>知事は、大規模小売店舗の設置者から届出があった場合には、市町村等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、届出者に対し、周辺の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合は、書面によりこれを述べる。</p> <p>届出者は、その意見を踏まえ、知事に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うが、知事はその内容が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、届出者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>指針とは？ 周辺生活環境保持のために建物設置者が配慮すべき事項 1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項 2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営に関する事項であって以下の①～② ① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 ② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項</p>																									

手続きフローチャート



備	考	担当機関 商工労働部 商業まちづくり課（電話024-521-7126） ホームページ <a href="#">福島県 大店立地法</a> で検索してください。
---	---	--

1.2 福島県商業まちづくりの推進に関する条例〔特定小売商業施設の新設の届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>人口減少や急速な高齢化を踏まえ、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」や「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」の考え方にに基づき、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>							
<p>届出が必要な行為</p>	<p>店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が 8,000 m<sup>2</sup>以上の小売商業施設を新設する場合（既存の建物の増築又は用途の変更により増加する店舗面積が 8,000 m<sup>2</sup>以上になる場合を含む。） 届出者：特定小売商業施設を新設する者</p> <table border="1" data-bbox="384 680 1382 2069"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 680 461 779">区分</th> <th data-bbox="461 680 585 779">該当条文</th> <th data-bbox="585 680 1382 779">届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 779 461 2069"> <p>新設の届出</p> </td> <td data-bbox="461 779 585 2069"> <p>第9条 第1項</p> </td> <td data-bbox="585 779 1382 2069"> <p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所</li> <li>② 特定小売商業施設の名称</li> <li>③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積</li> <li>④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日</li> <li>⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日</li> <li>⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積</li> <li>⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠</li> <li>⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由</li> </ol> <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由</li> <li>・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況</li> <li>・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向</li> <li>・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要</li> </ul> </li> <li>② 条例施行規則第11条で定める資料</li> </ol> <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	該当条文	届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）	<p>新設の届出</p>	<p>第9条 第1項</p>	<p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所</li> <li>② 特定小売商業施設の名称</li> <li>③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積</li> <li>④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日</li> <li>⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日</li> <li>⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積</li> <li>⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠</li> <li>⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由</li> </ol> <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由</li> <li>・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況</li> <li>・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向</li> <li>・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要</li> </ul> </li> <li>② 条例施行規則第11条で定める資料</li> </ol> <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p>
区分	該当条文	届出事項等（詳細は条例本文を参照のこと）						
<p>新設の届出</p>	<p>第9条 第1項</p>	<p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定小売商業施設を設置する者の氏名、住所</li> <li>② 特定小売商業施設の名称</li> <li>③ 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及び敷地の面積</li> <li>④ 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為等の着手予定日</li> <li>⑤ 特定小売商業施設の新設の予定日</li> <li>⑥ 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積</li> <li>⑦ 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠</li> <li>⑧ 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由</li> </ol> <p>【添付資料等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 以下の事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記届出（以下「新設届出書」という。）の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由</li> <li>・新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える影響についての見解及びその理由</li> <li>・特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況</li> <li>・新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向</li> <li>・特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要</li> </ul> </li> <li>② 条例施行規則第11条で定める資料</li> </ol> <p>注）新設する日までの間に変更事項が生じた場合は、変更の届出が必要。</p>						

受理権者	知事
<p>県の意見等</p>	<p>知事は、特定小売商業施設の新設をする者（以下「新設届出者」という。）から届出があった場合には、関係市町村及び住民等の意見、商業まちづくり基本方針等との適合、商業まちづくり審議会の答申等を踏まえ、新設届出者に対し、商業まちづくりの推進の見地から意見を有する場合は意見を述べ、意見を有しない場合はその旨を通知する。</p> <p>新設届出者は、当該意見についての対応及びその理由を県に報告する。</p> <p>報告のあった新設届出者の対応が、県の意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされると商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、新設届出者に対し必要な措置を講ずるよう勧告する。</p> <p>【参考：基本方針における特定小売商業施設を誘導する地域と抑制する地域】</p> <p>1 特定小売商業施設を誘導する地域</p> <p>(1) 誘導する市町村（以下の要件を全て満たす市町村へ立地を誘導）</p> <p>※要件の適否は市町村単位で判断するが、複数の市町村で構成する圏域（連携中枢都市圏、定住自立圏など）において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で判断することも可能とする。</p> <p>① 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針が明記されていること。</p> <p>② 中心市街地活性化法第9条第1項に規定する基本計画の認定を受けていること、商業まちづくり基本方針との整合性が確保された商業まちづくり基本構想を定めていること又は都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していること。</p> <p>③ 都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域があること。</p> <p>④ 国勢調査の人口集中地区（D I D）があること。</p> <p>ただし、生活圏内に人口集中地区（D I D）がない場合は、当該生活圏において人口が最も多い市町村であること。</p> <p>⑤ 鉄道やバスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からのアクセスが良好であること。結節点とは、複数の路線が乗り入れる鉄道駅や、乗合バスが1日30回以上乗り入れる単一路線の鉄道駅をいう。</p> <p>(2) 誘導する地域（上記(1)の市町村において、以下の優先順位に基づく地域へ立地を誘導）</p> <p>① 認定中心市街地内の商業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域の商業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の商業地域</p> <p>② 認定中心市街地内の近隣商業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の近隣商業地域</p> <p>③ 認定中心市街地内の準工業地域、商業まちづくり基本構想で定める特定小売商業施設を誘導する地域内の準工業地域又は立地適正化計画で特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の準工業地域</p>



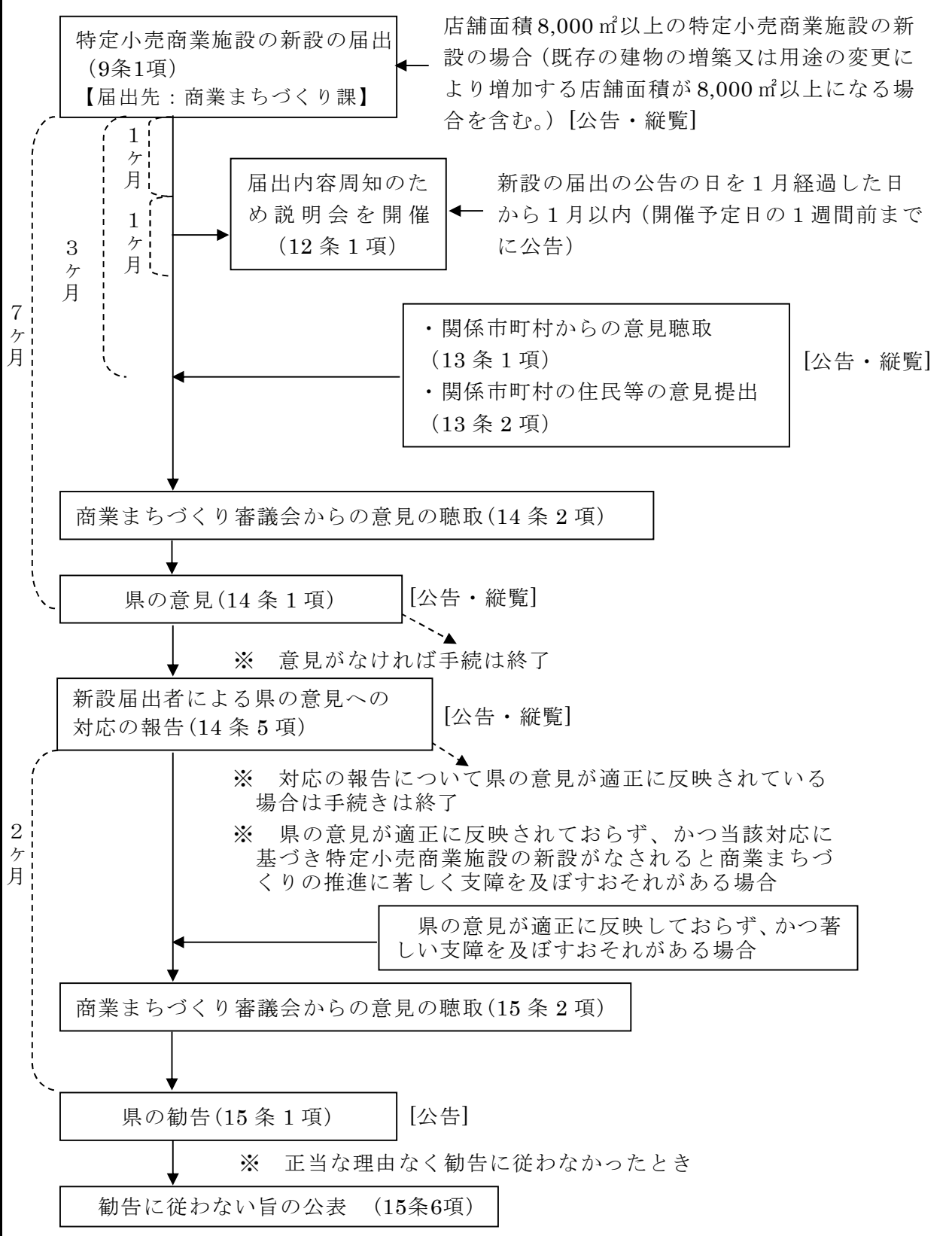
2 特定小売商業施設を抑制する地域

上記1に掲げる地域以外への特定小売商業施設の立地は抑制する。

特に次の地域への立地は厳に抑制する。

- ① 市街化を抑制する地域（市街化調整区域）
- ② 市街化の見通しが明確でない地域  
（区域区分が定められていない都市計画区域など）
- ③ 集団性の高い優良な農地  
（農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域など）
- ④ 景観の優れた地域（福島県景観計画における景観形成重点地域）
- ⑤ 自然環境を保全すべき地域（自然公園法に規定する自然公園など）
- ⑥ 良好な水環境を保全することが特に必要な地域  
（福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例に規定する水環境保全区域）
- ⑦ その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域

手続きフローチャート（詳細は条例本文を参照のこと）



備 考	担当機関 商工労働部 商業まちづくり課（電話024-521-7126） ホームページ <a href="#">福島県商業まちづくり推進条例</a> で検索してください。
--------	---

13 工場立地法

[特定工場新設等の届出]

<p>法の趣旨</p>	<p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>1 新設の届出          製造業（物品の加工修理業も含む。）、電気供給業（水力・地熱・太陽光発電所は除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であってその規模が次のいずれかに該当するもの（以下「特定工場」という。）を新設する場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">         ※特定工場の規模は？          敷地面積 9,000㎡以上          又は          建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上       </p> <p>なお、用途の変更又は敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も届出が必要</p> <p>2 変更の届出          (1) 既存工場（昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者）で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以降に変更を行う場合          (2) 新設の届出又は上に述べた変更をしたものが、その後さらに変更をする場合</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">         ※変更届出を要する場合は？          ① 敷地面積の増加・減少          ② 生産施設の増設・スクラップアンドビルド（減少は届出不要）          ③ 緑地等環境施設面積の減少 …等       </p> <p>3 その他の届出          (1) 氏名又は名称及び住所の変更を行う場合          (2) 地位の承継（譲り受け、借り受け、相続、分割、合併等）を行う場合</p>

<p>容 認 基 準 等</p>	<p>1 準則値について</p> <p>(1) 生産施設面積率 業種によって敷地面積の30～65%の範囲で生産施設面積に上限がある。</p> <p>(2) 緑地面積率 敷地面積の20%以上の緑地を確保しなければならない。 (条例により国の準則に代わる準則を制定した市町村においては その割合による)</p> <p>(3) 環境施設面積率 敷地面積の25%以上の環境施設(緑地も含む)を確保しなければならない。 (条例により国の準則に代わる準則を制定した市町村においては はその割合による)</p> <p>※環境施設…緑地、噴水、運動場、広場、太陽光発電施設等</p> <p>なお、既存工場については、昭和49年6月29日以降の変更に準則が適用され、生産施設の増設分に応じて緑地・環境施設の設置が義務づけられている。</p> <p>2 実施の制限及び実施制限期間の短縮 届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、工場の新設又は変更にあたって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建築工事等は開始できない。しかし、届出の内容が相当であると認められるときは、90日の実施制限期間を短縮することができる。また、届出と期間短縮申請を併せた届出書の提出も可能である。</p>
<p>届出の必要な地域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 者</p>	<p>各市町村長</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>商工労働部 企業立地課 各市町村企業誘致担当課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	
<pre> graph LR     A[届出者] -- 届出提出 --&gt; B[市町村]     B -- 受理通知 --&gt; A     </pre> <p>必要に応じて勧告及び変更命令</p>	

## 1.4 福島県工業開発条例

[一定面積の敷地の工場新設等の届出]

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>本県の適正な工場立地を推進するために必要な措置を明らかにすることにより、県土の均衡ある発展を図り、もって県民生活の向上に寄与する。</p> <p>また、本県の工業開発は地域産業との健全な調和、生活環境の保全及び土地の合理的かつ効率的利用が十分に図られるべきことを基本理念とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新設の届出 敷地面積1,000㎡以上の用地に工場を新設する場合</li> <li>2 増設の届出             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 敷地面積1,000㎡以上の工場で、増設する生産施設の面積が300㎡以上の場合</li> <li>(2) 敷地面積1,000㎡以上の工場で、増設する生産施設の面積が増設前の工場生産施設面積の20%以上の場合</li> </ol> </li> </ol>
<p>届 出 内 容 等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出の時期 新設、増設とも着工90日前まで</li> <li>2 土地利用計画との整合 農地法、森林法、都市計画法等との整合</li> <li>3 公害の防止等に関する事項 大気汚染・水質汚染・騒音・振動等の防止措置、廃棄物の適正処理等 〔 公害防止等に関する部内調整を行うため、地方振興局 又は市町村の所管窓口で、事前協議を行う必要がある。 〕</li> <li>4 工場建設計画の事前審査 次のいずれかに該当する工場新設の場合は、工場建設計画の事前審査（工場建設計画事前審査実施要綱）を実施する。 事前審査終了後工場設置の届出をする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 敷 地 面 積 20ha以上</li> <li>② 最終雇用計画人数 500人以上</li> <li>③ その他必要と認められたもの</li> </ol> </li> </ol>
<p>届出の必要な地域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 者</p>	<p>知事</p>

<p>担 当 機 関</p>	<p>商工労働部 企業立地課 ただし、届出書は市町村に正1部、写2部を提出する。 (あて名は福島県知事)</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<pre> graph TD     A[届出者] -- "正1部 写2部 提出" --&gt; B[市町村]     B &lt;--&gt;  "庁内調整"  B     B -- "写1部送付" --&gt; C[地方振興局]     C -- "(公害防止に関する事項 の部内調整)" --&gt; C     B -- "正1部送付" --&gt; D[企業立地課]     D -- "審査意見書添付" --&gt; B     D -- "受理通知書送付" --&gt; C     E[企業誘致・立地企業 振興対策本部幹事会] -- "審査" --&gt; D     F[本部(知事・各部長 ・企業局長)] --- E     D -- "受理通知" --&gt; G[届出者]     </pre>	
<p>備 考</p>	

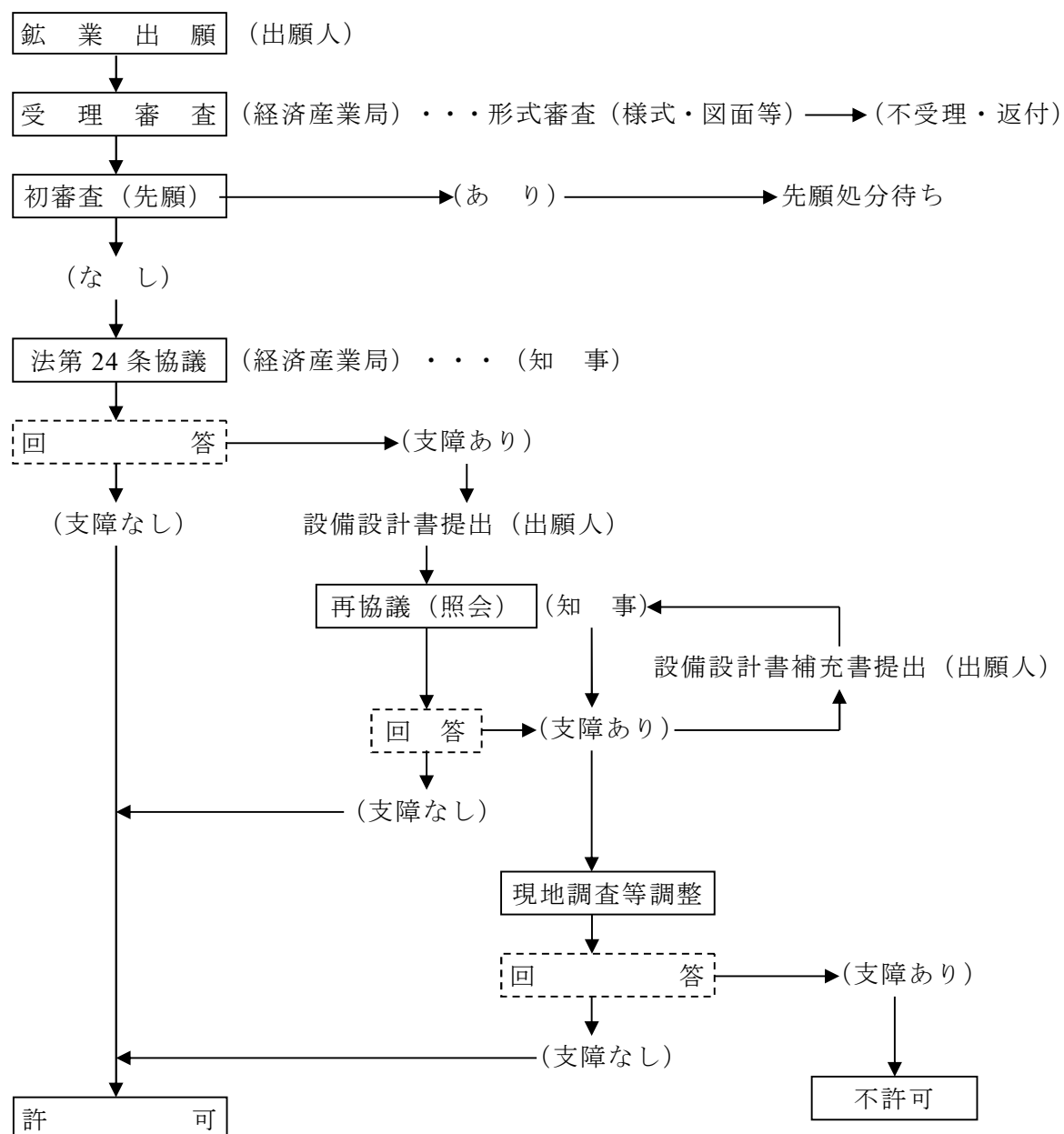
15 鉱業法

〔鉱業権の許可〕（第21条）

<p>法の趣旨</p>	<p>鉱物資源を合理的に開発することによって、公共の福祉の増進に寄与する。具体的には、鉱業と一般公益及びその他の産業との間の調整を図りながら鉱物資源を無駄なく経済的、効率的に開発することによって、国民経済に寄与し社会生活に役立てる。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>鉱業権を取得しようとする場合</p> <p>※ 鉱業権とは？</p> <p>鉱区（登録を受けた一定の区域）内で鉱物を探鉱し採掘取得する独占的排他的権利である。土地所有権とは別個の形で権利の行使が認められており、たとえ土地所有者といえども、鉱業権を取得しなければ、鉱物の掘採はできない。</p> <p>鉱業権には、試掘権と採掘権の2種類がある。</p> <p>（1）試掘権</p> <p>試掘権は、鉱物の探査（鉱物の有無、品質、鉱量、稼働の適否等の調査探鉱）をするための権利で採掘権の準備的行為であり、試掘により鉱物が出た場合は採取することもできるが、本格的な掘採は採掘権によらなければならない。</p> <p>そのため試掘権は設定できる期間が限定されており、その存続期間は登録の日から2年間であるが、さらに探鉱を継続する必要があるときは、申請により審査のうえ、2年ずつ2回（石油は3回）の延長が認められる。</p> <p>（2）採掘権</p> <p>鉱物の存在が明らかで鉱量、品質等からみて採掘に適しているときに成立する権利で、鉱業権者はこの権利の取得によって、本格的な鉱物の掘採、取得を行うことができる。</p> <p>鉱業法の適用を受ける鉱物は、次の40種類である。</p> <p>（金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すず等）</p>

許 可 権 者	国（法第2条により、鉱業権を賦与する権能を有するのは国である。）
許 可 基 準	<p>鉱業出願人が、日本国民または日本国の法人であること。</p> <p>なお、不許可になる場合として、</p> <p>①経済的に価値がない場合、②一般公益や他産業を害し、公共の福祉に反する場合、③他人の産業を妨害する場合、④既設の鉱区に重複する場合等がある。なお、出願があった場合は、県知事に協議されることとなる（法第24条協議）。</p>
担 当 機 関	<p>国 経済産業局 資源燃料課</p> <p>県 商工労働部 企業立地課（法第24条に係る協議のみ）</p>

手続フローチャート





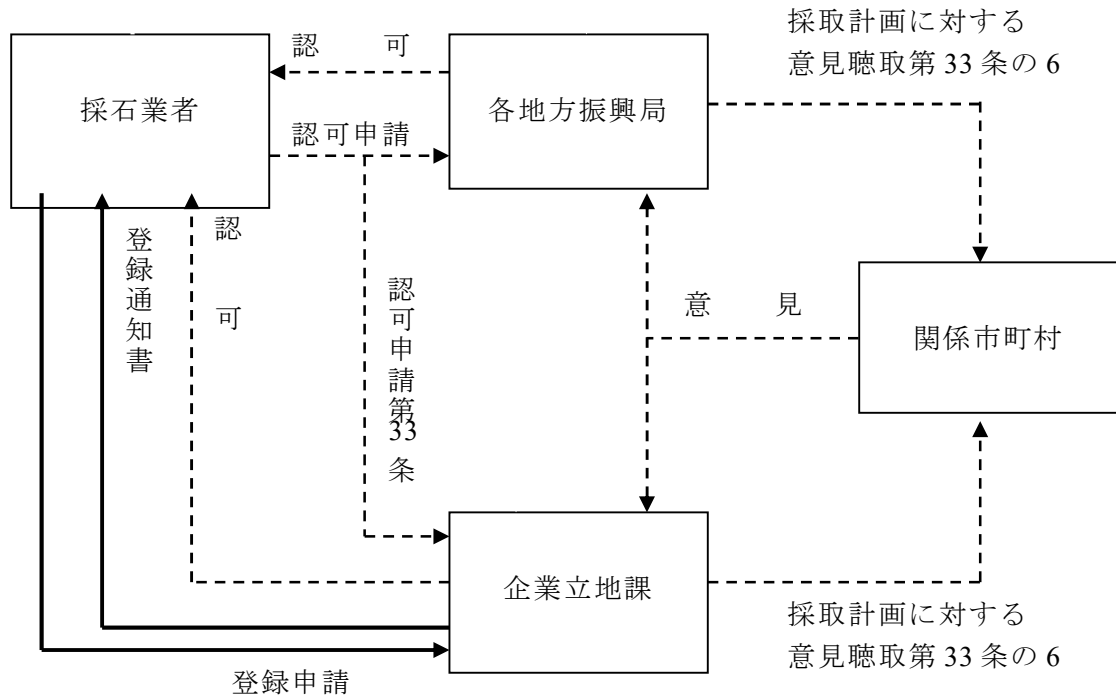
16 採石法

〔岩石採取計画の認可〕（第33条）

法の趣旨	採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与する。
認可の必要な行為	<p>営利・非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う者は、法第32条の規定に基づく採石業者の登録を受けた後、法第33条の規定に基づき、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;採石法の適用となる岩石24種&gt;</p> <p>花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石</p> <p>※ いわゆる「真砂土」のように母岩が風化して、形態が岩状ではなく砂状になっているものについても、採石法の適用を受ける岩石に該当する。</p> </div> <p>※ 個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しないが、それが事業としての態様を呈する程度の大規模なものであれば採石業に該当し、採取計画の認可を受ける必要がある。（個人、法人、国及び地方公共団体等も対象となる。）</p> <p>※ 土木工事やトンネル工事等のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念上、採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有し、当該工事に伴って土地から分離された岩石を販売したり、他の場所において使用（砕石や盛土材等）する行為を伴えば採石業に該当する。</p>
認可（受理）権者	知事（主に砕石及び工業用原料の用途に供する岩石の採取） 各地方振興局長（主に石材の用途に供する岩石の採取） 白河市長（白河市内での岩石の採取）
認可の基準	① 他人に危害を及ぼし、② 公共の用に供する施設を損傷し、 ③ 農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、 ④ 公共の福祉に反しないこと。 かつ、採取計画の内容が、採石技術指導基準に合致すること。
担当機関	商工労働部 企業立地課 （主に砕石及び工業用原料の用途に供する岩石の採取） 各地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 （主に石材の用途に供する岩石の採取） 白河市産業部商工課 （白河市内での岩石の採取）

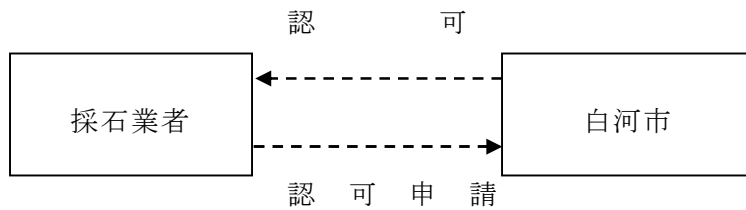
手続フローチャート

(企業立地課及び各地方振興局認可分)



————— 法第32条の規定に基づく登録の流れ  
 - - - - - 法第33条の規定に基づく採取計画認可の流れ

(白河市長認可分)



備考

## 17 国土調査法

〔国土調査の成果の認証に準ずる指定〕（第19条第5項）

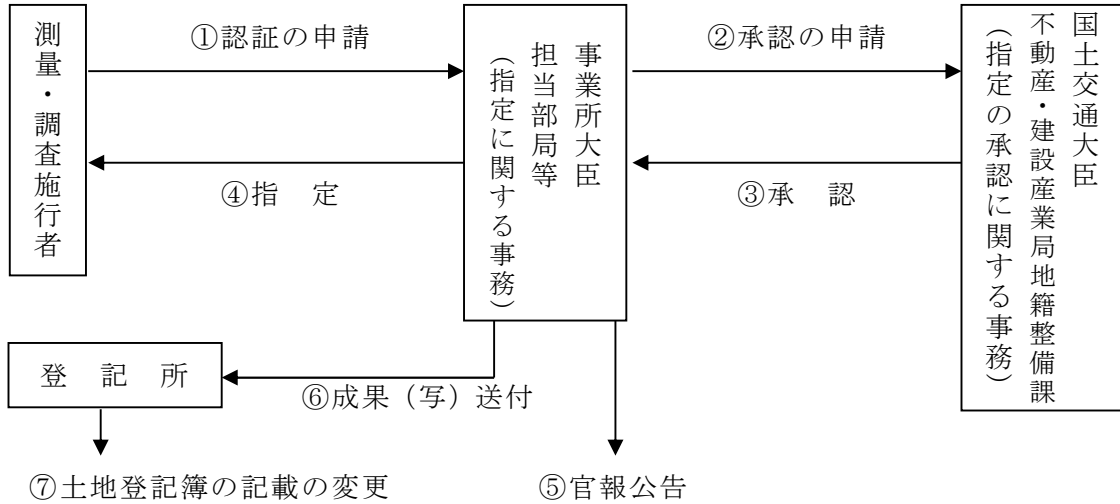
<p>法の趣旨</p>	<p>国土調査法に基づく地籍調査は、一筆地ごとの地籍（所有者、地番、地目、筆界、面積）に関する調査・測量を行い、その成果として地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものである。</p> <p>この成果は、所定の審査を行った後、都道府県知事または主務大臣の認証、公告を経て、市町村等において行政的な利用または一般の閲覧に供されるほか登記所にその写しが送付され、登記にも反映されることになっている。</p> <p>国土調査法第19条第5項は、地籍調査以外の事業によって作成された地図及び簿冊が、地籍調査の成果と同等以上の精度と正確さを有すれば、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定するという趣旨のものである。これを「国土調査法第19条第5項指定」または「国土調査の成果の認証に準ずる指定」と呼んでおり、次のような意義がある。</p> <p>①当該事業の成果の精度・正確さが、地籍調査の成果と同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであるという権威付けがなされる。</p> <p>②類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、いわゆる総合的に地籍の明確化を推進することができる。</p> <p>③地籍調査完了後、広い範囲にわたって一筆ごとの土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果の効果が確保できる。</p>
<p>指定の対象</p>	<p>『法令等により指定が義務付けられている事業』</p> <p>①「新住宅市街地開発法」に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>②「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」及び「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づく工業団地造成事業</p> <p>③「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく流通業務団地造成事業</p> <p>『通達により指定の推進が図られている事業』</p> <p>①換地を伴う土地改良事業により作成された確定測量図</p> <p>②土地区画整理事業により作成された確定測量図</p> <p>③民間または地方公共団体等が行う事業により作成された確定測量図（①、②以外の事業）</p> <p>〔住宅団地造成、工業団地造成、店舗敷地造成など〕</p>
<p>指定の条件</p>	<p>①測量法に基づく測量が行われ、地点の位置が平面直角座標値及び日本水準原点を基準とする高さで表示されていること。</p> <p>②国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないこと。（観測・測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同様以上のものが実施されていること）</p> <p>※ なお、指定面積の多寡は問わない。</p>
<p>担当機関</p>	<p>農林水産部 農村計画課</p>

手続きフローチャート

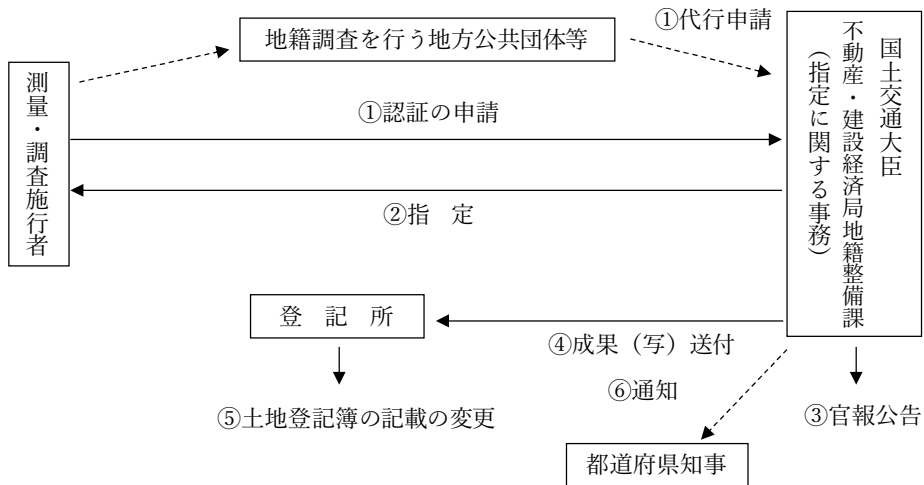
①国土調査法第19条第5項指定の手続き

(ア) 国の機関以外の事業で所管大臣が指定に関する事務を実施している場合

- 土地改良事業の事業所管大臣は農林水産大臣
- 土地区画整理事業の事業所管大臣は国土交通大臣



(イ) 国の機関及び(ア)以外の事業の場合



注)

- ・ 認証の申請 : 国土調査法第19条第5項
- ・ 指定 : 国土調査法第19条第5項
- ・ 代行申請 : 国土調査法第19条第6項
- ・ 承認の申請 : 国土調査法第19条第7項、国土調査法施行令第19条第4項
- ・ 承認 : 国土調査法第19条第7項
- ・ 成果(写)送付 : 国土調査法第20条第1項
- ・ 土地登記簿の記載の変更 : 国土調査法第20条第2項
- ・ 官報公告 : 国土調査法施行令第20条

備考

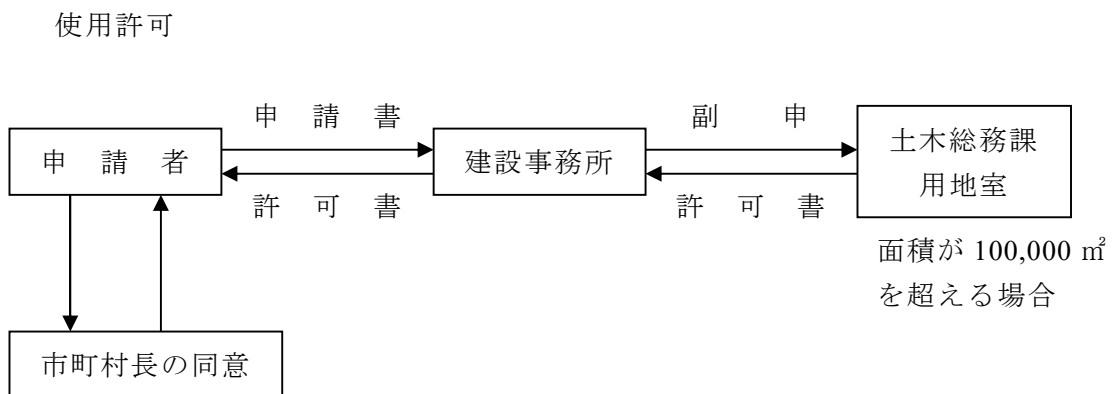
詳しくは、国土交通省の地籍調査Webサイトに掲載の「国土調査法第19条第5項指定申請の手引」(R4.6 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課)をご確認ください。

18 国有財産法

[法定外公共用財産（一般海域）の使用等許可]  
(福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例)

法・条例の趣旨	国土交通省所管法定外公共用財産（一般海域）を適正に管理する。
許可等の必要な行為	海岸法、港湾法等特別法の適用を受けない海域において、海底を使用しようとする場合や海底の土砂を採取しようとする場合
許可等の必要な区域	領海及び接続水域に関する法律第1条第1項で規定する日本の領海で海岸法、港湾法等特別法の適用を受けない海域
許可等権限者	県（法定受託事務）
許可等の基準	使用等許可（条例第3条第1項） 当該公共用財産の用途又は目的を阻害しないこと。
担当機関	本庁 土木部 土木総務課 用地室 出先 建設事務所 総務部 行政課

手続フローチャート



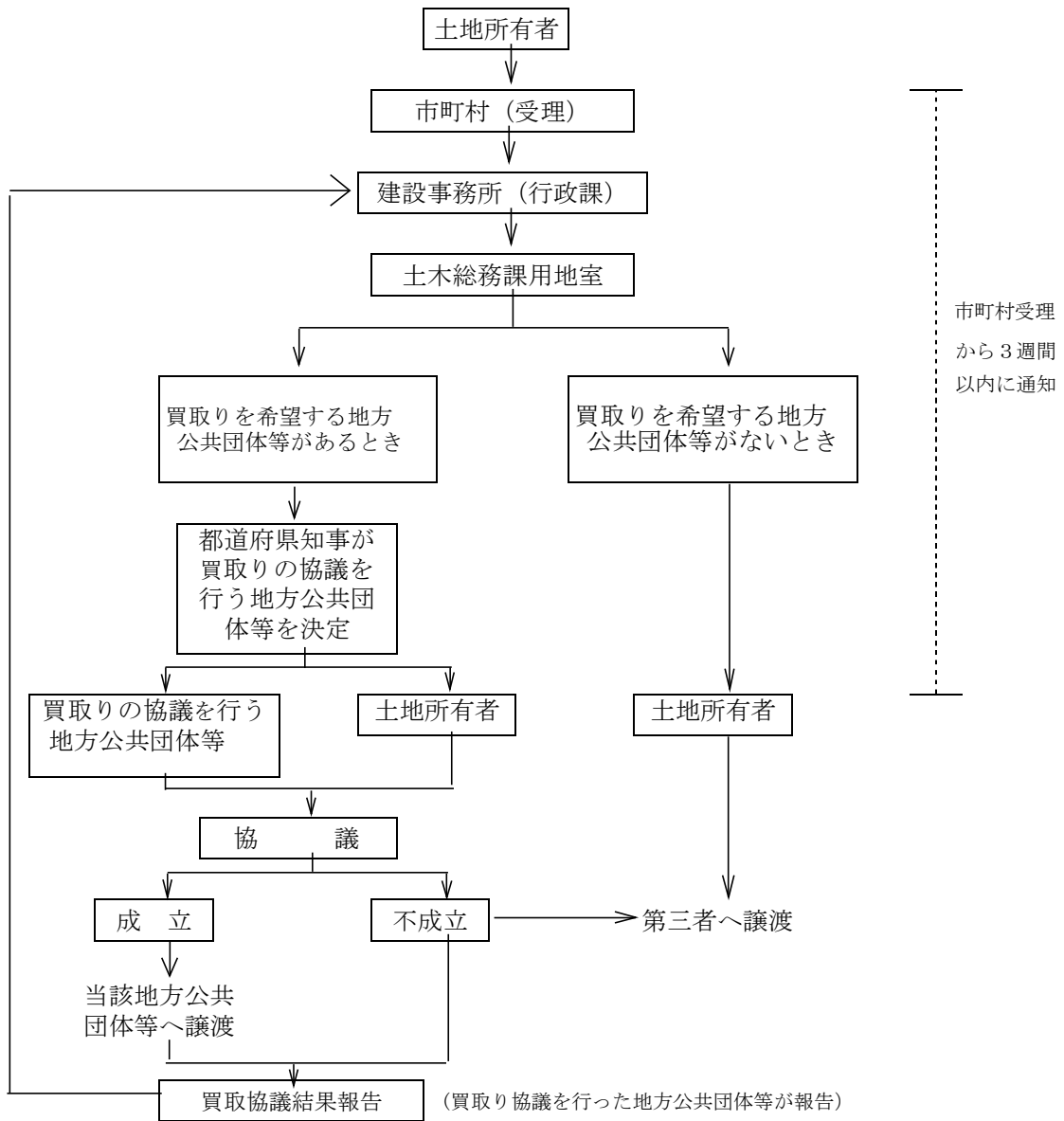
19 公有地の拡大の推進に関する法律

〔都市計画区域内の土地の先買い制度〕（第4条、第5条）

<p>法の趣旨</p>	<p>都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買い制度の整備、地方公共団体に代わって土地の取得を行うことを目的とする土地開発公社の創設、その他の措置を講ずることにより公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資する。</p>																																			
<p>届出等の必要な行為</p>	<p>法で定める土地の所有者が次の行為を行おうとする場合                  第4条（届出） 土地を有償で譲り渡す。                  第5条（申出） 地方公共団体等による土地の買取を希望する。</p> <p>※ 届出等をした者は、下記に掲げる日又は時までの間、当該土地を第三者に譲り渡すことができません。</p> <p>① 買取り協議団体がある旨の通知があった場合、当該通知があった日から起算して3週間を経過する日（その期間内に買取り協議が成立しないことが明らかになったときは、その時）                  ② 買取り協議団体がない旨の通知があった場合、当該通知があった時                  ③ 上記通知がない場合、当該届出等をした日から起算して3週間を経過する日</p> <p>届出・申出の区分表</p> <table border="1" data-bbox="486 1059 1369 2078"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地の所在地</th> <th>土地の規模</th> <th>届出の要否</th> <th>申出の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">都市計画区域内の土地</td> <td>○法第4条第1項第1～5号に規定する区域内に所在する土地 (1) 都市計画施設の区域 (2) 道路 都市公園 河川</td> <td rowspan="2">200㎡未満の土地</td> <td rowspan="2">不要</td> <td rowspan="2">否</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">○その他の土地</td> <td rowspan="3">予定区域</td> <td>(3) 土地区画整理促進区域内の土地 区画整理事業で、知事が指定・公告したものの施行区域 (4) 住宅街区整備事業の施行区域 (5) 生産緑地地区の区域</td> <td>200㎡以上の土地</td> <td>要</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街化区域内の5,000㎡以上の土地</td> <td>200㎡未満の土地</td> <td>不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>市街化区域・市街化調整区域以外の都市計画区域内の10,000㎡以上の土地</td> <td>200㎡以上の土地</td> <td>不要</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画区域外の土地</td> <td rowspan="2">都市計画施設の区域</td> <td>200㎡未満の土地</td> <td>不要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上の土地</td> <td>要</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>					土地の所在地	土地の規模	届出の要否	申出の可否	都市計画区域内の土地	○法第4条第1項第1～5号に規定する区域内に所在する土地 (1) 都市計画施設の区域 (2) 道路 都市公園 河川	200㎡未満の土地	不要	否	○その他の土地	予定区域	(3) 土地区画整理促進区域内の土地 区画整理事業で、知事が指定・公告したものの施行区域 (4) 住宅街区整備事業の施行区域 (5) 生産緑地地区の区域	200㎡以上の土地	要	可	市街化区域内の5,000㎡以上の土地	200㎡未満の土地	不要	否	市街化区域・市街化調整区域以外の都市計画区域内の10,000㎡以上の土地	200㎡以上の土地	不要	可	都市計画区域外の土地	都市計画施設の区域	200㎡未満の土地	不要	否	200㎡以上の土地	要	可
	土地の所在地	土地の規模	届出の要否	申出の可否																																
都市計画区域内の土地	○法第4条第1項第1～5号に規定する区域内に所在する土地 (1) 都市計画施設の区域 (2) 道路 都市公園 河川	200㎡未満の土地	不要	否																																
	○その他の土地				予定区域	(3) 土地区画整理促進区域内の土地 区画整理事業で、知事が指定・公告したものの施行区域 (4) 住宅街区整備事業の施行区域 (5) 生産緑地地区の区域	200㎡以上の土地	要	可																											
		市街化区域内の5,000㎡以上の土地	200㎡未満の土地	不要		否																														
			市街化区域・市街化調整区域以外の都市計画区域内の10,000㎡以上の土地	200㎡以上の土地		不要	可																													
	都市計画区域外の土地	都市計画施設の区域	200㎡未満の土地	不要	否																															
200㎡以上の土地			要	可																																

	<p>(注)</p> <p>(1) 土地の規模については、筆ごとの面積ではなく、連続性のある一団の土地の面積で判断する。</p> <p>(2) 国土利用計画法第27条の4第1項又は同法第27条の7第1項の届出は公拡法第4条第3項の規定により同第1項の届出とみなす。 (但し、公拡法が本来的に届出を必要としているものに限る)</p> <p>(3) 本法でいう都市計画施設とは、都市計画によってその位置及び施設の種類が定められた、都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設（都市施設）をいう。</p> <p>※ 「土地を有償で譲り渡そうとするとき（届出が必要な場合）」とは？ 通常の売買、代物弁済、交換、抵当直流れの特約、売渡担保の設定等の行為を行う場合です。 寄付、贈与、抵当権・不動産質権・地上権・借地権の設定、土地の収用、競売、滞納処分等の場合は不要です。</p>
<p>決定（容認）権者</p>	<p>知事</p> <p>※ 法の改正により、市においては当該市長、県条例により当該事務の移譲を受けている下記の町村においては当該町村の長が決定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>桑折町、大玉村、鏡石町、南会津町、会津坂下町、西郷村、中島村 矢吹町、玉川村、平田村、浅川町、檜葉町</p> </div>
<p>決定（容認）基準</p>	<p>届出等に係る土地が法第4条、第5条の規定に適合すること。（区分表参照） 地方公共団体等の買取り目的が法第9条に適合すること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本庁 土木部 土木総務課 用地室 出先 建設事務所 総務部 行政課（南会津は総務課） ※ 届出書・申出書の受理は市町村</p>

手続フローチャート





# 参 考 资 料

# 1 自然公園等の区域

参考資料

(資料:自然保護課)

## (1)自然公園の指定状況

(令和5年4月1日現在 単位:ha)

公園別	指定年月日	面積	特別保護地区	特別地域	関係市町村	
国立公園	磐梯朝日	S25.9.5	65,524.0	3,282.0	53,673.0	福島市、郡山市、二本松市、喜多方市、会津若松市、大玉村、北塩原村、猪苗代町、磐梯町、西会津町
	日光	S9.12.4	7,329.0	0.0	5,286.0	下郷町、西郷村
	尾瀬	H19.8.30	17,258.0	2,808.0	14,450.0	南会津町、檜枝岐村
国定公園	越後三山只見	S48.5.15	50,431.0	11,011.0	23,649.0	只見町、檜枝岐村
県立自然公園	霊山	S23.10.18	2,271.0	—	661.0	相馬市、伊達市
	霞ヶ城	S23.10.18	170.4	—	23.9	二本松市
	南湖	S23.10.18	777.0	—	111.0	白河市
	奥久慈	S23.10.18	4,831.1	—	776.1	棚倉町、埴町、矢祭町
	磐城海岸	S23.10.18	710.0 (1,594.4)	—	327.0	いわき市
	松川浦	S26.3.27	979.0 (738.0)	—	842.0	相馬市
	勿来	S26.3.27	1,395.6 (559.8)	—	314.8	いわき市
	大川羽鳥	S28.3.14	16,544.0	—	4,543.0	会津若松市、会津美里町、下郷町、天栄村
	阿武隈高原中部	S28.3.14	7,658.5	—	2,765.7	いわき市、川俣町、田村市、小野町、浪江町、葛尾村、川内村、二本松市
	夏井川溪谷	S28.3.14	4,331.0	—	1,662.6	いわき市
合計		180,209.6 (2,892.2)	17,101.0	109,085.1		

(注1) 県立自然公園には、特別保護地区の制度はありません。

(注2) 国立・国定公園の面積については、福島県側の面積です。

(注3) 面積は、陸域部分で、カッコ内が海域の部分です。

## (2) 自然環境保全地域の指定状況 (県指定)

(令和5年4月1日現在 単位: ha)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	S49.3.22	3.60(1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	福島市	S49.3.22	1.60(-)	高樹齢のアカマツ林ほか
3	高松山	本宮市	S49.3.22	6.20(-)	高樹齢のモミ、アカマツ林ほか
4	岩角山	本宮市	S49.3.22	12.50(-)	ケヤキなどの人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達市	S49.3.22	9.50(0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	S49.3.22	51.90(-)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町 西白河郡泉崎村	S49.3.22	1.20(-)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	S49.3.22	7.80(-)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達市	S49.3.22	7.80(-)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	S49.3.22	1.80(-)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	S49.3.22	3.60(3.60)	湿原、湿原植物ほか
12	大悲山	南相馬市	S49.3.22	6.10(-)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	南相馬市	S49.3.22	1.10(-)	スギ、サクラの人工林
14	浄土松	郡山市	S50.2.28	35.00(11.30)	アカマツ天然林、巨木な奇岩群
15	奥州街道松並木	郡山市	S50.2.28	1.70(-)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	S50.2.28	8.30(0.48)	滝、溪谷
17	江竜田	東白川郡鮫川村	S50.2.28	4.10(1.60)	滝、溪谷
18	西郷瀬	西白河郡西郷村	S50.2.28	57.90(10.21)	溪谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南会津町	S50.2.28	54.10(8.00)	湿原、湿原植物ほか
20	牛越館山	南相馬市	S50.2.28	31.50(-)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	S50.2.28	99.20(-)	二畳地層の露出、化石ほか
22	宇津峯山	郡山市・須賀川市	S50.2.28	335.60(-)	変成岩類の盆地状構造ほか
23	茂庭	福島市	S50.6.6	861.58(110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡南会津町	S50.6.6	72.32(72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川溪谷	南相馬市	S50.6.6	122.38(90.64)	溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	檜原	南相馬市	S50.6.6	70.84(62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	S50.6.6	3.60(2.14)	沼、モリアオガエル
28	関山	白河市	S50.6.6	190.50(-)	石英安山岩質凝灰石の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	S50.6.6	280.95(57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地ほか
30	三条	大沼郡金山町	S51.6.22	24.95(24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡南会津町	S51.6.22	76.68(25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	南会津郡南会津町	S51.6.22	3.70(3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	S51.6.22	54.32(20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	S51.6.22	444.82(444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	S52.10.28	115.47(115.47)	ヒノキアスナロ等の天然林
36	七ヶ岳	南会津郡南会津町	S52.10.28	520.35(217.19)	ブナ等の天然林、地形ほか
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	S52.10.28	459.50(128.75)	ブナ等の天然林、地形ほか
38	鹿狼山	相馬郡新地町	S53.2.28	520.50(-)	ケヤキ等の天然林、地形ほか
39	明神ヶ岳	大沼郡会津美里町 河沼郡柳津町	S54.3.2	34.12(34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	河沼郡柳津町	S54.3.2	17.25(17.25)	二段滝、貴重な植物の自生地
41	御斉所山	いわき市	S54.3.2	24.81(24.81)	カシ類等の天然林、御斉所式変成岩
42	木戸川	双葉郡檜葉町	S54.3.2	114.73(114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	白河市	S54.3.2	1.40(0.46)	ピャッコイの自生地
44	好間川溪谷	いわき市	S54.3.2	27.75(8.00)	V字谷、カシ類等の天然林
45	桐峰	喜多方市	S54.8.3	35.70(35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	S56.7.28	43.81(43.81)	ヒノキアスナロ等の天然林
47	萩野	南会津郡南会津町	S56.7.28	1.28(0.36)	風穴、風穴植物群落
計	47 地域			4,867.41(1,693.42)	

**(3)野生動植物保護地区一覧表**

(令和5年4月1日現在 単位:ha)

番号	地域名	面積	保護対象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物
11	法正尻湿原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル
19	宮床湿原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ
29	安座	57.65	ヒメサユリなどの植物とギフチョウ
32	黒岩湿原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物
36	七ヶ岳	217.19	キアラボクなどの高山・亜高山性植物
37	木地夜鷹山	52.25	稀産植物のトガクシソウ
43	金山	0.46	稀産植物のビャッコイ
47	萩野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山性植物
計	9地区	343.91	

(注)番号は(2)と対応

**(4)緑地環境保全地域の指定状況(県指定)**

(令和5年4月1日現在 単位:ha)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	区分	面積	保全対象
1	恵日寺周辺	耶麻郡磐梯町	S49.3.22	第2種	58.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	烏峠山	西白河郡泉崎村	S49.3.22	第2種	42.40	烏峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白石山	西白河郡泉崎村	S49.3.22	第1種	2.70	泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤坂	伊達市	S50.2.28	第1種	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花見山	伊達市	S50.2.28	第1種	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂山王子	田村市	S50.6.6	第1種	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隠津島神社	郡山市	S52.10.28	第1種	12.50	隠津島神社と一体となった自然環境
8	妙見山	郡山市	S52.10.28	第1種	5.50	飯豊和気神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	二本松市	S54.8.3	第1種 第2種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古寺山	須賀川市	S55.6.13	第1種	13.44	古寺山白山寺と一体となった自然環境
11	達沢	耶麻郡猪苗代町	S56.7.31	第1種	3.64	ミズナラの天然林
12	橋場	東白川郡塙町	S56.7.31	第1種	6.16	シラカバの天然林
13	御幸山	伊達市	S56.7.31	第2種	2.75	五幸山観世音堂と一体となった自然環境
14	堂峰山	喜多方市	S58.6.3	第2種	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天狗橋	東白川郡鮫川村	S59.6.15	第1種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計	15地区				172.40	

## 2 鳥獣保護区

(身) : 身近な鳥獣生息地、(大) : 大規模生息地、(希) : 希少鳥獣生息地、(渡) : 集団渡来地、(森) : 森林鳥獣生息地  
令和5年4月1日現在

番号	名称	設定区分の別	面積 (ha)		所在地	期限
			鳥獣保護区	うち特別保護地区		
1	福島	(身)	1,137	25	福島市	R12.10.31
2	信夫山	(身)	260		福島市	R15.10.31
3	文知摺	(身)	10		福島市	R14.10.31
4	吾妻山	(森)	5,751		福島市、猪苗代町	R11.10.31
5	黒岩虚空蔵	(身)	5		福島市	R18.10.31
6	城山	(身)	31		福島市	R19.10.31
7	水林	(森)	21		福島市	R17.10.31
8	二本松市ふれあいの森公園	(身)	34		二本松市	R21.10.31
9	二本松	(身)	382	33	二本松市	R12.10.31
10	高田舟形	(身)	364		二本松市	R14.10.31
11	半田山	(森)	1,402		桑折町、福島市	R14.10.31
12	阿津賀志山	(身)	57		国見町	R20.10.31
13	梁川	(身)	611		伊達市	R16.10.31
14	古屋館	(身)	39		伊達市	R20.10.31
15	茶臼山	(身)	8		伊達市	R17.10.31
16	霊山	(森)	928	142	伊達市	R14.10.31
17	石田ブヨメキ	(身)	27		伊達市	R17.10.31
18	月見館森林公園	(身)	132		伊達市	R10.10.31
19	前ヶ岳	(森)	518		大玉村、二本松市	R14.10.31
20	本宮	(身)	1,630		本宮市	R6.10.31
21	岳山	(身)	70		本宮市	R14.10.31
22	高松山	(身)	81		本宮市	R13.10.31
23	旭	(森)	831		二本松市	R7.10.31
24	小浜	(身)	311		二本松市	R16.10.31
25	熱海	(森)	168		郡山市	R14.10.31
26	郡山	(身)	10,250		郡山市	R7.10.31
27	多田野	(森)	317	30	郡山市	R14.10.31
28	浄土松	(身)	70		郡山市	R6.10.31
29	妙見山	(森)	407		郡山市、須賀川市	R6.10.31
30	福良	(森)	509	30	郡山市	R5.10.31
31	須賀川	(身)	1,050		須賀川市	R10.10.31
32	長沼	(森)	384		須賀川市	R16.10.31
33	羽鳥	(森)	2,357		天栄村	R6.10.31
34	母畑	(森)	653		石川町、玉川村、平田村	R15.10.31

番号	名称	設定区分の別	面積 (ha)		所在地	期 限
			鳥獣保護区	うち特別保護地区		
35	石川	(身)	353		石川町	R23. 10. 31
36	沢井	(身)	167		石川町	R17. 10. 31
37	山橋	(森)	486		石川町	R15. 10. 31
38	蓬田山	(森)	2,188		平田村、須賀川市、玉川村	R5. 10. 31
39	平田	(森)	746		平田村	R10. 10. 31
40	浅川	(身)	160		浅川町	R15. 10. 31
41	大久田	(森)	103		古殿町	R15. 10. 31
42	三春	(身)	706		三春町、郡山市	R17. 10. 31
43	三春ダム	(身)	778		三春町	R14. 10. 31
44	東堂山	(森)	263		小野町	R6. 10. 31
45	小野新町	(身)	510		小野町	R22. 10. 31
46	あぶくま洞	(森)	326		田村市	R17. 10. 31
47	大平山	(身)	262		田村市	R21. 10. 31
48	殿上	(身)	75		田村市	R15. 10. 31
49	舘山	(身)	169		田村市	R22. 10. 31
50	片曾根山	(森)	700		田村市	R10. 10. 31
51	白河中央	(身)	619		白河市	R12. 10. 31
52	西の郷	(身)	86		西郷村	R21. 10. 31
53	西郷	(森)	931	149	西郷村	R5. 10. 31
54	烏峠	(森)	445		泉崎村	R6. 10. 31
55	矢吹	(森)	516		矢吹町	R5. 10. 31
56	棚倉	(森)	687		棚倉町	R5. 10. 31
57	山本	(森)	506		棚倉町	R14. 10. 31
58	八溝山	(森)	51		矢祭町	R10. 10. 31
59	舘山	(身)	53		矢祭町	R14. 10. 31
60	宝坂	(森)	144		矢祭町	R14. 10. 31
61	矢祭山	(森)	324	66	矢祭町	R12. 10. 31
62	塙	(森)	275		塙町	R17. 10. 31
63	西野	(身)	146		鮫川村	R9. 10. 31
64	飯盛山	(森)	702	53	会津若松市	R14. 10. 31
65	鶴ヶ城	(身)	43		会津若松市	R20. 10. 31
66	小田山	(森)	300		会津若松市	R18. 10. 31
67	吉ヶ平ダム	(身)	206		会津若松市	R15. 10. 31
68	喜多の郷	(身)	37		喜多方市	R19. 10. 31
69	中善寺	(身)	30		喜多方市	R11. 10. 31

番号	名称	設定区分の別	面積 (ha)		所在地	期 限
			鳥獣保護区	うち特別保護地区		
70	米岡	(森)	1,050		喜多方市	R14.10.31
71	裏磐梯	(渡)	17,954	3,334	北塩原村、猪苗代町	R13.10.31
72	飯豊	(森)	1,063		喜多方市、西会津町	R12.10.31
73	相川	(森)	770		喜多方市	R15.10.31
74	阿賀川	(森)	660		西会津町	R16.10.31
75	大山	(森)	555		西会津町	R15.10.31
76	高郷	(森)	766		喜多方市	R17.10.31
77	磐梯山ゴールドライン	(森)	509		磐梯町	R16.10.31
78	慧日寺	(身)	92		磐梯町	R16.10.31
79	沼尻	(森)	345		猪苗代町	R14.10.31
80	表磐梯	(森)	393		猪苗代町	R24.10.31
81	猪苗代	(渡)	10,450		猪苗代町、会津若松市、郡山市	R6.10.31
82	舟渡	(希)	23		会津坂下町	R18.10.31
83	柳津	(森)	548		柳津町	R17.10.31
84	蓋沼	(森)	975		会津美里町	R6.10.31
85	博士山	(森)	2,618		会津美里町	R8.10.31
86	白鳳山	(身)	203		会津美里町	R20.10.31
87	沼沢湖	(森)	379	30	金山町	R14.10.31
88	駒止湿原	(森)	517	42	南会津町	R15.10.31
89	田島町	(身)	8		南会津町	R6.10.31
90	田島	(森)	528	27	南会津町	R11.10.31
91	七ヶ岳	(森)	892		南会津町	R12.10.31
92	水門	(森)	532		下郷町	R14.10.31
93	音金	(森)	664		下郷町	R15.10.31
94	観音沼	(森)	39		下郷町	R9.10.31
95	田代山	(森)	487	35	南会津町	R15.10.31
96	奥只見	(大)	18,251		檜枝岐村、只見町	R9.10.31
97	駒ヶ岳	(森)	367	137	檜枝岐村	R14.10.31
98	尾瀬	(森)	6,361	2,200	檜枝岐村	R13.10.31
99	八十里越	(森)	452		只見町	R14.10.31
100	小川	(森)	589		只見町	R14.10.31
101	只見	(大)	15,817	6,090	只見町	R12.10.31
102	黒谷	(森)	396		只見町	R18.10.31
103	原町市	(身)	30		南相馬市	R6.10.31

番号	名称	設定区分の別	面積 (ha)		所在地	期 限
			鳥獣保護区	うち特別保護地区		
104	松川浦	(渡)	103		相馬市	R11. 10. 31
105	山上	(森)	586		相馬市	R6. 10. 31
106	箒平	(森)	713	73	広野町	R9. 10. 31
107	夜の森	(身)	30		富岡町	R8. 10. 31
108	赤木	(森)	550		富岡町	R12. 10. 31
109	五枚沢	(森)	243		川内村	R10. 10. 31
110	川内	(森)	637	201	川内村	R14. 10. 31
111	大熊	(身)	4		大熊町	R8. 10. 31
112	浪江	(身)	5		浪江町	R6. 10. 31
113	丈六	(身)	45		浪江町	R22. 10. 31
114	葛尾森林公園	(身)	19		葛尾村	R23. 10. 31
115	新地	(森)	302		新地町	R14. 10. 31
116	大悲山	(身)	19		南相馬市	R7. 10. 31
117	相ノ沢	(身)	160		飯舘村	R19. 10. 31
118	飯舘	(身)	292		飯舘村	R19. 10. 31
119	川前	(森)	732		いわき市	R6. 10. 31
120	大久三森	(森)	391		いわき市	R19. 10. 31
121	夏井川	(森)	508	97	いわき市	R12. 10. 31
122	芝山	(森)	308		いわき市	R15. 10. 31
123	小川櫓石	(森)	391		いわき市	R18. 10. 31
124	四倉	(森)	1,068		いわき市	R6. 10. 31
125	水石山	(森)	1,332		いわき市	R5. 10. 31
126	小川三島	(身)	35		いわき市	R24. 10. 31
127	石森山	(身)	184		いわき市	R14. 10. 31
128	愛谷	(身)	79		いわき市	R20. 10. 31
129	平塩	(身)	84		いわき市	R9. 10. 31
130	湯ノ岳	(森)	1,280		いわき市	R6. 10. 31
131	21世紀の森	(身)	1,330		いわき市	R20. 10. 31
132	鮫川	(身)	185		いわき市	R21. 10. 31
133	四時川	(森)	1,303		いわき市	R19. 10. 31
134	目兼	(森)	440		いわき市	R12. 10. 31
		計 134箇所	143,539	12,794		



**3 水 環 境 保 全 区 域**

名 称	位 置	指定年月日	面 積	関係市町村
猪苗代湖北岸部水環境保全区域	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和、大字長田、大字磐里、大字堅田及び大字中小松の地先並びに大字金田の一部及び地先	平成16年3月9日	約213.7ha	猪苗代町

(資料：水・大気環境課)

## 4 民有保安林の状況

参考資料

(令和4年3月31日現在 単位:ha)

	中 通 り				会 津			浜 通 り			合 計
	県 北	県 中	県 南	小 計	会 津	南会津	小 計	相 双	いわき	小 計	
水源かん養 保安林	3,442	7,661	747	11,850	25,778	25,691	51,469	5,616	2,115	7,731	71,050
土砂流出防備 保安林	(176)	(286)		(462)	(22)	(40)	(62)	(56)		(56)	(580)
土砂崩壊防備 保安林	3,653	2,078	3,570	9,301	8,462	13,423	21,885	4,717	3,239	7,956	39,142
土砂崩壊防備 保安林	96	114	140	350	133	22	155	64	124	188	695
防風 保安林		17	80	97	43		43	20	38	58	198
水害防備 保安林	58	0		58	0	3	3	9	2	11	72
潮害防備 保安林								(1)	(12)	(13)	(13)
潮害防備 保安林								162	43	205	205
干害防備 保安林	14	334	(2)	(2)	(60)		(60)		(4)	(4)	(66)
干害防備 保安林				449	124	234	358	157	52	209	1,016
なだれ防止 保安林					(17)		(17)				(17)
なだれ防止 保安林					530	623	1,153				1,153
落石防止 保安林	1	9	6	16	49	88	137				153
魚つき 保安林								3		3	3
航行目標 保安林									(3)	(3)	(3)
航行目標 保安林									2	2	2
保健 保安林	(411)	(404)	(714)	(1,529)	(1,432)	(1,353)	(2,785)	(765)	(495)	(1,260)	(5,574)
保健 保安林	225	35	57	317	53	446	499	56	27	83	899
風致 保安林	(10)		(11)	(21)	(10)		(10)				(31)
風致 保安林	21	22	2	45	57		57		23	23	125
風致 保安林	(597)	(690)	(727)	(2,014)	(1,541)	(1,408)	(2,949)	(822)	(514)	(1,336)	(6,298)
合 計	7,511	10,271	4,703	22,485	35,229	40,531	75,760	10,804	5,666	16,470	114,712

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

(注) ( )内は他の保安林との兼種分で外数

(資料: 森林保全課)

## 5 都市計画区域

参考資料

### (1) 線引き都市計画区域

(平成31年3月31日現在)

番号	都市計画 区域名	市町村名	市街化区域 面積(ha)	市街化調整区域 面積(ha)	合計面積 (ha)	都計決定 年月日	最終変更 年月日
1	県北	福島市	5,043.3	17,830.9	22,874.2	S45.10.15	H26.05.27
		伊達市	805.9	6,416.1	7,222.0	S45.10.15	H26.05.27
		桑折町	249.7	2,150.3	2,400.0	S45.10.15	H13.04.10
		国見町	143.6	2,456.4	2,600.0	S45.10.15	H08.05.31
		小計	6,242.5	28,853.7	35,096.2	—	—
2	会津	会津若松市	2,570.9	15,105.1	17,676.0	S45.10.15	H26.05.27
		会津美里町	106.5	1,293.5	1,400.0	S45.10.15	H13.04.10
		小計	2,677.4	16,398.6	19,076.0	—	—
2	県中	郡山市	6,886.3	20,137.2	27,023.5	S45.10.15	H26.05.27
		須賀川市	1,506.6	6,293.4	7,800.0	S45.10.15	H13.04.10
		鏡石町	355.6	1,944.4	2,300.0	S45.10.15	H13.04.10
		小計	8,748.5	28,375.0	37,123.5	—	—
4	いわき	いわき市	10,063.8	27,553.4	37,617.2	S45.10.15	H28.08.05
計			27,732.2	101,180.7	128,912.9	—	—

(2) 非線引き都市計画区域

(平成31年3月31日現在)

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域面積(ha)	指定年月日	最終変更年月日
5	県南	白河市	25,223	S16.08.29	H07.08.01
		西郷村	7,264	S16.08.29	H07.08.01
		泉崎村	3,541	H07.08.01	
		中島村	1,887	H07.08.01	
		矢吹町	6,037	S29.02.02	H07.08.01
		棚倉町	3,602	S23.04.17	H25.05.14
		埴小計	48,034	—	—
6	喜多方	喜多方市(旧喜多方市、熱塩加納村)	7,680	S12.04.17	H26.05.27
		喜多方市(旧塩川町)	2,788	S39.10.01	H26.05.27
		小計	10,468	—	—
7	相馬地方	相馬市	11,982	S15.08.21	H30.09.11
		南相馬市(旧原町市、鹿島町、小高町)	22,429	S18.12.06	H30.09.11
		新地町	4,669	S49.12.27	H30.09.11
		小計	39,080	—	—
8	二本松本宮	二本松市(旧二本松市、旧安達町)	10,342	S23.04.15	H26.05.27
		二本松市(旧岩代町)	634	S23.03.30	H26.05.27
		本宮市	6,430	S23.04.15	H26.05.27
		大玉村	4,422	S23.04.15	H26.05.27
		小計	21,828	—	—
9	田村三春小野	田村市(旧滝根町、大越町)	6,090	S25.12.18	H25.05.14
		田村市(旧常葉町)	445	S31.10.05	H25.05.14
		田村市(旧船引町)	3,643	S25.02.21	H25.05.14
		三春町	4,664	S23.04.15	H25.05.14
		小野町	7,023	S24.06.18	H25.05.14
		小計	21,865	—	—
10	霊山	伊達市(旧霊山町)	1,498	S29.07.19	H07.08.01
11	川俣	川俣町	1,940	S23.03.30	H06.08.02
12	南会津	南会津町(旧田島町)	891	S09.06.14	H25.05.14
		南会津町(旧伊南村)	204	S39.09.28	H25.05.14
13	西会津	小計	1,095	—	—
14	猪苗代	会津坂下町	4,075	H08.10.01	
		猪苗代町	11,081	S23.11.27	S57.02.23
		磐梯町	2,800	H08.05.31	
15	会津坂下	小計	13,881	—	—
		会津坂下町	5,685	S23.11.27	H07.08.01
		湯川村	1,637	S45.09.01	H26.05.27
16	会津高田	小計	7,322	—	—
		会津美里町	1,140	S24.06.18	S58.09.09
17	石川	石川町	7,814	S23.11.27	H09.08.01
		玉川村	3,250	H09.08.01	
		平田村	4,468	S23.11.27	H09.08.01
		浅川町	2,650	S26.09.07	H09.08.01
		小計	18,182	—	—
18	広野檜葉	広野町	2,450	H06.08.02	
		檜葉町	2,680	H06.08.02	
		小計	5,130	—	—
19	富岡	富岡町	5,458	S24.06.18	S57.02.23
		大熊町	3,873	S30.04.04	S57.02.23
		小計	9,331	—	—
20	双葉	双葉町	3,942	S30.12.09	S57.02.23
21	浪江	浪江町	5,626	S24.06.18	S57.02.23
計			214,437		

(3) 用途地域の状況

(平成31年3月31日現在 単位：ha)

番号	都市計画区域	市町村名	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	農業地域	計	最終決定年月日
1	北	福島市	373.4	183.2	988.5	181.8	1,569.1	188.5	25.9	172.8	322.8	365.9	460.9	210.5	5,043.3	H26.05.27	
		伊達市	31.0	1.3	75.6	-	388.0	8.6	3.9	31.3	14.4	39.3	73.0	134.5	800.9	H26.05.27	
		桑折町	6.2	-	8.8	-	120.0	0.6	-	21.3	-	36.0	56.8	-	249.7	H13.04.10	
		国見町	14.9	-	20.8	-	44.8	20.2	-	10.7	-	12.3	19.9	-	143.6	H11.02.12	
		小計	425.5	184.5	1,093.7	181.8	2,121.9	217.9	29.8	236.1	337.2	453.5	610.6	345.0	6,237.5	-	
2	津	会津若松市	202.4	-	277.5	153.4	782.6	314.1	23.0	81.2	243.0	129.0	288.9	75.1	2,570.2	H26.05.27	
		会津美里町 (旧会津本郷町)	-	5.9	-	-	74.3	-	-	8.8	-	11.0	6.5	-	106.5	H14.12.25	
		小計	202.4	5.9	277.5	153.4	856.9	314.1	23.0	90.0	243.0	140.0	295.4	75.1	2,676.7	-	
3	中	郡山市	812.6	-	1,305.7	246.5	1,553.6	434.5	-	337.6	270.5	582.0	582.6	760.7	6,886.3	H29.03.01	
		須賀川市	187.2	44.1	232.9	-	333.7	102.4	-	49.9	36.5	89.5	295.6	134.8	1,506.6	H13.04.10	
		鏡石町	51.2	-	46.3	-	97.1	-	19.9	8.3	-	101.4	14.9	16.5	355.6	H21.02.27	
		小計	1,051.0	44.1	1,584.9	246.5	1,984.4	536.9	19.9	395.8	307.0	772.9	893.1	912.0	8,748.5	-	
4	いわき	いわき市	1,303.2	-	1,302.9	215.1	3,072.3	390.4	29.0	200.0	330.6	608.9	777.1	1,834.3	10,063.8	H28.08.05	
5	南	白河市	335.5	-	129.8	2.9	318.1	105.5	-	52.1	81.5	116.6	340.0	-	1,482.0	H28.08.05	
		西郷村	-	-	-	-	121.4	28.0	-	-	7.0	147.0	204.6	21.0	529.0	H19.03.01	
		矢吹町	41.7	-	66.8	5.6	136.4	22.0	16.8	11.0	7.0	24.0	68.0	-	399.3	H31.02.01	
		棚倉町	-	-	95.0	-	120.0	-	-	8.8	11.0	11.0	-	-	245.8	H08.01.05	
		小計	377.2	-	291.6	8.5	695.9	155.5	16.8	71.9	106.5	298.6	612.6	21.0	2,656.1	-	
6	喜多方	喜多方市 (旧喜多方市)	21.0	5.0	117.0	10.0	275.0	56.0	-	21.0	29.0	48.0	34.0	36.0	652.0	H08.02.01	
		喜多方市 (旧塩川町)	20.0	-	34.0	-	69.0	-	-	10.0	7.0	6.1	2.0	8.0	156.1	H08.04.01	
		小計	41.0	5.0	151.0	10.0	344.0	56.0	-	31.0	36.0	54.1	36.0	44.0	808.1	-	
7	相馬地方	相馬市	120.2	-	163.6	21.0	252.7	54.5	-	28.9	27.3	102.5	183.2	269.1	1,223.0	H27.03.30	
		南相馬市 (旧原町市、旧鹿島町、旧小高町)	64.0	-	267.0	15.0	351.0	27.0	18.0	31.4	43.2	161.0	58.0	13.0	1,048.6	H17.03.11	
		新地町	-	-	44.6	-	6.8	-	12.3	3.5	-	49.2	-	238.6	355.0	H29.03.24	
		小計	184.2	-	475.2	36.0	610.5	81.5	30.3	63.8	70.5	312.7	241.2	520.7	2,626.6	-	
8	二本松本宮	二本松市 (旧二本松市、旧安達町)	69.8	-	146.3	11.3	485.6	20.2	-	61.9	33.2	76.3	135.0	-	1,039.6	H25.07.10	
		本宮市	20.0	-	60.0	-	203.0	-	-	14.0	7.0	141.0	111.0	31.0	587.0	H15.06.04	
		小計	89.8	-	206.3	11.3	688.6	20.2	-	75.9	40.2	217.3	246.0	31.0	1,626.6	-	
9	田村三春小野	田村市	23.0	-	29.0	-	107.0	6.8	-	14.0	6.0	23.0	71.0	23.0	302.8	H07.12.12	
		三春町	58.0	-	14.0	35.0	116.0	-	-	12.0	12.0	11.0	125.0	-	383.0	H08.01.05	
		小計	81.0	-	43.0	35.0	223.0	6.8	-	26.0	18.0	34.0	196.0	23.0	685.8	-	
10	壺山	伊達市 (旧壺山町)	24.0	-	2.4	-	63.0	15.0	5.3	16.0	-	11.0	7.5	-	144.2	H07.08.01	
11	川俣	川俣町	24.2	-	31.0	-	78.0	61.0	-	23.0	6.5	11.0	21.0	-	255.7	H14.12.11	
12	南会津	南会津町	-	-	58.7	-	55.8	9.2	2.6	9.0	6.0	35.0	-	-	176.3	H31.01.23	
13	猪苗代	猪苗代町	14.0	-	63.0	-	176.0	15.0	-	22.0	20.0	13.0	10.0	-	333.0	H08.05.01	
14	会津坂下	会津坂下町	7.8	-	58.0	-	85.0	6.3	-	19.0	15.0	35.0	35.0	-	261.1	H07.12.11	
15	会津高田	会津美里町 (旧会津高田町)	46.0	-	28.0	-	101.0	-	-	14.0	-	16.0	25.0	-	230.0	H26.07.29	
16	石川	石川町	45.0	-	42.0	-	92.0	35.0	-	19.0	16.0	29.0	8.0	-	286.0	H15.10.28	
17	富岡	富岡町	-	10.1	79.9	-	141.5	1.6	-	14.1	10.2	6.0	3.6	-	267.0	H21.04.01	
		大熊町	29.0	-	14.0	3.6	43.0	6.4	-	10.0	-	14.0	44.0	30.0	194.0	H08.11.07	
		小計	29.0	10.1	93.9	3.6	184.5	8.0	-	24.1	10.2	20.0	47.6	30.0	461.0	-	
18	双葉	双葉町	22.0	-	66.0	-	59.0	9.6	-	1.4	6.1	16.0	-	26.0	206.1	H07.12.12	
19	浪江	浪江町	51.2	-	65.8	-	191.3	-	-	8.7	16.8	49.1	23.0	59.3	465.2	H16.07.29	
計	都市計画区域数	19 市町村数 31	4,018.5	249.6	5,934.9	901.2	11,683.1	1,938.4	156.7	1,346.7	1,585.6	3,127.1	4,085.1	3,921.4	38,948.3	-	

例示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域のない地区	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	○	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○	○				
展示場	展示場の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	展示場の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	展示場の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
	展示場の床面積が10,000㎡を超えるもの							○	○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○			
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等				①	○	○	○	○	○	○	○	○	②	
	カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲	○	○	○	○	▲	○	▲ 10,000㎡以下(馬券、車券発売所等)	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						①	○	○	○	○	○	○	②	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等								○	▲			○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	運送派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
建築物附属自動車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
※一団地の敷地内について別に制限あり															
倉庫兼車庫							○	○	○	○	○	○	○		
畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子店、食屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 原動機の制限あり、▲ 2階以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	○		
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	○	▲ 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	○		
危険性が大きいおそれある工場											○	○	○		
自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	○	▲ 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設									○	○	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設										○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設										○	○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内において都市計画決定が必要														

建てられる用途  
 建てられない用途  
 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり  
 注) 本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

## 7 地すべり防止区域

## (1) 地すべり等防止区域一覧表 (国土交通省所管)

(令和5年4月1日現在)

指定 番号	区域名	よみがな	所在地	告示番号年月日		指定面積 (h a)	備考
				年月日	番号		
1	滝 坂	たきさか	耶麻郡西会津町豊洲	S33. 10. 9 H4. 4. 9	1792 987	150. 25	
2	沼の平	ぬまのたいら	耶麻郡山都町朝倉	S34. 4. 7 S45. 11. 26	965 1701	64. 80	
3	与内畑	よないはた	耶麻郡熱塩加納村宮川	S34. 4. 7	965	91. 60	
4	大 利	おおり	いわき市好間町	S34. 4. 7 S45. 11. 26 H1. 11. 8	965 1701 1877	121. 15	
5	滝 谷	たきや	大沼郡三島町滝谷	S34. 4. 7 S45. 11. 26	965 1701	17. 97	
6	湯台堂	ゆだいどう	いわき市常磐上湯長谷町	S36. 1. 14	48	7. 50	
7	村 杉	むらすぎ	耶麻郡熱塩加納村森	S36. 1. 14 H9. 10. 28	48 1852	50. 58	
8	藤 沢	ふじさわ	耶麻郡山都町相川	S36. 1. 14	48	58. 80	
9	松 坂	まつざか	大沼郡昭和村下中津川	S37. 12. 10	3006	16. 20	
10	坂下束松	ばんげたばねまつ	河沼郡会津坂下町束松	S37. 12. 10	3006	7. 20	
11	布 入	ぬのいり	福島市飯坂町茂庭	S38. 2. 19	230	8. 15	
12	鬼ヶ沢	おにがさわ	いわき市内郷宮町	S38. 2. 19 H17. 3. 16	230 279	15. 70	
13	黒 岩	くろいわ	耶麻郡熱塩加納村加納	S38. 9. 14	2398	48. 30	
14	福 岡	ふくおか	東白川郡棚倉町福岡	S39. 1. 8	55	53. 60	
15	湯ノ上	ゆのうえ	大沼郡金山町玉梨	S39. 1. 18	55	31. 00	
16	塩の沢	しおのさわ	耶麻郡熱塩加納村宮川	S39. 2. 21	264	48. 30	
17	大 梅	おおうめ	東白川郡棚倉町大梅	S39. 2. 21 H4. 4. 9	264 987	12. 97	
18	撫 木	なでき	耶麻郡山都町一の木	S39. 2. 21	264	22. 70	
19	倉 掛	くらかけ	大沼郡三島町宮下	S39. 2. 21	264	5. 80	
20	駒鳴瀬	こまなかせ	大沼郡三島町滝谷	S39. 2. 21	264	17. 10	
21	背戸尻	せとじり	耶麻郡熱塩加納村背戸尻	S39. 2. 21	264	70. 10	
22	地獄沢	じごくざわ	いわき市好間町	S39. 7. 17	1818	4. 80	ぼた山
23	手 倉	てくら	いわき市常磐松久須町	S39. 7. 17	1817	8. 90	
24	炭 釜	すみがま	東白川郡塙町東河内	S39. 7. 17	1817	39. 40	
25	相 川	あいかわ	耶麻郡山都町相川	S42. 7. 3	1906	12. 30	
26	猪の鼻	いのはな	河沼郡柳津町猪倉野	S42. 7. 3	1906	14. 50	
27	川 上	かわかみ	東白川郡塙町川上	S42. 10. 11	3435	91. 50	
28	須 沢	すざわ	石川郡石川町山形	S42. 10. 11	3437	6. 60	
29	塩 野	しおの	河沼郡柳津町猪倉野	S42. 11. 30 S55. 4. 4	3940 806	24. 60	
30	立ヶ岡	たちがおか	石川郡石川町山形	S45. 11. 26	1701	16. 60	
31	仲ノ町	なかのまち	いわき市錦町	S47. 2. 23	247	6. 70	
32	水野谷	みずのや	いわき市常磐水野谷町	S48. 1. 9	27	11. 80	
33	竹 棚	たけだな	いわき市山王町竹棚	S48. 1. 9	27	14. 50	
34	久保田	くぼた	河沼郡柳津町久保田	S48. 7. 23 S53. 9. 12	1594 1471	67. 50	
35	郷 戸	ごうと	河沼郡柳津町郷戸	S48. 7. 23	1594	32. 70	

指定 番号	区域名	よみがな	所在地	告示番号年月日		指定面積 (h a)	備考
				年月日	番号		
36	利 田	かがた	耶麻郡高郷村揚津	S48. 7. 23	1594	91. 00	
37	上永田	かみながた	石川郡平田村永田	S51. 2. 27	197	11. 80	
38	船 場	ふなば	いわき市内郷綴町	S51. 2. 27	197	14. 10	
39	軽井沢	かるいざわ	河沼郡柳津町軽井沢	S51. 7. 5	1035	15. 40	
40	奥 撫	おくなで	石川郡玉川村北須釜	S51. 7. 5	1035	11. 00	
41	老 沢	おいさわ	河沼郡柳津町砂子原	S51. 7. 5	1035	21. 00	
42	栄 田	さかえだ	いわき市常磐湯本町	S52. 6. 7 S58. 12. 17	880 1989	7. 22	
43	芦 沢	あしざわ	いわき市大久町	S53. 9. 12	1471	5. 90	
44	堺	さかい	南会津郡南郷村界	S55. 4. 4	806	11. 53	
45	信濃沢	しなのざわ	南会津郡南郷村和泉田	S56. 3. 17	543	11. 30	
46	夕 沢	ゆうざわ	南会津郡只見町布沢	S57. 3. 27	836	15. 99	
47	一ツ坪田	ひとつぼた	大沼郡昭和村下中津川	S58. 3. 31	903	7. 90	
48	鹿 子	かのこ	伊達郡梁川町大関	S59. 3. 31	839	10. 20	
49	長 窪	ながくぼ	河沼郡柳津町藤	S59. 3. 31	839	46. 40	
50	上ノ山沢	かみのやまさわ	大沼郡昭和村大芦	S60. 3. 27	699	41. 10	
51	富 岡	とみおか	東白川郡棚倉町富岡	S60. 3. 27	699	33. 30	
52	遅 沢	おそざわ	福島市小田遅沢	S61. 3. 25	780	19. 30	
53	下館山	しもだてやま	大沼郡三島町滝谷	S63. 3. 18	819	36. 10	
54	小 島	おじま	いわき市内郷小島町	H1. 3. 31	852	3. 65	
55	赤 坂	あかさか	東白川郡塙町常世北野	H1. 11. 8 H25. 3. 28	1878 281	30. 52	
56	高清水	たかしみず	福島市飯坂町湯野	H2. 3. 31	809	65. 00	
57	上ノ台	かみのだい	いわき市常磐上湯長谷町	H3. 3. 30 H8. 2. 23 H24. 3. 29	902 264 345	11. 00	
58	鳥 海	とりうみ	大沼郡三島町大谷	H3. 9. 19	1640	72. 58	
59	入高野	いりこうや	伊達郡霊山町大石	H5. 3. 25	962	11. 75	
60	鰻 内	うなぎうち	福島市立子山	H5. 3. 25	962	16. 83	
61	春 田	はるだ	福島市立子山	H5. 3. 25	962	8. 81	
62	水 抜	みずぬき	南会津郡下郷町栄富	H. 7. 7. 24	1396	24. 52	
63	堂 山	どうやま	耶麻郡山都町蓬萊	H. 7. 7. 24	1396	28. 70	
64	鴉 巢	とうのす	南会津郡南郷村鴉巢	H. 7. 7. 24	1396	33. 58	
65	天狗屋敷	てんぐやしき	大沼郡昭和村両原	H8. 2. 23	263	7. 60	
66	檀ノ浦	だんのうら	河沼郡柳津町柳津	H9. 10. 28	1581	6. 66	
67	浮島	うきしま	南会津郡只見町布沢	H11. 3. 23	783	5. 50	
68	台	だい	いわき市内郷宮町	H11. 3. 23	783	2. 41	
69	峰根	ほうね	いわき市内郷宮町	H14. 5. 24	459	5. 92	
70	蓬萊	ほうらい	耶麻郡山都町	H15. 10. 27	1420	193. 60	
71	下舟引	しもふねひき	耶麻郡山都町	H17. 3. 16	278	22. 47	
72	下川前	しもかわまえ	耶麻郡北塩原村	H17. 9. 22	1013	45. 60	
73	越巻	こしまき	いわき市常磐上湯長谷町	H19. 6. 26	844	6. 10	
74	菅谷	すがや	いわき市平下山口	H21. 11. 13	1210	11. 50	
75	葉ノ木平	はのきだいら	白河市字葉ノ木平	H24. 3. 29	345	5. 30	
76	金山	かなやま	耶麻郡西会津町下谷	R5. 3. 2	74	20. 95	
地すべり防止区域			75箇所			2,318.46	h a
ぼた山崩壊防止区域			1箇所			4.80	h a
地すべり等防止区域			76箇所			2,323.26	h a



## (2)地すべり防止区域

参考資料

農林水産省 農村振興局関係

令和4年4月1日 現在

整理 番号	農 林 水 産 省 告 示		地 区 名	ふりがな	所 在 地	区 域 面 積 (ha)
	指定年月日	告示番号				
1	昭和34年04月08日	247	大 谷	おおたに	喜多方市高郷町上郷	88.19
2	昭和34年12月28日	1167	大 芦	おおあし	喜多方市高郷町揚津	18.84
3	昭和37年08月27日	1114	早 稲 谷	わせだに	喜多方市山都町早稲谷	27.51
4	昭和37年08月27日	1115	川 前	かわまえ	喜多方市慶徳町豊岡	35.94
5	昭和38年03月12日	325	洲 谷	すだに	喜多方市山都町木幡	21.35
6	昭和38年03月12日	324	横 井 戸	よこいど	大沼郡金山町大字玉梨	16.15
7	昭和42年03月31日	514	高 目	たかめ	耶麻郡西会津町大字新郷	50.3
8	昭和44年03月31日	406	小 土 山	こつちやま	喜多方市高郷町磐見	60.54
	昭和55年03月29日	414				3.67
	平成4年08月27日	964				40.42
	平成12年04月05日	568				32.28
9	昭和44年03月31日	407	立 寄 堂	たちよりどう	喜多方市山都町早稲谷	29.27
	昭和53年10月21日	427				3.02
10	昭和44年03月31日	408	北 橋	きたはし	喜多方市山都町相川	20.25
11	昭和45年03月27日	395	大 谷 地	おおやじ	喜多方市山都町相川	32.6
12	昭和45年03月27日	396	塔ノ窪	とうのくぼ	喜多方市高郷町磐見	86.5
13	昭和46年03月16日	455	揚 津	あがつ	喜多方市高郷町揚津	91.3
	平成30年09月04日	1970				7.18
14	昭和47年02月18日	118	一 の 木	いちのき	喜多方市山都町一の木	108.33
15	昭和47年02月18日	119	磐 見	いわみ	喜多方市高郷町磐見	89.68
16	昭和48年03月07日	375	北 原	きたはら	喜多方市山都町木幡	25
17	昭和49年03月12日	189	宮 古	みやこ	喜多方市山都町蓬莱	41.4
	平成16年02月09日	255				18.68
18	昭和49年03月12日	189	太 田 賀	おおたが	喜多方市高郷町太田賀	35.5
19	昭和52年03月26日	298	沢 口	さわぐち	喜多方市山都町一の木	33.4
20	昭和52年03月26日	298	南 移	みなみうつし	田村市船引町南移	25
21	昭和54年03月31日	570	平 塩	ひらしお	東白川郡棚倉町大字北山本	10.97
22	昭和55年03月29日	399	越 戸	こえど	耶麻郡西会津町大字大綱木	22.81
23	昭和56年03月18日	370	中 反	なかざり	喜多方市山都町蓬莱	117.97
24	昭和57年03月15日	524	畑 子 沢	はたごさわ	喜多方市慶徳町松舞家	17.2
25	昭和57年11月09日	1760	塩 の 海	しおのうみ	東白川郡矢祭町大字茗荷	17.8
26	昭和58年03月23日	321	上 荒 川	かみあらかわ	いわき市平上荒川	40.4
27	昭和59年03月12日	630	束 松	たばねまつ	河沼郡会津坂下町大字束松	156.47
	平成9年06月18日	962				3.73
28	昭和61年01月09日	44	荒 屋	あらや	東白川郡塙町大字東河内	51.32
29	昭和61年01月09日	39	高 倉	たかくら	郡山市日和田町高倉	12.99
30	昭和61年12月23日	2032	草 場	くさば	石川郡平田村大字西山	8.05
31	昭和62年03月25日	341	東 沢	ひがしざわ	伊達市保原町柱田	16.14
32	昭和63年03月22日	294	上 平 石	かみひらいし	いわき市田人	45.3
33	昭和63年10月13日	1626	柏 葉 平	かしらばたいら	喜多方市山都町相川	78
34	平成1年03月29日	443	比 曾	ひそ	相馬郡飯館村比曾	35.8
35	平成2年03月16日	390	大 平 沼	おおだいらぬま	喜多方市熱塩加納町加納	31.7
36	平成2年03月29日	463	入 宝 坂	いりほうざか	東白川郡矢祭町大字宝坂	23.7
37	平成5年06月29日	764	桧 沢 山	ひさわやま	喜多方市熱塩加納町熱塩	24.65
38	平成5年07月15日	790	竹 の 花	たけのはな	白河市大字小田川	37.11
39	平成9年03月25日	418	獅 子 沢	ししざわ	喜多方市熊倉町	40.33
40	平成9年03月25日	417	道 地 山	どうちやま	喜多方市熊倉町都	27.04
41	平成29年9月11日	1406	洲 走	すばしり	河沼郡会津坂下町大字片門	14.89
			地区			ha
合 計			41			1,876.67

## (3)地すべり防止区域 林野庁関係

(令和5年4月1日現在)

整理 番号	農林水産省告示		地区名	所在地				指定面積 (ha)
	指定年月日	告示番号		郡(市)	町(村)	大字	字	
1	昭和37年8月17日	1052	山上	(相馬)	—	山上	白谷	25.40
2	昭和38年4月10日	446	半田山	伊達	桑折	南半田	風越	21.44
3	昭和34年6月13日	556	土湯下川原	(福島)	土湯温泉	—	下川原	5.75
4	昭和38年4月10日	446	土湯秋伐場	(福島)	土湯温泉	—	秋伐場	20.50
5	昭和37年5月21日	674	佐原	(福島)	佐原	—	二山陣川前	42.06
	昭和55年4月17日	482						(37.00)
6	昭和36年8月12日	818	撫木	(喜多方)	山都	一ノ木	高山	20.64
7	昭和36年8月12日	818	上藤沢	(喜多方)	山都	朝倉	草木沢	27.45
8	昭和39年5月12日	503	栃窪	(喜多方)	高郷	磐見	沼端	30.78
9	昭和36年8月12日	818	板ノ沢	(喜多方)	熱塩加納	—	背戸ノ森	43.11
	平成17年12月22日	1973						(2.64)
10	昭和37年8月17日	1052	慶徳	(喜多方)	慶徳	松舞家	下古屋敷	5.02
11	昭和36年8月12日	818	束松	河沼	会津坂下	束松	田中	7.74
12	昭和37年8月17日	1052	小椿	河沼	柳津	小椿	山中	48.07
	昭和54年3月9日	396						(6.85)
13	昭和37年8月17日	1052	銀山	河沼	柳津	牧沢	軽井沢	62.00
14	昭和36年8月12日	818	五畳敷	河沼	柳津	五畳敷	老沢	19.24
15	昭和37年8月17日	1052	牧沢	河沼	柳津	牧沢	滝替	14.61
16	昭和37年8月17日	1052	沼田	河沼	柳津	砂子原	沼田	5.20
17	昭和36年8月12日	818	西谷	大沼	金山	西谷	早稲田	14.14
18	昭和36年8月12日	818	白沢	大沼	金山	西谷	白沢口	87.11
	昭和55年7月8日	1051						(13.33)
	平成元年9月25日	1239						(22.58)
19	昭和36年8月12日	818	針生	南会津	南会津	針生	向山	140.12
20	昭和47年8月24日	1569	栃窪	(南相馬)	鹿島区	上栃窪	浜井場	12.63
21	昭和49年1月17日	8	木野反	東白川	塙	木野反	南沢	13.57
22	昭和51年2月20日	149	池の原	(喜多方)	高郷	池の原	西村	74.46
23	昭和51年2月20日	149	佐倉	(いわき)	川部	—	佐倉	5.37
24	昭和52年6月6日	562	田戸	(いわき)	四倉	—	田戸	10.99
25	昭和54年3月1日	391	抜戸	(喜多方)	高郷	上郷	抜戸	47.15
26	昭和54年3月1日	391	丸山	(須賀川)	—	勢至堂	丸山	96.63
27	昭和57年8月9日	1360	沖木沢	南会津	只見	布沢	沖木沢	40.80
28	昭和60年4月25日	582	下平	東白川	棚倉	福岡	下平	25.75
29	昭和61年3月17日	398	下平	(いわき)	平	上片寄	下平	30.00
30	昭和62年12月22日	1596	中山	(いわき)	四倉	上柳生	中山	55.40
31	昭和62年12月22日	1596	成沢	(いわき)	好間	大利	成沢	77.34
	平成元年9月25日	1232						(61.24)
32	昭和62年12月22日	1596	三ツ森山	(喜多方)	慶徳	松舞家	三ツ森山	7.16
33	昭和63年6月22日	851	芝	東白川	矢祭	関岡	芝	18.20
34	平成5年12月15日	1492	竹之内	東白川	塙	竹之内	竹之内	24.80
35	平成13年3月6日	3068	絹谷	(いわき)	平	絹谷	呉坪	7.51
36	平成18年9月25日	1274	泉田	(いわき)	渡辺町	泉田	萱落	8.50
37	平成19年5月9日	614	菖蒲沢	(いわき)	平	上片寄	菖蒲沢	8.34
38	平成20年7月7日	1080	上隠台	(福島)	土湯温泉町	—	上隠台	13.40
39	平成23年1月25日	229	野辺沢山	(喜多方)	熱塩加納町	相田	野辺沢山	24.00
40	平成28年6月22日	1335	高森	河沼	柳津町	猪倉野	高森	42.00
合計			40地区					1,284.38

\*追加指定箇所面積については、( )書きで内数

(資料:森林保全課)

# 8 海岸保全区域

参考資料

(1)農地海岸(農林水産省農村振興局関係)

平成27年4月1日 現在

整理番号	沿岸名	海岸名		所在地	海岸保全区域指定延長(m)
1	仙台湾沿岸	新地海岸	今神地区海岸	新地町	240
2	福島沿岸	相馬海岸	古磯部地区海岸 磯部地区海岸	相馬市	916
3	〃	相馬海岸	蒲庭地区海岸	相馬市	2,708
4	〃	相馬海岸	北海老地区海岸	相馬市・南相馬市	1,403
				相馬市	554
				南相馬市	849
5	〃	原町海岸	萱浜地区海岸	南相馬市	225
6	〃	原町海岸	小浜雫地区海岸	南相馬市	2,166
7	〃	原町海岸	小沢地区海岸	南相馬市	60
8	〃	小高海岸	村上地区海岸	南相馬市	1,050
9	〃	小高海岸	角部内地区海岸	南相馬市	200
10	〃	小高海岸	蛭沢地区海岸	南相馬市	240
11	〃	小高海岸	井田川地区海岸	南相馬市	1,045
12	〃	浪江海岸	棚塩地区海岸	南相馬市・浪江町	2,235
				南相馬市	564
				浪江町	1,671
13	〃	浪江海岸	中浜地区海岸	浪江町	17
14	〃	双葉海岸	細谷地区海岸	双葉町	532
15	〃	大熊海岸	北夫沢地区海岸	大熊町	474
16	〃	大熊海岸	熊川地区海岸	大熊町	1,330
17	〃	檜葉海岸	繁岡地区海岸	檜葉町	3,330
18	〃	檜葉海岸	山田浜地区海岸	檜葉町	650
19	〃	広野海岸	浅見川地区海岸	広野町	785
20	〃	広野海岸	高萩地区海岸	広野町	450
		合計	20地区	2市6町	20,056

(資料:農村基盤整備課)

## (2) 漁港海岸（水産庁関係）

（令和2年3月31日現在）

漁 港 名	所 在 市 町 村	保全区域延長（m）
釣 師 浜 漁 港	新 地 町	3,831
松 川 浦 漁 港	相 馬 市	1,874
真 野 川 漁 港	南 相 馬 市	2,713
請 戸 漁 港	浪 江 町	1,123
富 岡 漁 港	富 岡 町	1,522
久 之 浜 漁 港	い わ き 市	68
四 倉 漁 港	い わ き 市	2,184
豊 間 漁 港	い わ き 市	3,992
小 浜 漁 港	い わ き 市	310
勿 来 漁 港	い わ き 市	713
	計	18,330

## (3) 港湾海岸（国土交通省港湾局関係）

（平成30年3月31日現在）

港 湾 名	所 在 市 町 村	保全区域延長（m）
相 馬 港	新 地 町	1,661
〃	相 馬 市	1,663
小 名 浜 港	い わ き 市	410
江 名 港	い わ き 市	1,192
中 之 作 港	い わ き 市	1,601
久 之 浜 港	い わ き 市	537
	計	7,105

## (4) 一般海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）

参考資料

（令和4年4月1日現在）

地区海岸名	所在市町村	海岸線延長(m)
木崎	新地町	1,268
大浜	相馬市	5,869
古磯部	相馬市	780
蒲庭	相馬市	433
南海老	南相馬市	1,726
北泉大磯	南相馬市	2,768
渋佐萱浜	南相馬市	2,722
雫	南相馬市	200
小浜	南相馬市	145
小沢	南相馬市	1,596
塚原	南相馬市	489
村上	南相馬市	621
角部内	南相馬市	1,902
浦尻	南相馬市	921
棚塩	浪江町	1,321
請戸中浜	浪江町	900
浪江中浜	浪江町	490
双葉中浜	双葉町	648
郡山中野	双葉町	777
細谷	双葉町	597
夫沢	大熊町	288
熊川	大熊町	1,253
大熊小良ヶ浜	大熊町	1,001
富岡小良ヶ浜	富岡町	2,200
毛萱仏浜	富岡町	1,261
波倉	檜葉町	416
井出	檜葉町	1,515
前原	檜葉町	326
山田浜	檜葉町	598
下北迫（北釜）	広野町	1,510
下浅見川	広野町	325
折木	広野町	790
夕筋	広野町	1,255

地区海岸名	所在市町村	海岸線延長(m)
末続	いわき市	363
金ヶ沢	いわき市	500
久之浜	いわき市	2,466
仁井田	いわき市	3,090
草野下神谷	いわき市	1,409
夏井	いわき市	4,599
沼ノ内	いわき市	467
豊間	いわき市	1,510
永崎	いわき市	2,015
下神白	いわき市	187
剣浜	いわき市	2,285
岩間佐糠	いわき市	1,726
錦町（須賀）	いわき市	1,268
関田	いわき市	3,066

（資料：河川計画課）

## 9 宅地造成工事規制区域

(令和3年3月31日現在)

地区名	面積 (ha)	区 域	地区名	面積 (ha)	区 域
福島市 飯坂地区	4.9	1 農道殿上線 2 市道愛宕山線 3 市道愛宕西本線 4 農道音ヶ森線	福島市 清水町地区	752.0	1 伏拝字清水内と同字羽山岳との字界 2 伏拝字多杉と同字羽山岳との字界 3 市道大杉赤根坂線 4 国道4号線 5 伏拝字大杉と同字行人脇との字界 6 伏拝字内田と同字山合との字界 7 伏拝字山岸と同字諏訪平との字界 8 伏拝と黒岩との大字界 9 黒岩字沼端と同字諏訪山との字界 10 黒岩字沼ノ上と同字諏訪山との字界 11 黒岩字稲場と同字諏訪山との字界 12 黒岩字上ノ町と同字諏訪山との字界 13 黒岩字上ノ町と同字岩山との字界 14 阿武隈川 15 田沢と黒岩との大字界 16 市道南六角鋼屋線 17 市道神の前萩原線 18 市道神の前古浅川線 19 市道町下細町線 20 国道4号線 21 松川町浅川と清水町との大字界 22 平石と清水町との大字界 23 平石と伏拝との大字界 24 永井川と伏拝との大字界
福島市 信夫山地区	242.0	1 市道御山線 2 市道清水尻柿崎線 3 市道山居北原線 4 市道祓川北線 5 市道御山3号線 6 市道万世狐塚線 7 市道東光寺下養山線 8 市道西養山線 9 市道経大周囲線 10 市道道端線			
福島市 渡利地区	165.0	1 市道大久保岩下1号線 2 市道柳小路1号線 3 市道74号線 4 渡利字平内町と同字丸田との字界 5 渡利字平内町と同字平ヶ森との字界 6 渡利字岡ノ内と同字平ヶ森との字界 7 渡利字東土人と同字平ヶ森との字界 8 渡利字東土人と同字来迎山との字界 9 渡利字向山と同字来迎山との字界 10 渡利字向山と同字寺ノ入との字界 11 渡利字同森と同字寺ノ入との字界 12 渡利と小倉寺との大字界 13 国道114号線			
			計	1,163.9	

(資料：建築指導課)

(注) 区域は、各号に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域である。

# 10 知事が指定した建築確認区域

参考資料

町 村 名	指 定			指定後の変更事項 合併による新町村名	摘 要
	年 月 日	県告示番号	区域		
新 山 町	S25.12.25	第579号	一 部	双葉町	S57.2.23県公告第74号で都市計画区域編入
掛 田 町	S25.12.25	第579号	全 域	伊達市(旧霊山町)	H7.8.1県告示第238号で一部都市計画区域編入
矢 吹 町	S25.12.25	第579号	一 部		H7.8.1県公告第240号で全域都市計画区域編入
	S53.6.27	第850号			
大 越 町	S25.12.25	第579号	一 部	田村市	H8.6.4県公告第211号で都市計画区域編入
	H2.7.3	第704号	一 部		
守 山 町	S25.12.25	第579号	一 部	郡山市(旧田村町)	
浅 川 町	S25.12.25	第579号	一 部		H9.8.1県公告第318号で都市計画区域編入
日和田町	S25.12.25	第579号	一 部	郡山市	
常 葉 町	S25.12.25	第579号	一 部	田村市	S57.2.23県公告第80号で都市計画区域編入
鹿 島 町	S26.2.24	第171号	一 部	南相馬市	S57.2.23県公告第71号で都市計画区域編入
大 東 村	S39.9.25	第845号	一 部	須賀川市	
檜 葉 町	S44.5.9	第593号	全 域		H6.8.2県公告第231号で一部都市計画区域編入
	S54.4.24	第627号			
	S61.11.1	第1747号			
浪 江 町	S50.11.25	第1265号	一 部		S57.2.23県公告第73号で都市計画区域編入
下 郷 町	S52.1.4	第 8号	全 域		
磐 梯 町	S53.6.2	第733号	一 部		H8.5.31県告示第205号で都市計画区域編入
広 野 町	S54.4.24	第628号	一 部		H6.8.2県公告第231号で都市計画区域編入
西 郷 村	S63.12.27	第1951号	一 部		H7.8.1県公告第240号で一部都市計画区域編入
表 郷 村	S63.12.27	第1951号	全 域	白河市	H7.8.1県公告第240号で一部都市計画区域編入
東 村	S63.12.27	第1951号	全 域	白河市	H7.8.1県公告第240号で全域都市計画区域編入
泉 崎 村	S63.12.27	第1951号	全 域		H7.8.1県公告第240号で全域都市計画区域編入
中 島 村	S63.12.27	第1951号	全 域		H7.8.1県公告第240号で全域都市計画区域編入
大 信 村	S63.12.27	第1951号	全 域	白河市	H7.8.1県公告第240号で一部都市計画区域編入
棚 倉 町	S63.12.27	第1951号	一 部		S57.2.23県公告第85号で都市計画区域編入
塙 町	S63.12.27	第1951号	一 部		S43.10.25建設省告示第3196号で都市計画区域編入
三 春 町	H2.7.3	第704号	一 部		H3.7.12県公告第201号で都市計画区域編入
小 野 町	H2.7.3	第704号	一 部		H8.6.4県公告第211号で都市計画区域編入
船 引 町	H2.7.27	第808号	一 部	田村市	H7.8.1県告示第239号で都市計画区域編入
石 川 町	H3.9.6	第839号	一 部		H9.8.1県公告第318号で都市計画区域編入
古 殿 町	H3.9.6	第839号	全 域		
	H11.10.15	第910号			
鏡 石 町	H4.1.28	第 84号	一 部		S59.6.29県公告第258号で都市計画区域編入
長 沼 町	H4.1.28	第 84号	一 部	須賀川市	

(資料: 建築指導課)

# 1 1 市町村の開発指導要綱等の概要

《 内容に関する詳細等については必ず各市町村に確認してください。 》

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課	
		行為	面積等		
福島市	大規模土地利用事前指導要綱	土地の区画形質の変更	開発区域 5ha以上 開発区域内 農地 4ha超	都市計画課	
	大規模開発事前指導要綱	建築行為に伴う土地の区画形質の変更	都市計画区域内 5ha以上 都市計画区域外 1ha以上	開発建築指導課	
	開発行為等指導要綱	開発行為が該当しない建築行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 3,000㎡以上	開発建築指導課	
	ゴルフ場開発指導要綱	ゴルフ場、関連する複合リゾート地の開発		〃	
	景観条例	建築物の新築・増改築・移転、外観の修繕・模様替え、色彩の変更	〈特定届出対象行為〉 建築面積1,000㎡超又は高さ10m超		都市計画課
		工作物の新設・増改築・移転、外観の修繕・模様替え、色彩の変更	〈特定届出対象行為〉 築造面積1,000㎡超又は高さ10m超（塀類5m・電線支持物20m超）		
		開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）	面積10,000㎡超		
		土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積10,000㎡超		
		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積500㎡超又は高さ3m超		
	建築物等の道路に関する指導要綱	建築物の敷地に接する幅員が1.8m以上4.0m未満の道路等			開発建築指導課
中高層建築物の建築に関する指導要綱	高さ10m超の建物（低層住居専用地域にあっては、軒高7m超又は地上3階以上の建築）			開発建築指導課	



市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
会津若松市	開発行為等指導要綱	建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	市街化区域 1,000㎡以上	開発管理課
			市街化調整区域 すべて	
	開発事業指導要綱	都市計画区域外の土地の造成	1ha以上（放流水が湖沼又はかんがい用水路等に流入する場合は0.3ha以上1ha未満）	開発管理課
	租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務要綱	開発許可を要しない土地の造成の認定	1,000㎡未満より	開発管理課
	開発許可申請等の手続き要綱	開発行為の申請等		開発管理課
	開発許可等に係る事務処理要領	開発行為の許可承認、他法令との調整等		開発管理課
	違反開発行為等事務処理要領	違反行為等に対する措置等	市街化区域 1,000㎡以上	開発管理課
			市街化調整区域 全て	
	工事完了検査事務処理要領	検査、検査済証、完了公告等	開発行為	開発管理課
	景観条例 （※重点地区については別に届出基準あり）	建築物の新築、色彩の変更等	高さ10m以上、3階建て以上かつ延べ床面積500㎡以上、延べ床面積1,000㎡以上	都市計画課
		開発行為等	3,000㎡以上又は法面の高さ5m以上かつ長さ10m以上	
		屋外物品の集積・貯蔵	高さ3m以上又は面積500㎡以上	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等、高さ5m以上</li> <li>・煙突等、高さ10m以上</li> <li>・電線路等の支障物、高さ20m以上</li> <li>・高架水槽等、高さ10m以上又は築造面積1,000㎡以上</li> </ul>	
中高層建築物等の建築に関する指導要綱	高さ10mを超える建築等		建築住宅課	
みなし道路に関する指導要綱	みなし道路に接する土地での建築等		建築住宅課	

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
郡山市	郡山市建築行為等にかかわる後退用地に関する要綱	みなし道路に接する土地での建築、門・への設置等		開発建築指導課
	郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱	高さ10m以上又は地上3階以上の建築等		開発建築指導課
	郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱	共同住宅型集合建築物、ワンルーム形式共同住宅で住戸数10以上のものの建築		開発建築指導課
	郡山市ゴルフ場開発指導指針	ゴルフ場開発		公有資産 マネジメント課
	郡山市景観づくり条例 (※重点地区については別に届出基準あり)	建築物の建築等	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超	開発建築指導課
		工作物の建設等	擁壁等、高さ5m超	
			鉄柱、煙突、電波塔等、高さ13m超	
			電気供給用電線路等、高さ20m超	
			高架水槽等、高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	
		土地の区画形質の変更等	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超	
	屋外における物品の堆積等	高さ3m超又は面積500㎡超		
	郡山市1ヘクタール以上の開発行為に関する事務処理要綱	1ha以上の開発行為		開発建築指導課
	郡山市開発許可申請等に係る事務処理要領	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	開発建築指導課
郡山市開発許可申請等の手続要綱	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	開発建築指導課	
郡山市違反開発行為等事務処理要領	違反開発行為等		開発建築指導課	
いわき市	開発行為指導要綱	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	建築指導課
	ゴルフ場開発事業指導要綱	ゴルフ場開発		建築指導課
	いわき市の景観を守り育て創造する条例	土地の区画形質の変更等	面積が3,000㎡を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生じるもの	都市計画課
屋外における物品の集積又は貯蔵		面積500㎡を超えるもの又は積み上げの高さ3mを超えるもの		

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課	
		行為	面積等		
白 河 市	建築行為等に係る後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建築住宅課	
	中高層建築物の建築に関する指導要綱	高さ10mを超える建築等		建築住宅課	
	景観条例 (※重点区域については別に届出基準あり)	建築物の建築等	高さ10m以上又は3階建以上かつ延面積500㎡以上又は延面積1,000㎡以上等		都市計画課
		工作物の建設等	擁壁等、高さ5m以上等		
		開発行為	面積3,000㎡以上		
		土地の形質の変更等	面積3,000㎡以上又は法面の高さ5m以上かつ長さ10m以上等		
		屋外における物品の堆積等	高さ3m以上又は面積500㎡以上等		
	開発行為指導要綱	開発行為		都市計画課	
開発行為の許可申請手続要綱	同上		都市計画課		
大規模開発行為に関する指導要綱	同上		都市計画課		
須 賀 川 市	須賀川市開発事業指導要綱	都市計画区域外の開発行為	0.3ha以上1ha未満	都市計画課	
	須賀川市開発許可等の手続要綱	開発行為		都市計画課	
	須賀川市開発許可等に係る事務処理要領	開発行為		都市計画課	
	須賀川市中高層建築物の建築に関する指導要綱	高さ10mを超える建築等		建築住宅課	
	須賀川市建築行為等にかかわる後退用地に関する要綱	みなし道路に接する土地での建築等		建築住宅課	
喜 多 方 市	喜多方市開発行為指導要綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市開発行為の許可申請手続き要綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市開発行為に関する事務処理要領	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市工事完了検査に関する事務処理要領	開発許可をした開発行為		都市整備課	
	喜多方市大規模開発行為に関する指導要綱	開発行為	5ha以上	都市整備課	
	喜多方市違反開発行為に関する事務処理要領	開発行為等の規制に違反する開発行為及び建築物の建築		都市整備課	
	喜多方市景観条例	建築物の建築等	10m超又は建築面積500㎡超等		都市整備課
		工作物の建設等	10m超又は築造面積1,000㎡超等		
		開発行為	3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超		
		土地の開墾等	3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超		
屋外における土石等の堆積		高さ3m以上又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超			
	水面の埋立て又は干拓	3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超			

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
相馬市	相馬市建築行為等に係る後退用地等に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建築課
	災害危険区域に関する条例	住居の用に供する建築物の建築の禁止	津波による災害の危険が著しい区域約110ha	都市整備課
二本松市	大規模開発指導要綱	土地の区画形質の変更	5ha以上	都市計画課
	都市計画法施行細則	開発行為	都市計画区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 1ha以上	都市計画課
	都市計画法に基づく開発許可の事務処理に関する要綱	開発行為	都市計画区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 1ha以上	都市計画課
	開発工事の検査に関する要綱	開発許可をした開発行為		都市計画課
	違反開発行為等事務処理要綱	開発行為等の規制に違反する開発行為		都市計画課
	宅地開発指導要綱	開発行為	0.1ha以上（例外規定あり）	都市計画課
	景観条例	建築物の建築等	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超	都市計画課
		工作物の建設等	擁壁等の場合高さ5m超、柱・貯蔵施設等の場合高さ13m超又は築造面積が1,000㎡超、電線路等の支持物の場合20m超	
		広告物の設置等	高さ13m超又は表示面積の合計15㎡超	
		土地の区画形質の変更	面積3,000㎡超又は法面の高さ5mを超え長さ10m超	
鉱物の採取又は土石類の採取		面積3,000㎡超又は法面の高さ5mを超え長さ10m超		
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ3m超又は面積500㎡超		
建築行為等に係る後退用地に関する要綱	みなし道路に接する土地における建築物及び門、へい等		建築住宅課	
中高層建築物等の建築に関する指導要綱	高さ10mを超える建築物等		建築住宅課	
阿武隈川出水災害危険区域に関する条例	居室の用に供する建築物の建築の禁止	阿武隈川の出水により災害の危険が著しい区域約141ha	建築住宅課	
田村市	田村市都市計画法施行細則	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画課
	田村市開発行為指導要綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画課
	田村市建築物等の建築に関する指導要綱	みなし道路に接する土地での建築等		都市計画課
南相馬市	建築行為にかかると後退用地の取扱要綱	みなし道路に接する門、塀、建築の設置等		建築住宅課
	南相馬市災害危険区域に関する条例	住居の用に供する建築物の建築の禁止	津波による災害の危険が著しい区域約2,045ha	建築住宅課

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
伊達市	伊達市開発許可申請等の 手続要綱	市街化区域	1,000㎡以上	都市整備課
		市街化調整区域	すべて	
		都市計画区域外	1ha以上	
	伊達市開発許可等に係 る事務処理要領	市街化区域	1,000㎡以上	都市整備課
		市街化調整区域	すべて	
		都市計画区域外	1ha以上	
	伊達市1ヘクタール以 上の開発に関する事務 処理要綱	1ヘクタール以上の開発行為		都市整備課
伊達市開発許可に関す る工事検査事務処理要 領	開発許可をした開発行為		都市整備課	
伊達市違反開発行為等 事務処理要領	開発行為違反、都市計画法違反等		都市整備課	
伊達市建築行為に係る 後退用地に関する指導 要綱	みなし道路に接する土地での建築、門、塀の設 置等		都市整備課	
本宮市	本宮市開発事業指導要 綱	土地の造成(※)	0.1ha以上 (例外規定あり)	政策推進課
		土地の取得	0.1ha以上	

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
桑折町	該当なし			
国見町	該当なし			
川俣町	建築行為等に係る後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建設水道課
大玉村	大玉村開発事業指導要綱	土地の造成	0.1ha以上（例外規定あり）	建設課
	大玉村ふるさと景観保護条例	土地区画形質の変更等	1,000㎡を超えるもの	環境保全課
	大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例	太陽電池の合計出力10kw以上の太陽光発電設備の設置 建物の屋根等に設置するものは除く		環境保全課
鏡石町	鏡石町土地開発事業指導要綱	開発行為	3,000㎡以上（例外規定あり）	企画財政課
天栄村	天栄村土地開発指導要綱	土地の造成	5,000㎡以上（例外規定あり）	企画政策課
下郷町	該当なし			
檜枝岐村	該当なし			
只見町	開発事業指導要綱	開発行為等	1,000㎡以上	総務企画課
南会津町	南会津町建築物等の建築に関する指導要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建設課
		建築物の建築等	高さ10m超又は建築面積500㎡超等	総合政策課
	工作物の建設等	擁壁等、高さ5m超等		
	開発行為	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超		
	土地の形質の変更等	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超		
	屋外における物件の堆積等	高さ3m超又は面積500㎡超		
水面の埋立等	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超			

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
北塩原村	北塩原村開発事業指導要綱	面積2,000㎡以上の開発行為又は3階以上の建築等		企画室
西会津町	該当なし			
磐梯町	開発事業指導要綱	土地の造成(※)	5ha以上	政策課
		土地の取得	5ha以上	
猪苗代町	猪苗代町まちづくり指導要綱	面積3,000㎡以上の開発行為、建築物等の高さが13mを超え又は建築面積等が1,000㎡を超える場合等		企画財務課
会津坂下町	会津坂下町開発事業指導要綱	土地の造成および開発	1ha以上	政策財務課
湯川村	湯川村建築物等の建築に関する指導要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		産業建設課
柳津町	該当なし			
三島町	該当なし			
金山町	金山町自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	開発行為	1ha以上	商工観光課
昭和村	開発行為等に対する指導要綱	開発行為で面積1,500㎡以上又は計画戸数10戸以上のもの、3階以上の建築等		建設係
会津美里町	会津美里町開発指導要綱	開発行為	市街化区域：1,000㎡以上、市街化調整区域：原則として全て、非線引き都市計画区域：3,000㎡以上、都市計画区域外：10,000㎡以上	建設水道課

市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課	
		行為	面積等		
西 郷 村	開発指導要綱	開発行為等	非線引き都市計画区域：3,000㎡以上、 都市計画区域外：10,000㎡以上	建設課	
	中高層建築物の建築に関する指導要綱	都市計画区域内で行う高さ10m以上の建築			
	建築行為に係る後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等			
	西郷村太陽光発電設備設置事業指導要綱	設置面積1,000㎡以上の太陽光パネル等の設置		環境保全課	
泉 崎 村	建築行為に係る後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建設水道課	
中 島 村	中島村公園等整備促進に関する要綱	同要綱の特別計画区域内の土地の所有権の移転等、建築、土地用途変更、土地造成等		建設課	
	中島村建築行為等に係る後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		建設課	
矢 吹 町	矢吹町建築行為にかかる後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築		都市整備課	
棚 倉 町	棚倉町建築行為等にかかる後退用地に関する要綱	幅員4m未満のみなし道路に接する土地での建築等		整備課	
矢 祭 町	該当なし				
埴 町	埴町建築行為等にかかる後退用地に関する要綱	幅員4m未満の道路（みなし道路）に接する土地での建築等		まち整備課	
鮫 川 村	ゴルフ場開発事業指導要綱	ゴルフ場開発		村づくり推進室	
石 川 町	石川町建築行為等にかかわる後退用地に関する要綱	建築基準法第42条第2項に該当する道路（みなし道路）に接する土地での建築等		都市建設課	
玉 川 村	玉川村建築行為にかかわる後退用地に関する要綱	幅員4m未満の道路（みなし道路）に接する土地での建築等		地域整備課	
平 田 村	平田村建築行為等にかかわる後退用地に関する要綱	みなし道路に接する土地での建築、門・への設置等		産業建設課	
浅 川 町	浅川町建築行為等にかかわる後退用地に関する要綱	幅員4m未満の道路（みなし道路）に接する土地での建築等		建設水道課	
古 殿 町	該当なし				
三 春 町	三春町ゴルフ場開発指導要綱	ゴルフ場開発		建設課 都市グループ	
	美しいまちをつくる三春町景観条例	大規模な建築物などの新築等及び土地の区画形質の変更 太陽光発電設備の設置			
	三春町開発行為等事前指導要綱	建築物（新築・増築・改築・移転）	全ての開発行為等		
		建築物（外観の模様替え・色彩の変更）	建築物の維持管理等のために通常行う行為を除く全ての開発行為等		
		工作物（擁壁・塀類等）	高さ2mを超える擁壁等		
	工作物（観覧車等の遊戯施設類・コンクリートプラント等の製造施設類等）	全ての開発行為等			
	土地の造成等	全ての開発行為等（例外規定あり）			
木竹の伐採	全ての開発行為等（例外規定あり）				



市町村	要綱等の名称	主な対象		担当課
		行為	面積等	
小野町	小野町開発事業指導要綱	土地の取得等、 開発	都市計画区域外 10,000㎡以上 都市計画区域 3,000㎡以上	企画政策課
広野町	広野町開発事業指導要綱	土地の造成 土地の取得	1ha以上（例外規定あり） 1ha以上	復興企画課
	広野町まちづくりのための建築に係る手続き条例	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を伴う建築等		
檜葉町	該当なし			
富岡町	開発事業指導要綱	土地の造成（※）	1ha以上（例外規定あり）	企画課
川内村	該当なし			
大熊町	大熊町建築行為にかかわる後退用地に関する指導要綱	みなし道路に接する土地での建築、門、へいの設置等		復興事業課
	大熊町林地適正利用指導要領	開発行為	1ha以下（例外規定あり）	産業課
双葉町	双葉町開発事業指導要綱	土地の造成（※） 土地の取得	1ha以上（例外規定あり） 1ha以上	建設課
	双葉町ゴルフ場開発事業指導要綱	ゴルフ場開発事業	9ホール以上のもので、ゴルフ場利用税が課されるもの	復興推進課
	双葉町建築行為にかかわる後退用地に関する指導要綱	みなし道路に接する土地での建築、門、へいの設置等		建設課
	双葉町中野地区復興産業拠点まちづくりガイドライン	景観の自然環境との調和等	中野地区復興産業拠点区域内	復興推進課
浪江町	開発事業指導要綱	土地の造成（※） 土地の取得	1ha以上（例外規定あり） 1ha以上	企画財政課
	浪江町災害危険区域に関する条例	建築物の建築の制限	大字北幾世橋、大字棚塩、大字請戸、大字中浜、大字両竹の一部又は全部	建設課
葛尾村	開発事業指導要綱	土地の造成 土地の取得	5ha以上（例外規定あり） 5ha以上	総務課
新地町	新地町開発事業指導要綱	一団の土地（新地町内にその土地の一部が存在する場合を含む。）の面積が0.5ha以上の民間の開発事業（農林漁業の用以外の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に関する事業をいう。以下同じ。）について適用する。		都市計画課
	災害危険区域に関する条例	建築物の建築の制限	東日本大震災により住居等が全壊流失した区域等	都市計画課
飯舘村	いいたて美しい村づくり推進条例	再生可能エネルギー発電設備・一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設・屋外広告物設置のための行為		村づくり推進課
	いいたて美しい村づくり推進条例施行規則	建築物又は工作物の新築、色彩の変更等 屋外における物件の堆積	高さ13メートル超又は建築面積1,000平方メートル超 高さ3メートル超又は使用する土地の面積が500平方メートル超	
飯舘村	該当なし			

(注) 1「開発行為」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。

2「土地の造成」とは、農林漁業の用以外の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。

3「（※）」は、都市計画法の開発許可を要する開発行為については、要綱の一部規定が適用されないことを示します。

4「土地の取得」とは、所有権その他の土地の使用収益を目的とする権利を設定又は移転する（予約も含む。）ことです。

# 12 市町村の所在地等

参考資料

R5. 4. 1

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号（代表等）
福島市	960-8601	福島市五老内町3-1	(024) 535-1111
会津若松市	965-8601	会津若松市東栄町3-46	(0242) 39-1111
郡山市	963-8601	郡山市朝日一丁目23番7号	(024) 924-2491
いわき市	970-8686	いわき市平字梅本21	(0246) 22-1111
白河市	961-8602	白河市八幡小路7-1	(0248) 22-1111
須賀川市	962-8601	須賀川市八幡町135	(0248) 75-1111
喜多方市	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	(0241) 24-5206
相馬市	976-8601	相馬市中村字北町63番地の3	(0244) 37-2132
二本松市	964-8601	二本松市金色403番地1	(0243) 23-1111
田村市	963-4393	田村市船引町船引字畑添76番地2	(0247) 81-2111
南相馬市	975-8686	南相馬市原町区本町2丁目27	(0244) 22-2111
伊達市	960-0692	伊達市保原町字舟橋180番地	(024) 575-1111
本宮市	969-1192	本宮市本宮字万世212	(0243) 33-1111
桑折町	969-1692	伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7	(024) 582-2111
国見町	969-1792	伊達郡国見町大字藤田字一丁目田二1番7	(024) 585-2111
川俣町	960-1492	伊達郡川俣町字五百田30	(024) 566-2111
大玉村	969-1392	安達郡大玉村玉井字星内70	(0243) 48-3131
鏡石町	969-0492	岩瀬郡鏡石町不時沼345	(0248) 62-2117
天栄村	962-0592	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78	(0248) 82-2111
下郷町	969-5345	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000	(0241) 69-1122
檜枝岐村	967-0525	南会津郡檜枝岐村字下ノ原880	(0241) 75-2311
只見町	968-0498	南会津郡只見町大字只見字雨堤1039	(0241) 82-5210
南会津町	967-8501	南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1	(0241) 62-6210
北塩原村	966-0485	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151	(0241) 23-3111
西会津町	969-4495	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308	(0241) 45-2211
磐梯町	969-3392	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855	(0242) 74-1211
猪苗代町	969-3123	耶麻郡猪苗代町字城南100	(0242) 62-2111
会津坂下町	969-6592	河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662	(0242) 84-1504
湯川村	969-3593	河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18	(0241) 27-8800

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号(代表等)
柳 津 町	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234	(0241) 42-2112
三 島 町	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350	(0241) 48-5511
金 山 町	968-0011	大沼郡金山町大字川口字谷地393	(0241) 54-5111
昭 和 村	968-0103	大沼郡昭和村大字下中津川字中島652	(0241) 57-2111
会津美里町	969-6292	大沼郡会津美里町字新布才地1番地	(0242) 55-1122
西 郷 村	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40	(0248) 25-1111
泉 崎 村	969-0196	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145	(0248) 53-2111
中 島 村	961-0192	西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1	(0248) 52-2111
矢 吹 町	969-0296	西白河郡矢吹町一本木101	(0248) 42-2111
棚 倉 町	963-6192	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33	(0247) 33-2111
矢 祭 町	963-5192	東白川郡矢祭町大字東館字館本66	(0247) 46-3131
塙 町	963-5492	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目21	(0247) 43-2111
鮫 川 村	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39-5	(0247) 49-3111
石 川 町	963-7893	石川郡石川町字長久保185-4	(0247) 26-2111
玉 川 村	963-6312	石川郡玉川村大字小高字中畷9	(0247) 57-3101
平 田 村	963-8292	石川郡平田村大字永田字切田116	(0247) 55-3115
浅 川 町	963-6292	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112-15	(0247) 36-4121
古 殿 町	963-8304	石川郡古殿町大字松川字新桑原31	(0247) 53-3111
三 春 町	963-7796	田村郡三春町字大町1-2	(0247) 62-2111
小 野 町	963-3492	田村郡小野町大字小野新町字館廻92	(0247) 72-2111
広 野 町	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	(0240) 27-2111
檜 葉 町	979-0696	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	(0240) 25-2111
富 岡 町	979-1192	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	(0240) 22-2111
(郡山支所)	963-0201	郡山市大槻町字原ノ町49番地1	(024) 983-9021
(いわき支所)	970-8024	いわき市平北白土字宮前8	(0246) 88-1987
川 内 村	979-1292	双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	(0240) 38-2111
大 熊 町	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717	(0240) 23-7584
双 葉 町	979-1495	双葉郡双葉町大字新山字前沖28	(0240) 33-2111
(いわき事務所)	974-8212	いわき市東田町2-19-4	(0246) 84-5200
浪 江 町	979-1592	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2	(0240) 34-2111
葛 尾 村	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字落合16	(0240) 29-2111
新 地 町	979-2792	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30	(0244) 62-2111
飯 館 村	960-1892	相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1	(0244) 42-1611

# 13 国関係機関の所在地等

参考資料

名称	郵便番号	所在地	電話番号
環境省	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	(03) 3581-3351
関東地方環境事務所	330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	(048) 600-0516
檜枝岐自然保護官事務所	967-0525	福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原867-1	(0241) 75-7301
日光国立公園管理事務所	321-1434	栃木県日光市本町9-5	(0288) 54-1076
那須管理官事務所	325-0301	栃木県那須郡那須町湯本207-2 那須高原ビジターセンター 2 F	(0287) 76-7512
東北地方環境事務所	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6F	(022) 722-2870
裏磐梯自然保護官事務所	969-2701	福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯1093	(0241) 32-2221
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581-4111
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	(022) 263-1111
福島財務事務所	960-8112	福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎5階	(024) 535-0301
国税庁	100-8978	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581-4161
仙台国税局	980-8430	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	(022) 263-1111
文化庁（京都庁舎）	602-8959	京都府京都市上京区下長者町通新町 西入藪之内町85番4	(075) 451-4111
（東京庁舎）	100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	(03) 5253-4111
農林水産省	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	(03) 3502-8111
東北農政局	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	(022) 263-1111
林野庁	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	(03) 3502-8111
関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	(027) 210-1155
経済産業省	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501-1511
東北経済産業局	980-8403	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	(022) 263-1111
国土交通省	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	(03) 5253-8111
東北運輸局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	(022) 299-8851
東北地方整備局	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(022) 225-2171
福島河川国道事務所	960-8584	福島県福島市黒岩字榎平36	(024) 546-4331
郡山国道事務所	963-0117	福島県郡山市安積荒井一丁目5番地	(024) 946-0333
磐城国道事務所	970-8026	福島県いわき市平字五色町8-1	(0246) 23-2211
北陸地方整備局	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	(025) 280-8880
阿賀川河川事務所	965-8567	福島県会津若松市表町2-70	(0242) 26-6441